

令和2年12月14日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成30年(行ウ)第1号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 令和2年10月12日

判 決

5 金沢市

原 告

金沢市鞍月1丁目1番地

被 告 石川県知事 谷本正憲

同訴訟代理人弁護士 小 堀 秀 行

10 森 岡 真 一

同 指 定 代 理 人 浅 野 裕 一

宮 本 喜 隆

小 杉 浩

北 村 都

15 山 村 拓

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

被告は、別表「議員氏名」欄記載1ないし9の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額及びこれに対する平成29年5月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

25 1 事案の要旨

本件は、石川県の住民である原告が、石川県議会の議員である別表「議員氏

名」欄記載の各議員（以下「本件各議員」と総称する。）が平成28年度に石川県から交付を受けた政務活動費を支出したことについて、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額は違法であり、本件各議員は、石川県に対し、違法に支出された上記金額に相当する金員を不当利得として返還すべきところ、被告がその返還請求を怠っているとして、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する平成29年5月2日（平成28年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すべきことを求める事案である。

2 関係法令等の定め

（1）地方自治法

（調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等）

第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

（2）石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年石川県条例第22号。）

以下「本件条例」という。)

(趣旨)

5

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定により、石川県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し交付する政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

10

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

15

(政務活動費の請求、交付等)

第8条 会派の代表者及びその所属議員は、前条第1項の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月（中略）に、当該四半期に属する月数分（中略）の政務活動費を知事に請求するものとする。（以下省略）

(収支報告書)

20

第9条 会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

(2項、3項省略)

25

4 会派の代表者及びその所属議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し（第11条1項において「領収書等の

写し」という。)を併せて提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

5

第10条 会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入の総額からその年度において行った政務活動費に係る支出(別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。)の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

10

(議長の調査及び透明性の確保)

第12条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

別表(2条関係)

政務活動に要する経費	内容
調査研究費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費
広聴広報費	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
事務費	会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(研修費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費及び事務所費は省略。)

15

(3) 石川県政務活動費運用基準(マニュアル)

「石川県政務活動費運用基準(マニュアル)」(乙5。以下「本件マニュアル」という。)は、石川県議会が平成25年4月に作成し、平成26年度に改訂したものであり、その定めは別紙「石川県政務活動費運用基準(マニュアル)」のとおりである(本件マニュアルの目次記載6ないし11は省略)。

ただし、同 7 のうち①調査研究費、③広聴広報費、⑨事務費及び⑩人件費は省略せず。)。

3 前提事実（当事者間に争いがない事実及び弁論の全趣旨により容易に認定することができる事実）

5 (1) 当事者等

原告は、石川県（以下、単に「県」ということがある。）の住民である。

被告は、県の執行機関である。

本件各議員は、いずれも平成 28 年度中に石川県議会の議員の職にあった者である（以下、別表の「議員氏名」欄記載の番号及び議員の氏をもって、
10 それぞれ「下沢議員（1）」などという。）。

(2) 政務活動費の交付

被告は、平成 28 年度分の政務活動費として、本件各議員のうち富瀬議員（4）に対しては 354 万円を交付し、その余の議員に対しては各 360 万円を交付した。

15 (3) 政務活動費の支出（弁論の全趣旨）

本件各議員は、平成 28 年度中に、別紙 1 ないし 10 における「支出内容」及び「支出金額」欄記載の各費用のうち、全部又は一部に相当する金額を同年度に交付を受けた政務活動費から支出した（以下「本件各支出」という。）。

政務活動費から支出した金額は、対応する上記各表の「充当金額」欄記載のとおりである。
20

本件各議員は、本件条例 9 条及び本件マニュアルに基づき、平成 29 年 5 月 1 日までに、石川県議会議長（以下、単に「議長」ということがある。）に対し、平成 28 年度の政務活動費收支報告書（以下、単に「收支報告書」という。）及び政務活動報告書（以下、收支報告書と併せて「收支報告書等」という。）を提出した。
25

(4) 本件訴訟に至る経緯

原告は、平成29年11月13日、本件各議員が平成28年度中の政務活動費を充当した費用の中には充当が許されない違法な支出が含まれるなどと主張して、同支出に係る政務活動費の返還請求をするよう被告に勧告することを求める住民監査請求を行ったが、石川県監査委員は、平成30年1月1日付けで、原告に対し、請求を棄却する旨の監査結果を通知した。

原告は、同年2月9日、本件訴えを提起した。

4 争点

- (1) 本件各支出は政務活動費を充てることができないものか
- (2) 本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日等

5 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（本件各支出は政務活動費を充てることができないものか）について

ア 原告の主張

本件各議員は、平成28年度中に、別紙1ないし10における「支出内容」「支出金額」欄記載の各費用のうち、対応する上記各表の「充当金額」欄記載のとおり、その全部又は一部に相当する金額を同年度に交付を受けた政務活動費から支出した（本件各支出）。

しかしながら、本件各支出のうち、対応する上記各表の「違法支出額」欄記載の金額（ただし、同欄記載の金額が「0」であるものを除く。以下同じ。）は、政務活動費を充てることができないものである。その理由は、以下のとおりである。

（ア）政務活動費を充てることができる支出

地方自治法100条14項は、普通地方公共団体が会派又は議員に交付した「政務活動費を充てができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定する。

それゆえ、本件条例は、2条1項において調査研究等の政務活動「に

要する経費に対して交付することとし、同条2項では「別表に定める政務活動に要する経費に充てること」と規定し、同別表（2条関係）（以下「本件条例別表」という。）において各「政務活動に要する経費」の「内容」を規定する（以下、本件条例別表に定める政務活動に要する経費を「条例所定経費」という。）。加えて、本件条例は、「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならない」と規定する。

そのため、当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書面を議長に提出していない支出は、政務活動に要する経費であるとは認められない。政務活動費支出証明書や政務活動報告書は、議員自身が記載したものであるから、本件条例に規定する「その他の支出を証する書面」ではない。

また、本件マニュアルは条例ではないから、政務活動費を充てることができる支出であるか否かを判断するに当たり、本件マニュアルの内容を参照する余地はない。

(イ) 収入額を超える支出額

地方自治法100条14項に規定する「議員の調査研究その他の活動の一部」である政務活動費は、石川県が交付した政務活動費であるゆえに、未執行がない場合は、本件条例9条に規定する収支報告書の「収入及び支出」は同額となるのであって、本件条例の規定で使途管理されている支出について、収支報告書において収入額を超える支出額はあり得ない。

ところが、下沢議員（1）、吉崎議員（5）、安居議員（6）、作野議員（7）及び田中議員（9）は、平成28年度の収支報告書に収入額を超える支出額を記載していることから（甲3、7～9、11）、同報告書の記載には地方自治法及び本件条例に違反する支出が含まれており、この

ことは、同議員らの政務活動費の使途管理に問題があることを裏付けるものである。

(ウ) 調査研究費（別紙1，2）

本件各支出のうち調査研究費に係るものに関し、別紙1及び2の「違法支出額」欄記載のものは、条例所定経費に該当しない。その理由は、
5 以下のとおりである。

a ガソリン代

車議員（8）は別紙1番号2等記載のとおり及び田中議員（9）は
10 別紙2番号3等記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」とする「支
出金額」につき、政務活動費を充当した。

しかしながら、本件マニュアルにおいて、ガソリン代の支出を裏付
ける書面の提出が不要であるとしていること及び議員自身が記載する
政務活動報告書をもって支出を裏付ける書面であると規定することは、
本件条例に違反するものであるし、政務活動に要する経費との関連性
15 を裏付ける資料の提出がないガソリン代は、同議員らが実施した調査
研究に要する経費ではない。

したがって、上記各支出は条例所定経費に該当しない。

b その他の支出

車議員（8）は、別紙1記載のとおり、「支出内容」を「白山商工会
20 総会 意見交換会 負担金」等とする「支出金額」（番号64等）につ
き、政務活動費を充当した。また、田中議員（9）は、別紙2記載の
とおり、「支出内容」を「加賀市消防協議会 平成28年度定例総会 会
議費」等とする「支出金額」（番号10等）につき、政務活動費を充当
した。

しかしながら、地方自治法2条5項によれば、県の事務は、地域に
おける事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理

することとされる事務であって、広域にわたるもの及び基礎的な地方公共団体である市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理することとされている。したがって、議員の調査研究の対象も、上記県の事務を対象としているか否かについて見極めることが必要になるところ、別表A及びBの「原告の主張」欄記載のとおり、上記各支出の一部は県の事務でないものを対象としているから、条例所定経費に該当しない。その他理由の詳細は、別表A及びBの「原告の主張」欄記載のとおりである。

10 (エ) 広聴広報費（別紙3，4）

本件各支出のうち広聴広報費に係るものに関し、別紙3及び4の「違法支出額」欄記載のものは、条例所定経費に該当しない。その理由は、以下のとおりである。

a 2分の1を超えて充当することができないもの

15 (a) 富瀬議員（4）は、別紙3記載のとおり、「支出内容」を「第一種定形 @ 92 2, 168通」等とする「支出金額」の全部（番号1, 2, 5～18）又は15分の14相当額（番号3, 4）につき、政務活動費を充当した。

しかしながら、広聴広報活動の経費は、経費の性格上、必ず議員の自己宣伝的な側面を有するために後援会活動の側面を有するものであって、当該支出額の2分の1が政務活動費で充当支出する経費であるから、当該議員の特段の合理的な説明がない場合、上記「支出金額」の2分の1を超える支出（ただし、同別紙記載の記念切手代に係る支出（番号5）を除く。）は、条例所定経費に該当しないところ、同議員は上記合理的な説明をしていない。

25 (b) 吉崎議員（5）は、別紙4記載のとおり、「支出内容」を「区内特

別基（定） @ 67 226通 第一種定形 @ 82 26通」等とする「支出金額」の全部（番号1～25, 27～30, 32～37）又は10分の9相当額（番号26, 31）につき、政務活動費を充当した。

5 しかしながら、前記(a)と同旨の理由により、別紙4記載の広聴広報費の「支出金額」の2分の1を超える支出（ただし、同別紙記載のガソリン代に係る支出（番号2, 4, 14, 16, 22）及び記念切手代に係る支出（番号7, 8, 11, 12, 18, 23のうち1066円分, 35）を除く。）は、条例所定経費に該当しない。

10 b 全額充当することができないもの

(a) 吉崎議員（5）は、別紙4番号2, 4, 14, 16及び22記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」とする「支出金額」の全部につき、政務活動費を充当した。

15 しかしながら、上記各支出は、いずれも条例所定経費に該当しない。その理由は、前記(ウ)aと同旨である。

(b) 富瀬議員（4）は、別紙3番号5記載のとおり、「支出内容」を「ふ・第71回国体・ふ・147 82円 144枚」とする「支出金額」の全部につき、政務活動費を充当した。また、吉崎議員（5）は、別紙4番号7, 8, 11, 12, 18, 23及び35記載のとおり、「支出内容」を「童画のノスタルジーシリーズ第3集 82円 11枚」等とする「支出金額」の全部（ただし、番号23については1066円分）につき、政務活動費を充当した。

20 しかしながら、上記各支出は、記念切手の購入代金であるから、いずれも条例所定経費に該当しない。

25 (オ) 事務費（別紙5～7）

本件各支出のうち事務費に係るものに關し、別紙5ないし7の「違法

支出額」欄記載のものは、条例所定経費に該当しない。その理由は、以下のとおりである。

- a 安居議員（6）は、別紙5記載のとおり、「支出内容」を「CATVインターネット接続」等とする「支出金額」の一部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出のうち、同別紙の「支出証拠」欄に「様式2」と記載された合計69支出（ただし、「支出内容」をリース自動車のリース料とするものを除く。）は、本件条例が定める支出証拠ではない同議員自身が記載する政務活動費支出証明書を支出根拠とするものであるから、条例所定経費に該当しない。

また、上記各支出のうち、「支出内容」をリース自動車のリース料とする合計12支出は、自動車のリース料金は本件条例別表の規定する政務活動費の事務費の内容に該当しないし、同議員自身が記載した政務活動費支出証明書を支出根拠とするだけで、実際どの程度の時間にわたりリース自動車を使用しなければならなかつたかを証する書面を議長へ提出していないから、条例所定経費に該当しない。

さらに、上記各支出のうち、請求書を添付しないで「請求書通り」と記載した合計3支出（番号7、27、126）及び領収書のただし書欄に記載がない支出（番号91）は、政務活動に要する経費の支出であることが分からぬ領収書を提出したものであるから、条例所定経費としての事務費の内容に該当すると認めることはできず、いずれも条例所定経費に該当しない。

- b 作野議員（7）は、別紙6記載のとおり、「支出内容」を「自動車リース料金」等とする「支出金額」の一部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出のうち、①同別紙の「支出証拠」欄に「様式2」と記載

された合計48支出（ただし、「支出内容」をリース自動車のリース料とするものを除く。）、②「支出内容」をリース自動車のリース料とする合計12支出及び③領収書のただし書欄に記載がない支出（番号26）は、前記aと同旨の理由により、条例所定経費に該当しない。

5 c 下沢議員（1）は、別紙7記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」等とする「支出金額」の一部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出のうち、①同別紙の「支出証拠」欄に「様式2」と記載された合計72支出（ただし、「支出内容」をリース自動車のリース料とするものを除く。）及び②「支出内容」をリース自動車のリース料とする合計12支出は、前記aと同旨の理由により、条例所定経費に該当しない。

10 15 (カ) 人件費（別紙8～10）

本件各支出のうち人件費に係るものに關し、別紙8ないし10の「違法支出額」欄記載のものは、条例所定経費に該当しない。その理由は、以下のとおりである。

a 稲村議員（8）は、別紙8記載のとおり、「支出内容」を「政務活動補助給与」とする「支出金額」の2分の1につき、政務活動費を充当した。

本件条例が定める政務活動費の人件費は、「会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」（本件条例別表）であるから、議員の具体的な政務活動を補助する職員を雇用する経費でなければならない。

また、本件条例は、「收支報告書を提出するときは、当該收支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならない」と規定するから、同議員が実施する政務活動の補助をした被用者の毎月の労働実態を証する書面を提出する必要がある。

ところが、被告の提出した雇用契約書（乙10）においては、「議員私設秘書（政務調査・議員の代理出席・議員の送迎・他）」と記載されているだけであり、具体的な政務活動についての記載はない。また、同議員は、上記被用者の毎月の労働実態を証する書面を提出していない。
5 そして、同議員が実施する政務活動時間は同議員の全活動の中でも限定的であるから、上記被用者の政務活動補助労働時間も同人の全労働時間の2分の1であるとは考えられず、極めて限定的な時間である。

したがって、上記各支出は、条例所定経費に該当しない。

b 上記aと同旨の理由により、向出議員（3）の別紙9記載の人物費の支出及び下沢議員（1）の別紙10記載の人物費の支出は、いずれも条例所定経費に該当しない。
10

イ 被告の主張

（ア）政務活動費を充てることができる支出

地方議会の議員は、市政の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動が期待されており、調査研究の対象は極めて広範囲に及び、調査方法も多種多様であるから、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性に関する判断は極めて広範な裁量の下に行われる。政務活動費として無制約の支出が認められるわけではないが、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては、議員の合理的判断に委ねられる。
15
20

このように、政務活動の支出の対象となった活動と地方行政との必要性・合理性の具備について、これらを欠くことが明らかである場合以外は、原則として議員の自主性、自律性を尊重し、当該活動に基づく政務活動費の支出は適正であるとされる。

政務活動費の支出の使途基準不適合を理由とする不当利得返還請求訴訟においては、まず、原告側において使途基準に合致した政務活動費の

支出がされなかつたことを推認させる一般的、外形的な事実の存在を主張しなければならない。そして、上記の外形的事実と認められるためには、事案に即した個別具体的な事情を主張立証しなければならない。

また、石川県議会は、政務活動費の使途基準をより一層具体化した基準として本件マニュアルを定めたものであるから、当該支出に係る本件マニュアルの内容が不合理といえないと、当該支出がこれに沿うものであるかという点を斟酌することになる。

5 (イ) 収入額を超える支出額

原告の主張を争う。

10 (ウ) 調査研究費（別紙1，2）

a ガソリン代

車議員（8）及び田中議員（9）は、別紙1及び2記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」とする「支出金額」につき、政務活動費を充当したが、同支出は条例所定経費に該当しないものとはいえない。

15 本件マニュアルにおいて、ガソリン代は、自家用車利用経費として走行距離で清算する場合には1km当たり37円で計算して支出することが認められていることからすれば、ガソリン代は調査研究費の内容と認められており、支出を裏付ける書面の提出も不要である。また、同議員らは政務活動報告書において政務活動の内容を記載しており、この点からしても調査研究費として認められるべきであることは明らかである。

20 b その他の支出

車議員（8）は別紙1記載のとおり及び田中議員（9）は別紙2記載のとおり、「支出内容」を「白山商工会総会 意見交換会 負担金」等とする「支出金額」（別紙1番号2等）及び「支出内容」を「加賀市

消防協議会 平成28年度定例総会 会議費」等とする「支出金額」(別紙2番号10等)につき、政務活動費を充当した。

原告は、地方自治法2条5項を根拠として、議員が行った調査研究の対象が石川県の事務を対象とした調査研究であるか否かについて見極めが必要になる旨主張するが、本件条例は、調査研究費の内容を会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費と規定しており、地方自治法2条5項とは文言や立法の趣旨・目的も異なるため、これらを同一に考えることはできない。また、同項において、都道府県が処理するものとして、市町村に関する連絡調整が含まれており、現在の地方公共団体の制度は都道府県が市町村を包括していることから、県議会議員が職責を果たすためには市町村の事務についても把握しておく必要がある。

したがって、上記各支出は条例所定経費に該当しないものとはいえない。その他理由の詳細は、別表A及びBの「被告の主張」欄記載のとおりである。

(エ) 広聴広報費(別紙3, 4)

本件各支出のうち広聴広報費に係るものに関し、別紙3及び4記載のものは、いずれも条例所定経費に該当しないものではない。その理由は、以下のとおりである。

a 2分の1を超えて充当することができない旨の主張に関し

(a) 富瀬議員(4)は、別紙3記載のとおり、「支出内容」を「第一種定形 @92 2, 168通」等とする「支出金額」の全部(番号1, 2, 5~15)又は15分の14相当額(番号3, 4)につき、政務活動費を充当した。

原告は、上記各支出(ただし、同別紙記載の記念切手代に係る支出(番号5)を除く。)の2分の1を超える政務活動費額が違法であ

る旨主張するが、争う。この点に関し、原告において外形的事実の主張立証がされているとはいえない。

(b) 前記(a)と同旨の理由により、吉崎議員(5)の別紙4記載の広聴広報費の「支出金額」の2分の1を超える支出(ただし、同別紙記載のガソリン代に係る支出(番号2, 4, 14, 16, 22)及び記念切手代に係る支出(番号7, 8, 11, 12, 18, 23)のうち1066円分、35)を除く。)に関し、原告において外形的事実の主張立証がされているとはいえない。

b 全額充当することができない旨の主張に関し

(a) 吉崎議員(5)は、別紙4番号2, 4, 14, 16及び22記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」とする「支出金額」の全部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出は、いずれも広聴広報活動に必要な経費として政務活動費から充当することができるものである。その理由は、前記(ウ)aと同旨である。

(b) 富瀬議員(4)は、別紙3番号5記載のとおり、「支出内容」を「ふ・第71回国体・ふ・147 82円 144枚」とする「支出金額」の全部につき、政務活動費を充当した。また、吉崎議員(5)は、別紙4番号7, 8, 11, 12, 18, 23のうち1066円分及び35記載のとおり、「支出内容」を「童画のノスタルジーシリーズ第3集 82円 11枚」等とする「支出金額」の全部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出は記念切手の購入代金であるが、記念切手であっても切手として使用できるものであるから、購入した切手が記念切手であるという理由で違法支出となるものではない。

(オ) 事務費(別紙5～7)

本件各支出のうち事務費に係るものに關し、別紙5ないし7記載のものは、いずれも条例所定経費に該当しないものではない。その理由は、以下のとおりである。

a 安居議員（6）は、別紙5記載のとおり、「支出内容」を「CATVインターネット接続」等とする「支出金額」の一部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出のうち、同別紙の「支出証拠」欄に「様式2」と記載された合計69支出（ただし、「支出内容」をリース自動車のリース料とするものを除く。）は、預金口座引落しによる支出であるところ、本件マニュアルにおいて、領収書を徵し難い場合として、預金口座引落しによる支出については政務活動費支出証明書を支出証拠とすることが認められている。したがって、上記各支出は条例所定経費に該当しないものではない。

また、自動車リース代については、本件マニュアルにおいて、政務活動費の事務費に該当すると記載されているし、同議員は、調査研究や研修会参加並びに要請陳情等の活動を行う際の移動手段として自動車を使用している。したがって、上記各支出のうち、「支出内容」をリース自動車のリース料とする合計12支出は、条例所定経費に該当しないものではない。

さらに、上記各支出のうち、「請求書通り」と記載した合計3支出（番号7、27、126）及び領収書のただし書欄に記載がない支出（番号91）は、前者は富士ゼロックス北陸株式会社が領収証（甲162～164）を発行しているためコピー、FAX代金であることが明らかであり、後者は佐川急便株式会社が領収書（甲121）を発行しているため資料送付費用であることが明らかであるから、条例所定経費に該当しないものではない。

b 作野議員（7）は、別紙6記載のとおり、「支出内容」を「自動車リース料金」等とする「支出金額」の一部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出のうち、①同別紙の「支出証拠」欄に「様式2」と記載された合計48支出（ただし、「支出内容」をリース自動車のリース料とするものを除く。）及び②「支出内容」をリース自動車のリース料とする合計12支出は、前記aと同旨の理由により、条例所定経費に該当しないものではない。

また、③領収書の但し書欄に記載がない支出（番号26）は、代金引換で料金を支払っているために領収証にただし書がないにすぎず、発送元が「エコインクイン」となっていることから事務用品の購入費用であることが明らかであり、請求書（乙15）記載のとおり印刷機マスター用紙の購入費用であるから、条例所定経費に該当しないものではない。

c 下沢議員（1）は、別紙7記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」等とする「支出金額」の一部につき、政務活動費を充当した。

上記各支出のうち、①同別紙の「支出証拠」欄に「様式2」と記載された合計72支出（ただし、「支出内容」をリース自動車のリース料とするものを除く。）及び②「支出内容」をリース自動車のリース料とする合計12支出は、前記aと同旨の理由により、条例所定経費に該当しないものではない。

(カ) 人件費（別紙8～10）

a 稲村議員（2）は、別紙8記載のとおり、「支出内容」を「政務活動補助給与」とする「支出金額」の2分の1につき、政務活動費を充当した。

そして、被告が提出した雇用契約書（乙10）には、雇用内容とし

て「政務調査・議員の代理出席・議員の送迎・他」と記載されており、被用者が同議員の政務活動を行っていることは明らかである。

原告が指摘する事項では、外形的事実の主張立証がされているとはいはず、上記各支出は条例所定経費に該当しないものではない。

5 b 上記 a と同旨の理由により、向出議員（3）の別紙 9 記載の人物費の支出及び下沢議員（1）の別紙 10 記載の人物費の支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものではない。

（2）争点 2（本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日等）について

10 ア 原告の主張

石川県において、政務活動費は、概算払いとして前払いされている。そして、本件条例 9 条の定める収支報告書の提出期限は前払いされた政務活動費の精算期限でもあるから、本件各議員は、違法に支出した政務活動費について、上記精算期限である平成 29 年 5 月 1 日の翌日から支払済みまでの遅延損害金を支払う義務がある。

したがって、本件各議員は、民法 704 条の不当利得として、前記第 1 請求記載の金員の支払義務がある。

15 イ 被告の主張

原告の主張を争う。

20 第 3 当裁判所の判断

1 争点 1（本件各支出は政務活動費を充てることができないものか）について

（1）政務活動費に関する支出の違法性の判断の枠組み

ア 地方自治法 100 条 14 項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における議員に対し、政務活動費を交付することができ、この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付

の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない旨規定する。その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解される。

5 このように、同項は、政務活動費を議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する旨を規定した上で、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めるものとしており、それ以上に具体的な定めを設けていないことに照らせば、同法は、各地方公共団体において、その実情に応じた運用を図るべく、議会の定める条例にその具体化を委ねることとしたものと解される。

10 そして、本件条例は、地方自治法100条14項等の規定を受けて、石川県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものであるところ（1条）、本件条例2条は、政務活動費は本件条例別表に定める政務活動に要する経費（条例所定経費）にのみ充てができる旨規定し、本件条例10条は、当該年度において交付された政務活動費から条例所定経費に該当する支出の総額を控除して残余がある場合には、当該議員は知事に対し、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない旨規定する。また、本件条例別表は、本件条例2条の政務活動費を充てができる経費として、会派及び議員が行う県の事務、地方行政財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査嘱託に要する経費である調査研究費等を列挙して規定する。

15 20 25 このように、政務活動費が使途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還しなければならないとされていることからすれば、政務活動費を充てることが許される議員の調査研究その他の活動に係る経費に該当するためには、当該行為ないし活動に基づく支出が本件条例別表に則し

たものであることを要するものと解され、本件条例に基づき政務活動費の交付を受けた議員が、当該年度において交付を受けた政務活動費を本件条例別表の定めを逸脱する支出に充てた場合には、当該議員は、これらの支出に充てられた部分に相当する額について、石川県に対して不当利得返還義務を負うものというべきである。

イ ところで、本件条例は、条例所定経費として、調査研究費、広聴広報費等の費目のそれぞれについて、許容される使途内容をやや抽象的に規定するところ、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費として交付されるものであるという地方自治法及び本件条例の趣旨に照らせば、経費の支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠く場合などには、条例所定経費に該当しない支出に当たると解される（最高裁平成21年（行ヒ）第214号同22年3月23日第三小法廷判決・集民233号279頁、最高裁平成22年（行ヒ）第42号同25年1月25日第二小法廷判決・集民243号11頁参照）。

ウ(ア) また、石川県議会は、条例所定経費を具体化した本件マニュアルを作成しているところ、その趣旨は、本件条例の定める条例所定経費を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解されるものであり、これは議会の自律性が尊重されるべき制度下において、石川県議会の条例所定経費に対する意思が発現されたものと解される。そうすると、本件マニュアルは、その内容が地方自治法や本件条例等の趣旨に合致しない不合理なものと認められない限り、前記イの合理的関連性の有無の判断をする際の指針として参照されるものであると解される。

ここで、本件マニュアルは、政務活動との合理的関連性に配慮し、社会通念等に照らして第三者から誤解を受けかねないもの（例えば政党活

動、選挙活動、後援会活動、私的経費等への支出。)について、政務活動費を充当するのに適しない旨の記載(12項)が存するほか、使途の明確性に配慮し、支出の内容に関して一定程度具体的な立証を求める旨の記載(例えば、領収書には、宛名(原則として議員本人名)、金額、発行年月日、内容等の記載が必要であること(4項(2))、人件費については、雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払簿等を備える必要があるとすること(7項⑩)など。)が存するところ、これらの記載を含め、本件マニュアル中に、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、本件マニュアルの内容は、基本的に、条例所定経費の解釈の指針として参照されるものということができる。

(イ) これに対し原告は、①本件マニュアルは条例ではないから、条例所定経費の解釈に当たり、これを参酌することはできない、②政務活動費支出証明書は、議員自身が記載したものであるから、本件条例に規定する「その他の支出を証する書面」ではない旨主張するので、この点について検討する。

a 上記①の点について

本件マニュアルは、本件条例と異なる内容を定めるものではなく、これを具体化しその細目を定めるものであることについては、前記(ア)で説示したとおりである。

したがって、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件マニュアルを参酌したとしても、これをもって地方自治法100条14項の趣旨に反するものとはいえず、原告の上記①の主張は採用することができない。

b 上記②の点について

本件条例は、政務活動費の交付を受けた議員に対し、収支報告書を議長に提出する際に、「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出

に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならない」(9条4項)と定めるところ、その趣旨は、支出の事実を裏付ける資料の提出を求めることにより、政務活動費の使途の透明性を確保することにあると解される。一方、本件条例には、「その他の支出を証する書面」の作成者、作成時期、記載内容等に関する具体的な定めはなく、当該議員自身が作成する文書を除外する旨の定めもない。

ここで、本件マニュアルには、議員が收支報告書と併せて議長に提出する上記「領収書その他の支出を証する書面」に関し、領収書の添付を原則とするが、領収書を徴し難い「①運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）」及び「②その他（預金口座引き落としによる支出等）」については、当該議員の作成に係る所定の様式の政務活動費支出証明書による報告を可能とし、同証明書には、支出金額及び充当金額、支出先、領収書を徴し難い理由、口座引落しの有無等を記載し、預金口座引落しによる支払がされる場合は、当該引落しを証する預金通帳の写し（該当部分のみ）を添付しなければならない旨の定めがある（4項）。

そこで検討するに、本件マニュアルが規定する上記①及び②の場合に商慣習上領収書を求めるのが困難であることは、社会通念上明らかである。そして、かかる場合にまで領収書の提出を義務付けたときは、日々行われる議員の多種多様な政務活動を妨げることになりかねない一方、上記の形式による政務活動費支出証明書による報告によつても、一定程度当該支出の事実及び政務活動との関連性を確認することは可能である。

以上の諸事情を勘案すれば、上記の本件マニュアルの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものとは認められない。

したがって、原告の上記②の主張は採用することができない。

エ(ア) ここで、不当利得返還請求権の発生原因事実の一つである法律上の原因がないことは、当該請求権があると主張する者において主張立証しなければならないものである。

もっとも、議員が支出した政務活動費の詳細な使途や目的については、
5 地方公共団体の住民が把握することは困難である場合も多いと考えられる一方、当該議員は、使途について知悉し、資料も所持していることが通常である。また、前記第2のとおり、政務活動費の使途の透明性の確保の観点から、地方自治法100条15項は、政務活動費の交付を受けた議員等は条例の定めるところにより収支報告書を提出すべき旨規定し、
10 同条を受けた本件条例においても、政務活動費の交付を受けた議員に、収支報告書の作成並びに同報告書及び当該支出に係る事実を証する書類の写しの提出を義務付け（9条）、議長に対しても、政務活動費の適正な運用を期すため、収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うなど使途の透明性の確保に努めるものとしている（12条）。

そこで、このような事情を勘案すると、原告において、本件各支出に
15 関し、条例所定経費に該当する支出でないことを推認させる一般的・外形的事実（以下、単に「外形的事実」ということがある。）の存在を主張立証した場合には、当該支出が条例所定経費に該当しないものであることが事実上推認されるというべきである。そして、原告は、上記の外形的事実として、本件各支出につき、①当該支出が、本件条例別表所定の項目及び内容に該当しないこと、又は、②当該支出の対象となる行為が、
20 その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動その他の活動との間に合理的関連性を欠くことを基礎付ける事実を主張立証する必要があると解されるが、それらの主張立証がされた場合は、被告においてこれを覆す適切な立証を行わない限り、条例所定経費に適合していない支出であると認められることとなる。

(イ) これに対し原告は、本件条例は「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならない」と規定することから、当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書面を議長に提出していない支出は政務活動に要する経費であるとは認められない旨主張する。そこで、同主張の当否について検討する。

本件条例は、議員は収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを議長に提出しなければならないと定めるところ（9条4項），本件条例において、政務活動費の支出を証する書面として、当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書面を議長に提出する必要があることは規定されていない。また、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり、本件マニュアルの内容を参照することができるところ、同マニュアルの使途基準表にも、政務活動報告書に政務活動の内容・目的等を記載する旨の定めはあるものの、議員において当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書面を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はない。

したがって、議員において当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書面を議長に提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めるることはできない。

(2) 収入額を超える支出額について

原告は、地方自治法100条14項に規定する「議員の調査研究その他の活動の一部」である政務活動費は県が交付した政務活動費であるゆえに、未執行がない場合は収支報告書の「収入及び支出」は同額となるのであって、本件条例の規定で使途管理されている支出について、収支報告書において収入額を超える支出額はあり得ないものであるから、収入額を超える支出額が記載された収支報告書の支出額には地方自治法及び本件条例に違反する支出



が含まれている旨主張する。

しかしながら、本件条例は、具体的な使途を個別に特定した上で政務活動費を交付すべきものとは定めておらず、知事が年度ごとに交付の決定を行い、当該決定に基づいて四半期ごとに一定額を交付した上で、事後に収支報告書等を提出させて使途を明らかにさせ、条例所定経費に充てなかつた残額がある場合にはこれを返還させることにより、交付した政務活動費が条例所定経費に充てられることを確保しようとするものといえる。さらに、本件条例は、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず、その支出の総額が交付額を上回る場合に、収支報告書上、支出の総額のうちどの部分について政務活動費を充てるのかを明らかにすることを求めているものとも解されない。

そうすると、以上のような条例の定めの下では、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることをもって直ちに、収支報告書の記載に地方自治法及び本件条例に違反する支出が含まれているということはできず、原告の上記主張を採用することはできない。

(3) 調査研究費について

ア 車議員（8）（別紙1）

（ア）ガソリン代に関し

同議員は、別紙1記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」とする「支出金額」（番号2等）につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、①本件マニュアルにおいて、ガソリン代の支出を裏付ける書面の提出が不要であるとしていること及び議員自身が記載する政務活動報告書をもって支出を裏付ける書面であると規定することは、本件条例に違反すること、②政務活動に要する経費との関連性を裏付ける資料の提出がないガソリン代は、同議員が実施した調査研究に要する経費ではないことなどを理由に、上記各支出は条例所定経費に該当しないもので

ある旨主張する。そこで、同主張の当否について検討する。

a まず、上記①の点について、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり、本件マニュアルの内容を参照できることは、前記(1)のとおりである（以下同じ。）。

ここで、本件マニュアルの「政務活動費使途基準表」（7項。以下「使途基準表」という。）には、調査研究費の主な支出費目の例（交通費）として「自家用車利用経費（ガソリン代）」が挙げられており、さらに、走行距離で積算する場合には、石川県における応招旅費の現行単価である1km当たり37円で積算するものと定められているところ、議員が調査研究活動を行う場に赴く際に移動手段として自動車を使用した場合、移動のために要したガソリン代は議員の政務活動のために必要な費用であると解される。また、当該費用の算定方法も、走行距離に応じて県の応招旅費の現行単価で積算するというものであること、議員の活動は、政務活動のほかにも、政党活動や後援会活動など多岐にわたるものであり、これらの活動のために自動車を使用することも想定されるから、政務活動のために自動車を使用するごとにガソリン代の領収書を徴収することは現実的でないことからすると、上記の本件マニュアルの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものとは認められない。

以上によれば、原告の主張する上記①の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めることはできない。

b 次に、上記②の点について、議員において当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書面を議長に提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めるることはできないことは、前記(1)エ(イ)のとおりである。

したがって、これと同旨の理由により、議員において当該支出と調

査研究活動との関連性を裏付ける資料を提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

- c そして、同議員は、前記aの積算方式を採用した上、その「距離」、「目的地・開催地等」、「内容・目的等」を記載した政務活動報告書（乙6）を收支報告書と共に提出したことが認められるところ、その内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。

また、本件条例は、政務活動費を充てることができる議員の調査研究費の内容を「会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」と定めるところ、このような議員の調査研究活動は多岐にわたるものであり、個々の活動が石川県の事務、地方行財政等と関連するかどうかや個々の経費の支出が同活動のために必要かどうかについては、議員の合理的判断に委ねられる部分があるといえる。

そこで、これらの諸事情に照らすと、上記政務活動報告書に記載された活動が県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいえず、これらの支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出（12項）に該当するといった事情もうかがわれないから、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠くことについて、これを認めるに足りる証拠はないというべきである。

- d 以上によれば、原告において外形的事実、すなわち、本件各支出に關し、条例所定経費に該当する支出でないことを推認させる一般的・外形的事実の立証がされているものとはいえない。

25 (イ) 政務活動費支出証明書による支出に關し

同議員は、別紙1記載のとおり、「支出内容」を「倫理法人会会費」と

する、同別紙の「支出証拠」欄に「様式2」と記載された支出（番号317, 366, 414, 461, 518, 571）につき政務活動費を充當した（前提事実(3)）。

原告は、①政務活動費支出証明書は、議員自身が記載した書面であり、
5 支出の根拠にはならない、②倫理法人会のホームページによれば、「石川
県倫理法人会は、様々な活動を通して倫理を学び、また様々な経営者や
企業人が集まり仲間を作る場になっています。」との記載があることから
すれば、被告の主張するような「石川県内の中小企業をはじめとする数々
の経営者の現状や石川県内の経済政策にも繋がる情報収集をする」場で
はなく、同議員が実施した調査研究に要する経費ではないから、上記各
10 支出は条例所定経費に該当しないものである旨主張する。

まず、上記①の点について、本件マニュアルには、議員が収支報告書と併せて議長に提出する上記「領収書その他の支出を証する書面」に関し、領収書の添付を原則とするが、領収書を徵し難い「①運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）」及び「②その他（預金口座引き落としによる支出等）」については、当該議員の作成に係る所定の様式の政務活動費支出証明書による報告を可能とする旨の定めがあるところ、かかる本件マニュアルの定めが、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものとは認められないことについては、前記(1)ウ(イ)bのとおりである。そして、同議員は、上記方式を採用した上、預金口座の取引履歴の写しを添付した「政務活動費支出証明書」（甲13）を政務活動報告書及び収支報告書と共に議長に提出したことが認められるから、原告の主張する上記①の点をもって直ちに、上記各支出が条例所定経費に該当しないものであると認めるることはできない。

25 次に、上記②の点について、被告は、同表の「被告の主張」欄記載のとおり、石川県倫理法人会は石川県内12箇所、能登から加賀まで各地

域の単体で構成され、およそ1300社の法人が所属し、毎週各曜日に早朝のモーニングセミナーが開催されており、このセミナーに参加することで県内の中小企業を始めとする数々の経営者の現状や県内の経済施策にも繋がる情報収集をすることができる旨主張するところ、同主張に反する証拠はない。

5

なお、同団体のホームページ（甲230）には、原告の主張する上記記載があることが認められるが、同記載は被告の主張する同法人の活動内容と矛盾するものではなく、上記記載が存在することをもって直ちに、被告の上記主張が裏付けを欠くということはできない。

10

そして、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の「主な支出費目の例」として「会費等」が挙げられ、その「内容」として「会費についての考え方については、…『会費として支出するのに適しない例』を参照」と示され、「政務活動費が充当できるもの（積算または充当限度等）」として、「実費（ただし、懇談を伴う場合は5,000円以内）」とすることが記載されているところ、上記団体の会員となり上記セミナーに参加することなどが県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいえない、上記各支出が上記「会費として支出するのに適しない例」に該当するものと認めるに足りる証拠はない。また、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

15

以上によれば、原告の上記①及び②の主張はいずれも採用することはできず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

20

(ウ) その他の支出に関し

同議員は、別紙1記載のとおり、「支出内容」を「白山商工会総会 意見交換会 負担金」等とする「支出金額」（番号64等）につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

25

原告は、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張するので、同

主張の当否について検討する。

a 原告は、別紙1番号64の「支出内容」を「白山商工会総会 意見交換会 負担金」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、同議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない、すなわち、広域にわたる地域における石川県の事務ではないゆえに同議員が実施した調査研究ではない旨主張する。

しかしながら、議員において当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書面を議長に提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記(1)エ(イ)のとおりである。

したがって、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めることはできない。

ここで、被告は、上記支出の原因となる政務活動の内容について、上記支出に対応する別表A「被告の主張」欄記載のとおり主張するところ、その内容に反する証拠はない。そして、前記(ア)cのとおり、本件条例の定める議員の調査研究活動は多岐にわたるものであり、個々の活動が県の事務、地方行財政等と関連するかどうかや個々の経費の支出が同活動のために必要かどうかについては、議員の合理的判断に委ねられる部分があるといえること等の諸事情に照らすと、上記総会、意見交換会に出席することが県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルの「会費として支出するのに適しない例」又は「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

なお、原告は、地方自治法2条5項によれば、県の事務は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務であって、広域にわたるもの及び基礎的な地方

公共団体である市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理することであるとされているから、議員の調査研究の対象も、上記県の事務を対象としているか否かについて見極めることが必要になる旨主張する。しかしながら、本件条例は、調査研究費の内容を「会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費」と規定しており、県の事務に関するものに限定せず、地方行財政等に関する調査研究等を含むものであるところ、上記総会、意見交換会に出席することが県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいえないことは、上記のとおりである。したがつて、原告の上記主張は採用することができない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえず、上記支出が条例所定経費に該当しないものと認めるることはできない。

b 原告は、別表A記載の懇親会等参加費に係る支出(別紙1番号67, 111, 131, 191, 292, 336, 350, 390, 429, 443, 452, 489, 498)及び年会費等の支出(同番号122~127, 179, 368, 403~405, 521, 555, 565)が条例所定経費に該当しない理由として、同表の上記番号に対応する「原告の主張」欄記載のとおり主張する。

これらの主張は、①前記a(議員において同議員が行った調査研究を裏付ける資料を提出していない)と同旨のもののほか、②当該勉強会、研修会等の資料を提出していないから、同支出は勉強会等のための費用ではないと推認される(番号111, 131, 191, 350, 368, 489, 498)、③飲食を主目的とする会合であって、当該会合の場において県の事務及び地方行財政に関することが話題になっ

たとしても、議員が実施する調査研究の経費ではない（番号111，350，390，498），④鶴来文化協会は平成23年11月3日に白山市文化協会となつたのであるから、当該支出時において実態のない団体であった可能性が高い（番号67）などとするものである。

5

そこで、これらの主張の当否について検討する。

(a) 上記①の点について、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めることはできないことは、前記aのとおりである。

10

また、上記②の点についても、前記aと同様に、本件条例及び本件マニュアルには、議員において当該支出に係る勉強会、研修会等の資料を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はないことから、これらの資料を提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

15

(b) 上記③の点について、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の「主な支出費目の例」として「会費等」が挙げられ、その「内容」及び「政務活動費が充当できるもの（積算または充当限度等）」を定めていることは、前記(i)のとおりである。

20

ここで、被告は、上記支出の原因となる政務活動の内容について、同表の上記番号に対応する「被告の主張」欄記載のとおり主張するところ、その内容に反する証拠はなく、上記支出に係る会合が飲食を主目的とするものであったことを認めるに足りる証拠はない。

(c) 上記④の点について、被告は平成28年5月20日時点において鶴来文化協会は存在した旨主張するところ、同主張に反する証拠はない。

25

したがって、原告の主張するような、鶴来文化協会が平成23年11月3日に白山市文化協会となり、当該支出時において実態のな

い団体であったと認めることはできない。

- (d) そして、被告は、上記各支出の原因となる政務活動の内容について、同表の上記各番号に対応する「被告の主張」欄記載のとおり主張するところ、その内容に反する証拠はない。これに加えて、前記ア(ア)cのとおり、本件条例の定める議員の調査研究活動は多岐にわたるものであり、個々の活動が県の事務、地方行財政等と関連するかどうかや個々の経費の支出が同活動のために必要かどうかについては、議員の合理的判断に委ねられる部分があるといえること等の諸事情に照らすと、別表A記載の前記懇親会等に参加することや前記年会費等を支出することが県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいえず、これらの支出が本件マニュアルの「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。
- (e) 以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえず、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。
- (エ) 以上のとおり、原告の前記(ア)ないし(ウ)の主張はいずれも採用することができず、同議員の別紙1記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めるることはできない。

イ 田中議員（9）（別紙2）

(ア) ガソリン代に関し

同議員は、別紙2記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」とする「支出金額」（番号3等）につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出は条例所定経費に該当するものではないと主張し、その理由として、①前記ア(ア)と同旨のもののほか、②当該各支出に対応する同議員が実施した調査研究の使用割合を裏付ける書面を提出していないから、上記各支出は条例所定経費に該当しないことを挙げる。

まず、上記①の点について、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないと認めることはできないことは、前記ア(ア)のとおりである。

上記②の点についても、前記ア(ア)bと同様に、本件条例及び本件マニュアルには、政務活動費の支出に対応する同議員が実施した調査研究の使用割合を裏付ける書面を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はないことから、これらの資料を提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(イ) E T C・高速代に関し

同議員は、別紙2記載のとおり、「支出内容」を「E T C」、「高速代E T C」及び「高速E T C」とする「支出金額」(番号18等)につき政務活動費を充当した(前提事実(3))。

原告は、①E T C・高速代そのものは同議員が実施する調査研究に要する経費ではないゆえに調査研究費の内容規定に適合する経費ではなく、②当該各支出に対応する同議員が実施した調査研究及び当該使用割合を裏付ける書面を提出していないから、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張する。

そこで、同主張の当否について検討する。

a 上記①の点について、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の支出費目の例(交通費)として「高速道路等利用料」が挙げられており、さらに、運賃等(自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃)及びその他(口座引き落としによる支出等)については、領収書を徴し難い場合に当たるとして、政務活動費支出証明書による報告を

可能とし、預金口座引落しにより支払がされるときは、当該引落しを証する預金通帳の写し(該当部分のみ)を添付するものと定めている。

ここで、議員が調査研究活動を行う場に自動車で赴く際に高速道路を使用した場合、移動のために要した高速道路代は議員の政務活動のために必要な費用であると解されるし、ETCを利用して高速道路代を支払う場合に領収書を徴収し難いことも社会通念上明らかであるから、上記の本件マニュアルの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものとは認められない。

そして、同議員は、上記方式を採用した上、政務活動費支出証明書を政務活動報告書(乙7)及び收支報告書と共に提出したことがうかがえるから、原告の主張する上記①の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めるることはできない。

b 上記②の点について、議員において当該各支出に対応する同議員が実施した調査研究及び当該使用割合を裏付ける書面を議長に提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めるることはできないことは、前記(ウ)a及びイ(ア)bのとおりである。

したがって、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めるることはできない。

c 以上によれば、上記各支出に関し、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(ウ) 視察交通費・宿泊費・振込手数料に関する事実

同議員は、別紙2記載のとおり、「支出内容」を「視察交通費・宿泊費」等とする「支出金額」(番号105, 106, 190)につき政務活動費を充当した(前提事実(3))。

原告は、①視察交通費・宿泊費・振込手数料そのものは同議員が実施する調査研究に要する経費ではないゆえに調査研究費の内容規定に適合

する経費ではなく、②当該各支出に対応する同議員が実施した調査研究及び当該使用割合を裏付ける書面を提出していないから、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張する。

まず、上記①の点について、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の支出費目の例（交通費）として「JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶」、「タクシー等（緊急の場合、公共交通機関が不便であるなど合理的な理由がある場合）」が挙げられ、同（宿泊料（国内の場合））として「1泊2食、冷暖房費、サービス料、消費税など」が挙げられ、「実費とし、費用弁償の額を上限とする 甲地 14,800円 乙地 13,300円」との定めがあることが認められる。

ここで、議員が調査研究活動を行う場に赴く際に要した交通費及び同所に宿泊した際の宿泊費は、いずれも議員の政務活動のために必要な費用であると解されるから、上記の本件マニュアルの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものとは認められない。

また、調査研究費に該当する支出の支払に際して振込手数料が発生する場合、振込手数料は当該事務費の支出と一体の支出であるとみると相当である。したがって、「支出内容」が「振込手数料」であることから直ちに、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

次に、上記②の点について、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めるることはできないことは、前記(ウ)a 及びイ(ア)b のとおりである。

以上によれば、上記支出に関し、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(エ) チケットの半券に関する

同議員は、別紙2記載のとおり、「支出内容」を「日本伝統工芸展 視

察」等とする「支出金額」(番号140, 185, 212)につき政務活動費を充当した(前提事実(3))。

原告は、チケットの半券は調査研究費の視察内容を裏付ける書面ではないため、上記支出は条例所定経費に該当しない旨主張する。

5 しかしながら、議員において当該支出に対応する同議員が実施した調査研究を裏付ける書面を提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記ア(ウ)aのとおりである。

以上によれば、上記各支出に関し、原告において外形的事実の立証が10 されているものとはいえない。

(オ) 運賃に関し

同議員は、別紙2記載のとおり、「支出内容」を「横山駅一金沢駅」、「往復航空券 シンガポール」等の運賃とする「支出金額」(番号159, 189等)につき政務活動費を充当した(前提事実(3))。

15 原告は、①政務活動費支出証明書は調査研究費の視察内容を裏付ける書面ではないため、各運賃支出が政務活動と関連性があるとは認め難い、②海外政務活動報告書(乙22)は同議員自身が記載したものであるし、タクシーに係る記載(10頁)は「ただ現地人も利用するタクシーや交通機関は日本よりもはるかに安い。タクシーはかなり長い区間走っても20 ￥1,000-以内で収まる。」であるゆえに同議員が行った調査研究を裏付ける同議員の調査研究活動の資料提出であったとは認め難いから、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張する。

そこで検討するに、原告の上記主張は、議員において当該支出に対応する同議員が実施した調査研究を裏付ける書面を提出する義務を負うこと25 を前提とするものであるところ、議員においてかかる書面を提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと

認めることはできないことは、前記ア(イ)a のとおりである。

したがって、原告の上記主張は、その前提を誤るものであって、採用することはできない。

そして、同議員は、議長に提出した海外政務活動結果報告（乙22）

5において、上記視察は、石川県の伝統工芸品に係るシンガポール市場の視察を目的として実施されたものであり、5日間の日程の中で、シンガポール国現地の伝統工芸品展示即売会を訪問するなどして実情を調査した旨記載するところ、これらの記載が虚偽であるとは認められない。そして、そこに記載された活動内容が県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルの「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

以上によれば、上記各支出に関し、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(カ) 倫理法人会会費の支出に関し

15 同議員は、別紙2記載のとおり、「支出内容」を「倫理法人会 月会費」とする、同別紙の「支出証拠」欄に「様式2」と記載された支出（番号86, 114, 130, 163, 186, 201, 229, 244）につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、前記ア(イ)（車議員（8）による倫理法人会会費の支出）と同旨の主張をする。

しかしながら、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めることはできないことは、前記ア(イ)のとおりである。

したがって、上記各支出に関し、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(キ) その余の支出に関し

同議員は、別紙2記載のとおり、「支出内容」を「加賀市消防協議会 平成28年度定例総会 会議費」等とする「支出金額」(番号10等)につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出、すなわち、別表B記載の懇親会等参加費に係る支出（番号12, 22, 26, 28, 33, 34, 36, 38, 40, 43, 68, 95, 112, 121, 123, 148, 153, 223）及び年会費等の支出（番号10, 23, 32, 35, 46, 48～53, 58, 77, 102, 141, 164, 165, 179～181, 218, 233, 237, 242）が条例所定経費に該当しない理由として、同表の上記番号に対応する「原告の主張」欄記載のとおり主張する。

これらの主張は、①前記ア(ウ)a（議員において同議員が行った調査研究を裏付ける資料を提出していない）と同旨のもの、②前記ア(ウ)b(a)（当該勉強会、研修会等の資料を提出していないから、同支出は勉強会等のための費用ではないと推認される）と同旨のもの（番号43, 95, 223）のほか、③飲食を主目的とする会合であるから、当該会合の場において県の事務及び地方行財政に関することが話題になったとしても、議員が実施する調査研究の経費ではない（番号12, 22, 26, 28, 33, 34, 36, 38, 40, 43, 68, 95, 112, 121, 123, 148, 153, 223）、④当該支出は「加賀市マレットゴルフ協会会費」、山中温泉「芭蕉の館」の「平成29年度会費」であるから議員の個人的な支出である（番号164, 165）などとするものである。そこで、これらの主張の当否について検討する。

a 上記①及び②の点について、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めることはできないことは、前記ア(ウ)a 及びア(ウ)b(a)のとおりである。

b 上記③の点について、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究

費の「主な支出費目の例」として「会費等」が挙げられ、その「内容」及び「政務活動費が充当できるもの（積算または充当限度等）」を定めていることは、前記アイのとおりである。

被告は、上記③記載の支出の原因となる政務活動の内容について、同表の上記番号に対応する「被告の主張」欄記載のとおり主張するところ、その内容に反する証拠はなく、上記支出に係る会合が飲食を主目的とするものであったことを認めるに足りる証拠はない。

c 上記④の点について、被告は、上記④記載の支出の原因となる政務活動の内容について、同表の上記番号に対応する「被告の主張」欄記載のとおり主張するところ、その内容に反する証拠はなく、上記団体の活動内容等に照らしても、当該支出が議員の個人的な支出であると認めることは困難である。

d 被告は、上記各支出の原因となる政務活動の内容について、同表の上記各番号に対応する「被告の主張」欄記載のとおり主張するところ、その内容に反する証拠はない。そして、前記ア(a)cのとおり、本件条例の定める議員の調査研究活動は多岐にわたるものであり、個々の活動が県の事務、地方行財政等と関連するかどうかや個々の経費の支出が同活動のために必要かどうかについては、議員の合理的判断に委ねられる部分があるといえること等の諸事情に照らすと、上記懇親会等に参加することや上記年会費等を支出することが県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいえず、これらの支出が本件マニュアルの「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

e 以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえず、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(ク) 以上のとおり、原告の前記(ア)ないし(キ)の主張はいずれも採用すること
が⁵できず、同議員の別紙2記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該
当しないものと認めることはできない。

(4) 広聴広報費について

ア 富瀬議員 (4) (別紙3)

同議員は、別紙3記載のとおり、「支出内容」を「第一種定形 @ 92 2,
168通」等とする「支出金額」の全部（番号1, 2, 5～18）又は1
5分の14相当額（番号3, 4）につき政務活動費を充当した（前提事実
(3))。

原告は、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張するので、同主
張の当否について検討する。

(ア) 別紙3番号1等の支出

原告は、別紙3記載の各支出（ただし、番号5を除く。）の2分の1を
超える部分が条例所定経費に該当しない理由として、広聴広報活動の經
費は、必ず議員の自己宣伝的な側面を有するために後援会活動の側面を
有するものであるから、当該議員の特段の合理的な説明がない場合、上
記「支出金額」の2分の1を超える支出は条例所定経費に該当しないと
ころ、同議員は上記合理的な説明をしていない旨主張する。

そこで検討するに、本件条例は、政務活動費を充てることができる議
員の広聴広報費の内容を「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広
聴広報活動に要する経費」と定め、本件マニュアルは、その具体例とし
て、印刷製本費、会場借上料、文書通信費、交通費等を掲げるところ、
議員が県民から県政に関する意見等を広く集め、県政に関する政策や活
動等を知らせる広聴広報活動は、県政に対する県民の関心を喚起向上す
るとともに、県政に関する県民の要望や意見等を的確に収集・把握し、
これを議会における審議に反映するための前提としての意義を有するも

のであって、議会の審議能力の強化に資するものといえる。そして、このような広聴広報活動が、同時に議員自身の宣伝としての効果を有することもあり得るが、それが付隨的・副次的なものにとどまる限り、広聴広報活動の本来的な役割や効果を損なうものではないから、当該広聴広報活動の全部が、議員の議会活動の基礎となる活動との間の合理的関連性を有するものといえる。

したがって、当該広聴広報活動の具体的な内容を踏まえて、当該活動における議員自身の宣伝の側面が付隨的・副次的なものにとどまらないことを主張立証することなく、広聴広報活動が一般的に議員を宣伝する側面があることのみを理由に、広聴広報費の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しないものとなるとはいえないところ、原告は、かかる広聴広報活動の具体的な内容を踏まえた主張立証を特段していない。

また、証拠（甲97～100、102～114、乙24～28）及び弁論の全趣旨によれば、上記「支出内容」を「第一種定形 @92 2, 168通」等とする支出は、議会質問、予算委員会質疑及び一般質問の案内の郵送料並びに同議員が発行した冊子「県政レポート『輝』」(NO. 6～NO. 9) の制作費用、郵送料及び郵送用封筒代であると推認される。

そして、議会質問等の質疑の予定を案内することは、県政に対する県民の関心を喚起向上するものであると推認されるところ、同案内状を送付することなどが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めるに足りる証拠はない。

また、上記冊子（乙25～28）の記載内容を鑑みると、同冊子の記載のほとんどは、同議員の県議会における一般質問要旨と県執行部の答弁内容で占められている。これらはいずれも県政に対する県民の関心を喚起向上するものであると認められ、上記冊子を制作・発送することが、

広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることはできない。

(イ) 別紙3番号5の支出

原告は、別紙3番号5の支出内容を「ふ・第71回国体・ふ・147
5 82円 144枚」とする支出は記念切手の購入代金であるから条例所定経費とは認められない旨主張する。

しかしながら、本件マニュアルの使途基準表には、広聴広報費の支出費目の例（通信運搬費）として「文書通信費（郵便料等）」が挙げられている。また、上記支出に係る記念切手の値段は通常の切手と同額であり、通常の切手と同様に郵便に使用することができるものと認められる。したがって、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めることはできない。

そして、証拠（甲101、乙24）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は前記(ア)の予算委員会質疑の案内の郵送費用であると推認される。

また、上記案内を郵送することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることができないことについては、前記(ア)のとおりである。

(ウ) 以上のとおり、原告の前記(ア)及び(イ)の主張はいずれも採用することができず、同議員の別紙3記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

イ 吉崎議員（5）（別紙4）

同議員は、別紙4記載のとおり、「支出内容」を「区内特別基（定） @
67 226通 第一種定形 @82 26通」等とする「支出金額」の全部（番号1～25、32、34～37）又は10分の9相当額（番号26～31、33）につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張するので、同主

張の当否について検討する。

(ア) 別紙4番号1等の支出

原告は、別紙4記載の各支出（ただし、同別紙記載のガソリン代に係る支出（番号2, 4, 14, 16, 22）及び記念切手代に係る支出（番号7, 8, 11, 12, 18, 23のうち1066円分、35）を除く。）

の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しない理由として、広聴広報活動の経費は、必ず議員の自己宣伝的な側面を有するために後援会活動の側面を有するものであるから、当該議員の特段の合理的な説明がない場合、上記「支出金額」の2分の1を超える支出は条例所定経費に該当しないところ、同議員は上記合理的な説明をしていない旨主張する。

しかしながら、前記ア(ア)に説示したことに照らせば、当該広聴広報活動の具体的な内容を踏まえて、当該活動における議員自身の宣伝の側面が付隨的・副次的なものにとどまらないことを主張立証することなく、広聴広報活動であることのみを理由に、広聴広報費の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しないものとなるとはいえないところ、原告は、かかる広聴広報活動の具体的な内容を踏まえた主張立証を特段していない。

そこで、上記各支出に係る広聴広報活動の内容及び効果について、個別に検討するに、証拠（甲121, 123～147, 乙8, 30, 31）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、同議員が開催する県政報告会の案内状の郵送費用、案内用の葉書・封筒の購入代金、会場使用料、演題垂れ幕・案内板の制作費及び会場駐車料（番号1, 3, 5, 6, 9, 10, 13, 15, 17, 19～21, 23のうち1066円分を除く部分、24, 25, 32, 34, 36, 37）並びに同議員が発行した冊子「Y・Y通信 第53号」（乙31）の制作費用及び郵送費用（番号26～31, 33）であると推認される。

そして、上記県政報告会は、その名称及び県議会議員が主催するもの

であることからして、県政に対する県民の関心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものであることがうかがえるところ、上記報告会等の案内状を送付することなどが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めるに足りる証拠はない。

5

また、上記冊子（乙31）の記載内容を鑑みると、同冊子の記載のほとんどは、同議員の県議会における質問要旨と県執行部の答弁内容、平成28年度の県の予算案、県議会の活動報告等で占められており、これらは県政に対する県民の関心を喚起向上するものであると認められる。

10

なお、上記冊子には、同議員の後援会会长らの寄稿も掲載されているが、その掲載箇所は冊子全体の10分の1を超えるものではない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(イ) 別紙4番号2等の支出

15

原告は、別紙4番号2, 4, 14, 16及び22の「支出内容」を「ガソリン代」とする支出が条例所定経費に該当しないものである理由として、調査研究費におけるガソリン代に係る原告の主張（前記第2の5(1)ア(ウ)a）と同旨の主張をする。

20

しかしながら、本件マニュアルの使途基準表には、広聴広報費の主要な支出費目の例として「交通費」が挙げられ、「政務活動費が充当できるもの（積算または充当限度等）」は調査研究費の基準と同じであると定めるところ、使途基準表における調査研究費の基準に「自家用車利用経費（ガソリン代）」が挙げられ、走行距離で積算する場合には1km当たり37円で積算するものと定められていることは、前記(3)ア(ア)のとおりである。

25

同議員は、この積算方式を採用した上、その「距離」「目的地・開催

地等」、「内容・目的等」を記載した政務活動報告書（乙8，30）を收支報告書と共に提出したものであるところ、これらの記載が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。

そして、そこに記載された活動内容等が県政に関する政策等の広聴広報活動と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

10 (ウ) 別紙4番号7等の支出

原告は、別紙4番号7, 8, 11, 12, 18, 23のうち1066円分及び35の「支出内容」を「童画のノスタルジーシリーズ第3集 82円 11枚」等とする支出は記念切手の購入代金であるから条例所定経費とは認められない旨主張する。

15 しかしながら、記念切手の購入代金であることをもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めることはできないことは、前記(イ)のとおりである。

そして、証拠（甲116～122、乙8、30）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は前記(ア)の県政報告会の案内の郵送費用であると推認される。

また、上記県政報告会の案内状を送付することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることができないことについては、前記(ア)のとおりである。

25 (エ) 以上のとおり、原告の前記(ア)ないし(ウ)の主張を採用することはできず、同議員の別紙4記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(5) 事務費について

ア 安居議員（6）（別紙5）

同議員は、別紙5記載のとおり、「支出内容」を「CATVインターネット接続」等とする「支出金額」の一部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張するので、同主張の当否について検討する。

（ア）別紙5番号1等の支出

原告は、別紙5記載の「支出内容」をインターネット接続料金、コピー機リース料金、アイフォン料金、固定電話料金及びFAX・コピー料金とする合計69支出（番号1, 3, 8, 9, 11, 12, 15, 18, 20, 22, 23, 25, 29, 30, 32, 33, 35, 40, 41, 43, 44, 46, 48, 51, 53～56, 58, 60, 62, 64, 65, 68, 69, 72, 73, 75, 76, 78, 80, 83, 85～87, 89, 93, 96, 98, 100, 102～104, 107, 109～112, 114, 116, 118～121, 123, 127, 128, 131）が条例所定経費に該当しない理由として、同議員自身が記載する政務活動費支出証明書は本件条例が定める支出証拠ではない旨主張する。

しかしながら、政務活動費を充当できる経費の範囲を判断するに当たり、その基礎となる資料は、議員が收支報告書等に添付した証拠資料に限られるものではなく、当該議員の作成に係る所定の様式の政務活動費支出証明書等によることも可能であることは、前記(1)ウ(イ)bのとおりである（以下同じ。）。したがって、原告の主張する上記の点をもって直ちに、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

そして、同議員の作成した上記各支出に係る政務活動費支出証明書(甲148の1～62)の支出先欄及び備考欄の記載に加えて、上記証明書に添付された預金口座の取引履歴の写しに記載された引落年月日、引落金額、送金先等を併せ考慮すると、上記各支出は、上記支出先欄記載の各業者に対するインターネット接続料金、コピー機リース料金、アイフォン料金、固定電話料金及びFAX・コピー料金であると推認される。

さらに、本件マニュアルの使途基準表には、①事務費の主な支出費目の例として「通信運搬費」が挙げられ、その「内容」として「電話・FAX回線利用料 携帯電話利用料」が示され、「政務活動費が充当できるもの（積算または充当限度等）」として、「按分の場合1／2以内」とすること、②事務費の主な支出費目の例として「通信運搬費」が挙げられ、その「内容」として「インターネット接続料」が示され、「政務活動費が充当できるもの（積算または充当限度等）」として、「実費」とすること、③事務費の主な支出費目の例として「リース料」が挙げられ、その「内容」として「コピー機等事務機器リース」が示され、さらに、「政務活動費が充当できるもの（積算または充当限度等）」として、「按分（1／2以内）」とすることが記載されている。

そして、同議員は、上記使途基準表に従い、インターネット接続料金、コピー機リース料金、アイフォン料金、固定電話料金及びFAX・コピー料金の2分の1相当額に政務活動費を充当したことが認められる。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(イ) 別紙5番号6等の支出

原告は、別紙5番号6, 19, 28, 42, 52, 61, 74, 84, 97, 108, 117及び129の「支出内容」を「リース料 自動車」とする合計12支出が条例所定経費に該当しない理由として、①自動車

のリース料金は本件条例別表の規定する政務活動費の事務費の内容に該当しない、②同議員自身が記載した政務活動費支出証明書を支出根拠とするだけで、実際どの程度の時間にわたりリース自動車を使用しなければならなかつたかを証する書面を議長へ提出していない旨主張する。

- 5 a まず、上記①の点について、本件マニュアルの使途基準表には、事務費の主な支出費目の例として「リース料」が挙げられ、その「内容」として「自動車リース代」が示され、さらに、「政務活動費が充当できるもの（積算または充当限度等）」として、「按分（1／2以内）かつ年間60万円を限度とする」ことが記載されているところ、議員が政務活動費に係る事務を遂行する際にリース会社からリースした自動車を使用した場合、そのリース料は議員の政務活動のために必要な費用であると解される。また、議員の活動は、政務活動のほかにも、政党活動や後援会活動など多岐にわたるものであり、これらの活動のためにリース自動車を使用することも想定されるが、議員がリース自動車を使用する事務のうち、政務活動に関連性を有しないものの割合が、一般的に2分の1を上回るものであることを認めるに足りる証拠もないことから、上記の本件マニュアルの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものであるとまでは認められない。

20 したがって、「支出内容」が「自動車リース料」であることをもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

- 25 b 次に、上記②の点について、政務活動費を充当できる経費の範囲を判断するに当たり、その基礎となる資料は、議員が収支報告書等に添付した証拠資料に限られるものではなく、当該議員の作成に係る所定の様式の政務活動費支出証明書等によることも可能であることは、前記(1)ウ(イ)bのとおりである。



また、議員において当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書面を議長に提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記(1)エ(イ)のとおりであるところ、これと同旨の理由により、上記②の書面を提出しないことをもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないと解するのが相当である。

5

c そして、同議員の作成した上記各支出に係る政務活動費支出証明書(甲149～160)の支出先欄及び備考欄の記載に加えて、上記証明書に添付された領収書の記載や、預金口座の取引履歴の写しに記載された引落年月日、引落金額、送金先等を併せ考慮すると、上記各支出は、上記支出先欄に記載されたリース会社との契約に基づく自動車のリース料金であると推認される。

10

また、同議員は、本件マニュアルの使途基準表に従い、自動車リース料の2分の1相当額かつ年間60万円以内で政務活動費を充当したことが認められる。

15

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(ウ) 別紙5番号7等の支出

原告は、別紙5番号7、27及び126の「支出内容」を「請求書通り」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、上記各支出に係る領収書には「請求書通り」と記載されているものの、請求書は添付されておらず、政務活動に要する経費の支出であることが分からない領収書を出したものであるから、条例所定経費としての事務費の内容に該当すると認めることはできない旨主張する。

20

そこで検討するに、本件条例は、政務活動費の交付を受けた議員に対し、収支報告書を議長に提出する際に、「当該収支報告書に記載された政

25

務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならない」（9条4項）と定めるところ、その趣旨は、支出の事実を裏付ける資料の提出を求めることにより、政務活動費の使途の透明性を確保することにあると解される。一方、本件条例には、「領収書その他の支出を証する書面」の作成者、作成時期、記載内容等に関する具体的な定めはない。また、政務活動費に係る地方自治法及び本件条例の規定に照らせば、政務活動費を充当できる経費の範囲は、当該経費の内容等に照らして客観的に判断されるべきものであり、その判断の基礎となる資料は、議員が收支報告書等に添付した証拠資料に限られるものではないというべきである。

そして、同議員が收支報告書等と共に議長に提出した上記各支出に係る領収書（甲162～164）のただし書には「請求書通り」と記載されているだけで、具体的な商品名の記載はないものの、領収書に記載された発行者名及び領収金額や、同領収書と同月付けで上記発行者から同議員宛に発行された請求書（乙9）における、請求金額、料金項目／品名、利用機種、設置先等の記載に鑑みると、上記支出は、富士ゼロックス北陸株式会社が同議員の事務所に設置したコピー機の利用料金であると推認される。

また、前記(ア)のとおり、本件マニュアルの使途基準表に、事務費の主な支出費目の例として「リース料」が挙げられ、その「内容」として「コピー機等事務機器リース」が示され、さらに、「政務活動費が充当できるもの（積算または充当限度等）」として、「按分（1／2以内）」とすることが記載されているところ、同議員は、上記使途基準表に従い、コピー機の利用料金の2分の1相当額に政務活動費を充当したことが認められる。

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはい

えない。

(エ) 別紙5番号91の支出

原告は、別紙5番号91の支出が条例所定経費に該当しない理由として、収支報告書と共に議長に提出された領収書（甲161）のただし書欄に記載がなく、政務活動に要する経費の支出であることが分からぬる領収書を出したものであるから、条例所定経費としての事務費の内容に該当すると認めることはできない旨主張する。

しかしながら、政務活動費を充当できる経費の範囲は、当該経費の内容等に照らして客観的に判断されるべきものであり、その判断の基礎となる資料は、議員が収支報告書等に添付した証拠資料に限られるものではないことは、前記(ウ)のとおりである。

この点、本件条例9条4項は、政務活動費支出の透明性確保の見地から、政務活動費の交付を受けた議員に対し、収支報告書提出の際、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しの添付を義務付けており、本件マニュアルにおいても、収支報告書に添付する領収書のただし書欄に支出内容を記載するよう求めているが、これらの本件条例等の定めは、支出の内容及び根拠を明らかにさせることにより、政務活動費の使途の透明性を確保することをその趣旨とするものと解されるのであり、当該支出に係る領収書のただし書の記載がない場合であっても、これ以外の資料からその使途等が明らかになるのであれば、これに政務活動費を充てることができるとしても上記趣旨に反するとはいえないから、本件条例及び本件マニュアルの上記定めが、議員の提出した領収証のただし書欄に記載がない場合に政務活動費の充当を一切許さないものであると解することはできない。

そして、上記領収書（甲161）にはただし書の記載はないものの、領収書に記載された発行者名及び領収金額に鑑みると、上記支出は、佐

川急便株式会社に支払った宅配便の利用料であると認められる。

また、本件マニュアルの使途基準表には、事務費の主な支出費目の例として「通信運搬費」が挙げられ、その「内容」として「切手、はがき、メール便等」が示され、「政務活動費が充当できるもの（積算または充当限度等）」として、「実費」とすることが記載されている。
5

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(オ) 以上のとおり、原告の前記(ア)ないし(エ)の主張を採用することはできず、同議員の別紙5記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。
10

イ 作野議員（7）（別紙6）

同議員は、別紙6記載のとおり、「支出内容」を「自動車リース料金」等とする「支出額」の一部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張するので、同主張の当否について検討する。
15

(ア) 別紙6番号2等の支出

原告は、別紙6番号2, 9, 16, 25, 33, 41, 48, 54, 62, 68, 76及び89の「支出内容」を「自動車リース料金」とする合計12支出が条例所定経費に該当しない理由として、①自動車のリース料金は本件条例別表の規定する政務活動費の事務費の内容に該当しない、②同議員自身が記載した政務活動費支出証明書を支出根拠とするだけで、実際どの程度の時間にわたりリース自動車を使用しなければならなかつたかを証する書面を議長へ提出していない旨主張する。
20

しかしながら、原告の主張する上記①及び②の点をもって直ちに、条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記ア(イ)のとおりである。
25

そして、同議員の作成した上記各支出に係る政務活動費支出証明書(甲166～177)の支出先欄及び備考欄の記載に加えて、上記証明書に添付された預金口座の取引履歴の写しに記載された引落年月日、引落金額、送金先等を併せ考慮すると、上記各支出は、上記支出先欄に記載されたリース会社との契約に基づく自動車のリース料金であると推認される。

また、同議員は、本件マニュアルの使途基準表に従い、自動車リース料の2分の1相当額かつ年間60万円以内で政務活動費を充当したことが認められる。

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(イ) 別紙6番号4等の支出

原告は、別紙6記載の「支出内容」を電話料金、NHK視聴料金、あさがおテレビ利用料金、コピー機複合機リース料金、コピーカウント料金、印刷機修繕料金及びインターネット保守管理費とする合計48支出(番号4、5、7、8、12～14、18～23、28～31、35～38、40、42、45～47、50～53、57～60、64～66、71～73、80、84～87、92～94)が条例所定経費に該当しない理由として、同議員自身が記載する政務活動費支出証明書は本件条例が定める支出証拠ではない旨主張する。

しかしながら、政務活動費を充当できる経費の範囲を判断するに当たり、その基礎となる資料は、当該議員の作成に係る所定の様式の政務活動費支出証明書等によることも可能である。

そして、同議員の作成した上記各支出に係る政務活動費支出証明書(甲165の1～31)の支出先欄及び備考欄の記載に加えて、上記証明書に添付された預金口座の取引履歴の写しに記載された引落年月日、引落

金額、送金先等を併せ考慮すると、上記各支出は、上記支出先欄記載の事業者に対する固定電話の利用料金、NHK受信料金、あさがおテレビ利用料金、コピー機複合機リース料金、コピーカウント料金、印刷機修繕料金及びインターネット保守管理費であると推認される。

5 また、本件マニュアルの使途基準表には、事務費の主な支出費目の例として「リース料」や「通信運搬費」が挙げられ、その「内容」及び「政務活動費が充当できるもの（積算または充当限度等）」を定めていることは、前記ア(ア)のとおりである。さらに、本件マニュアルの使途基準表には、事務費の主な支出費目の例として「修繕費」が挙げられ、その「内容」として「事務機器等の備品の修繕（パソコン、プリンター等）」が示され、「政務活動費が充当できるもの（積算または充当限度等）」として、「実費」とすることが記載されている。

そして、同議員は、本件マニュアルの使途基準表に従い、上記電話料金等の2分の1相当額に政務活動費を充当したことが認められる。

15 以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(ウ) 別紙6番号26の支出

原告は、別紙6番号26の支出が条例所定経費に該当しない理由として、収支報告書と共に議長に提出された領収書（甲178）のただし書欄に記載がなく、政務活動に要する経費の支出であることが分からぬ領収書を出したものであるから、条例所定経費としての事務費の内容に該当すると認めることはできない旨主張する。

しかしながら、議員の提出した領収証のただし書欄に記載がない場合に政務活動費の充当を一切許さないものであると解することができないことは、前記ア(エ)のとおりである。

そして、上記領収書（甲178）にはただし書の記載はないものの、

領収書に記載された発行者名、発送元、届け先、品名、代金引換額等の記載や、同領収書と同月付けで上記発送元から同議員宛に発行された請求書（乙15）における、請求金額、商品名、支払方法、納品先等の記載を併せ考慮すると、上記支出は、印刷用部材の購入費用であると推認される。

また、本件マニュアルの使途基準表には、事務費の主な支出費目の例として「消耗品費」が挙げられ、その「内容」として「事務用消耗品」が示され、「政務活動費が充当できるもの（積算または充当限度等）」として、「実費」とすることが記載されている。

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(エ) 以上のとおり、原告の前記(ア)ないし(ウ)の主張を採用することはできず、別紙6記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものとは認められない。

ウ 下沢議員（1）（別紙7）

同議員は、別紙7記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」等とする「支出額」の一部につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張するので、同主張の当否について検討する。

（ア）別紙7番号1等の支出

原告は、別紙7記載の「支出内容」をガソリン代、コピーカウンターレンタル料金、コピー機リース料金、電話料金、携帯電話料金、プロバイダー料金及びNHK受信料金とする合計72支出（番号1～6, 8～11, 13～17, 19, 21～24, 26～32, 34～40, 42～48, 50～55, 57～64, 66～70, 72～77, 79～84）が条例所定経費に該当しない理由として、同議員自身が記載する政務活動費

支出証明書は本件条例が定める支出証拠ではない旨主張する。

しかしながら、政務活動費を充当できる経費の範囲を判断するに当たり、その基礎となる資料は、議員が收支報告書等に添付した証拠資料に限られるものではなく、当該議員の作成に係る所定の様式の政務活動費支出証明書等によることも可能である。

したがって、原告の主張する上記の点をもって直ちに、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

そして、同議員の作成した上記各支出に係る政務活動費支出証明書(甲
179の1~6, 8~11, 13~17, 19, 21~24, 26~3
2, 34~40, 42~48, 50~55, 57~64, 66~70,
72~77, 79~84)の支出先欄及び備考欄の記載に加えて、上記
証明書に添付された預金口座の取引履歴の写しに記載された引落年月日、
引落金額、送金先等を併せ考慮すると、上記各支出は、上記支出先欄に
記載された事業者に対するガソリン代、コピーカウンター料金、コピー
機リース料金、電話料金、携帯電話料金、プロバイダー料金及びNHK
受信料金であると推認される。

また、本件マニュアルの使途基準表には、事務費の主な支出費目の例
として「ガソリン代（按分）」が挙げられ、その「内容」として「月毎に
按分して充当する場合」が示され、「政務活動費が充当できるもの（積算
または充当限度等）」として、「1台限り、1／3以内」とすることが記
載されている。さらに、本件マニュアルの使途基準表には、事務費の主
な支出費目の例として「リース料」や「通信運搬費」が挙げられ、その
「内容」及び「政務活動費が充当できるもの（積算または充当限度等）」
を定めていることは、前記ア(ア)のとおりである。

そして、同議員は、上記使途基準表に従い、ガソリン代の3分の1相
当額並びにコピーカウンター料金、コピー機リース料金、電話料金、携

帶電話料金、プロバイダー料金及びNHK受信料金の各2分の1相当額に政務活動費を充当したことが認められる。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

5 (イ) 別紙7番号7等の支出

原告は、別紙7記載の「支出内容」を「自動車リース料」とする合計12支出（番号7, 12, 18, 25, 33, 41, 49, 56, 65, 71, 78, 85）が条例所定経費に該当しない理由として、①自動車のリース料金は本件条例別表の規定する政務活動費の事務費の内容に該当しない、②同議員自身が記載した政務活動費支出証明書を支出根拠とするだけで、実際どの程度の時間にわたりリース自動車を使用しなければならなかつたかを証する書面を議長へ提出していない旨主張する。

しかしながら、原告の主張する上記①及び②の点をもって直ちに、条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記ア(イ)のとおりである。

そして、同議員の作成した上記各支出に係る政務活動費支出証明書（甲180～191）の支出先欄及び備考欄の記載に加えて、上記証明書に添付された預金口座の取引履歴の写しに記載された引落年月日、引落金額、送金先等を併せ考慮すると、上記各支出は、上記支出先欄に記載されたリース会社との契約に基づく自動車のリース料金であると推認される。

また、同議員は、本件マニュアルの使途基準表に従い、自動車リース料の2分の1相当額かつ年間60万円以内で政務活動費を充当したこと認められる。

したがつて、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

(ウ) 以上のとおり、原告の前記(ア)及び(イ)の主張を採用することはできず、別紙7記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(6) 人件費について

ア 稲村議員（2）（別紙8）

同議員は、別紙8記載のとおり、「支出内容」を「政務活動補助給与」とする「支出金額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、本件条例が定める政務活動費の入件費は「会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」であるから、議員の具体的な政務活動を補助する職員を雇用する経費でなければならず、同議員が実施する政務活動の補助をした被用者の毎月の労働実態を証する書面を提出する必要があるところ、被告の提出した雇用契約書（乙10）には被用者の具体的な政務活動についての記載はなく、同議員は上記被用者の毎月の労働実態を証する書面も提出しておらず、上記被用者の政務活動補助労働時間が同人の全労働時間の2分の1であるとは考えられない旨主張する。

そこで検討するに、本件条例は、人件費の内容を「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と定義し（本件条例別表）、議員は収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを議長に提出しなければならないと定めるところ（9条4項）、本件条例において、かかる「職員」を議員の具体的な政務活動の補助者とすることや、政務活動費の支出を証する書面として、上記「職員」につき当該議員の具体的な政務活動を補助する労働実態を明らかにする書面を提出する必要があることは規定されていない。

また、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり、本件マニュアル

の内容を参酌することができるところ、同マニュアルの使途基準表には、人件費に関し、①「内容」として、「政務活動補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料」、「勤務実態があること」、「雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要」及び「源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要」と記載され、②「政務活動費が充当できるもの（積算または充当限度等）」として、「実費」、「・按分の場合 議員が雇用する場合は1／2以内かつ月15万円以内」、「※議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可能」と記載され、③「政務活動費判断基準」として、「政務活動に資するための人件費である。」と記載されているものの、当該職員を議員の具体的な政務活動の補助者とすることや、同職員が議員の具体的な政務活動を補助する労働実態を明らかにする書面を提出する必要があることの記載又は示唆はない。

むしろ、上記基準表において、雇用実態を明らかにする書面として雇用契約書等を例示していることは、職員の勤務実態・雇用実態・給与等の支払実態を明らかにする書面を備えていれば足り、それを超えて、当該職員が議員の具体的な政務活動を補助する労働実態を明らかにする書面を提出することまでも求めるものではないことを前提とするものといえる。

以上によれば、原告の主張するような、当該職員につき議員の具体的な政務活動を補助する労働実態を明らかにする書面が提出されていない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めるることはできない。

人件費として政務活動費を充当できる経費の範囲は、議員が雇用する者が現に従事する業務の内容に照らして客観的に判断されるべきであり、その判断の基礎となる資料は、議員が議長に提出する収支報告書等に添付した資料のほか、本件マニュアルが規定するように、議員において備える雇

用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等によることも許されると解するのが相当である。

以上の観点から、別紙8記載の支出が条例所定経費に該当しないものであるかをみると、証拠（乙10）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成21年3月15日、井藤元之との間で、雇用期間の始期を平成21年4月1日、給与月額を30万円、雇用内容を「議員私設秘書（政務調査・議員の代理出席・議員の送迎・他）」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成28年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲192～203）の記載内容（ただし書のほか、金額及び発行年月日。以下同じ。）を考慮すれば、上記井藤は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると認められる。

また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、上記井藤が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

イ 向出議員（3）（別紙9）

同議員は、別紙9記載のとおり、「支出内容」を「人件費 政務調査補助職員に対する給与」等とする「支出金額」のうち各15万円につき政務活

動費を充当した（前提事実(3)）。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、被告の提出した雇用契約書（乙11）には被用者の具体的な政務活動についての記載はなく、同議員は上記被用者の毎月の労働実態を証する書面も提出しておらず、上記被用者の政務活動補助労働時間が同人の全労働時間の2分の1であるとは考えられない旨主張する。
5

しかしながら、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠（乙11）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成28年4月1日、西野秀輝との間で、雇用期間を同日から議員現職期間中、給与月額を33万6528円、職務内容を「政務調査及び調査研究の補助と後援会活動」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成28年度末までに同契約が終了したことを見かがわせる証拠はない。
10
15

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲204～215）の記載内容を考慮すれば、上記西野は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると認められる。
20

また、同議員は、上記各支出のうち各15万円につき政務活動費を充当し、同金額は上記各支出の2分の1相当額を下回るものであるところ、上記西野が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における前記アの定めにも適うものである。
25

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

ウ 下沢議員（1）（別紙10）

同議員は、別紙10記載のとおり、「支出内容」を「4月分給与」等とする「支出金額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当した（前提事実（3））。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、被告の提出した雇用契約書（乙12）には被用者の具体的な政務活動についての記載はなく、同議員は上記被用者の毎月の労働実態を証する書面も提出しておらず、上記被用者の政務活動補助労働時間が同人の全労働時間の2分の1であるとは考えられない旨主張する。

しかしながら、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠（乙12）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成28年3月28日、本田佳久との間で、雇用期間を同年4月1日から平成29年3月31日までの間、給与月額を30万円、従事する業務の種類を「政務調査補助用務、後援会活動補助用務」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成28年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲216～227）の記載内容を考慮すれば、上記本田は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると認められる。

また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、上記本田が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における前記アの定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(7) 小括

以上検討したところによれば、本件各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものとは認められないから、これらの支出に政務活動費を充てることは違法なものであるとは認められない。

なお、原告は、本件各支出が条例所定経費に該当しないことに関し、ほかにも種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

2 結論

以上説示したところによれば、その余の争点について判断するまでもなく、本件各支出に関し、被告が本件各議員に対する不当利得の返還及び遅延損害金の支払の請求を怠っているものということはできないから、原告の請求は理由がない。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官 山 門

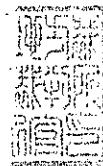
優

裁判官 小嶋順平

5

裁判官 小棕智子

(別表)



議員氏名	違法支出額 合計 (円)	費目の内訳	対応する別紙
1 下沢佳充	2,745,466	事務費	7
		人件費	10
2 稲村建男	1,800,000	人件費	8
3 向出 勉	1,800,000	人件費	9
4 富瀬 永	1,046,828	広聴広報費	3
5 吉崎吉規	913,455	広聴広報費	4
6 安居知世	887,678	事務費	5
7 作野広昭	873,830	事務費	6
8 車 幸弘	869,734	調査研究費	1
9 田中哲也	865,108	調査研究費	2

石川県政務活動費運用基準
(マニュアル)

石川県議会
平成25年4月

平成26年度改訂版

目 次

1 政務活動費の概要	1
2 経費の範囲及び使途基準	1
3 交付等の手続き	2
4 証拠書類の整理・保管	3
5 収支報告書等の提出	5
6 調査・相談体制	6
7 政務活動費使途基準表	7
8 政務活動報告書（様式1）【平成26年度様式改訂】	15
9 領収書添付枠・政務活動費支出証明書（様式2）	17
10 県外政務活動結果報告（様式3）	19
11 海外政務活動結果報告（様式4）	21
12 政務活動費を充当するのに適しない例（全議参考事例）	23

1 政務活動費の概要

(1) 政務調査費から政務活動費へ

第180回通常国会(平成24年)に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」に対し、国会において、現在の「政務調査費」を「政務活動費」とする修正がなされ成立した。

同修正により、政務調査費については、①名称を「政務活動費」に、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、②政務活動費を充てができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとし、③議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする、とされた。

(2) 政務活動費のイメージ

費用弁償	
会派・議員としての活動	議会活動
会派・議員としての活動のうち、調査研究活動以外のもの ・陳情活動 ・住民相談 ・補助金等の要請活動 等	・本会議への出席 ・委員会への出席 ・協議調整の場への出席 ・議員派遣 等
公費の対象とならない活動 ・政党活動・選挙活動・後援会活動・私人としての活動 等	

2 経費の範囲及び使途基準

政務活動費に充当できるのは、条例第二条に掲げる「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」であり、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、その使途基準は、P7「政務活動費使途基準表」のとおりとする。

3 交付等の手続き

(1) 交付の方法

① 交付対象

政務活動費は、石川県議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）又はその所属議員に対し交付する。

② 政務活動費の額及び交付の方法

政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

交付の方法は、会派ごとに、次の掲げる方法のいずれかによるものとする。

ア 会派に交付する方法

イ 議員に交付する方法

ウ 会派及び議員に交付する方法

なお、月の途中に、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月分の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

③ 交付決定

会派は、政務活動費の交付を受けようとするときは、議長に会派の届出をし、議長は、その届出を受けたときは、知事へ通知しなければならない。

知事は、その通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

④ 請求及び交付

会派の代表者又はその所属議員は、知事から交付決定を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

ただし、当該四半期の途中に議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

知事は、当該請求に基づき、速やかに政務活動費を交付するものとする。

4 証拠書類の整理・保管

(1) 整理・保管の義務

会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を当該政務活動費の收支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 整理・保管する証拠書類

会派の経理責任者及び議員において整理・保管しておく証拠書類は、以下のとおりとする。

なお、証拠書類には、議長へ提出が必要なものと、会派及び議員において適正に整理・保管しておくものがある。

会派及び議員が整理・保管する証拠書類 (5年間保存)	收支報告書と共に議長に提出する書類 (議長が5年間保存)
<p>【原本の保管】</p> <p>政務活動報告書（様式1）</p> <p>領収書・支出証明書（様式2）</p> <p>県外政務活動結果報告（様式3）</p> <p>海外政務活動結果報告（様式4）</p> <p>通帳</p> <p>賃貸借契約書</p> <p>雇用契約書</p> <p>委託契約書・成果物</p> <p>その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など</p>	<p>【写しの提出】</p> <p>政務活動報告書（様式1）</p> <p>領収書・支出証明書（様式2）</p> <p>県外政務活動結果報告（様式3）</p> <p>海外政務活動結果報告（様式4）</p>

① 政務活動報告書

日々の政務活動の状況について、「政務活動報告書」（様式1）を作成すること。

なお、政務活動報告書は、収支報告書作成の基となるため、漏れのないように記載すること。

② 領収書

領収書については、「領収書添付枠」（様式2）に貼り付けること。

領収書の記載事項

政務活動費に充当する支出に係る領収書については、下記の事項の記載を求めるものとする。なお、紙面等の関係上領収書に記載ができない場合には、請求書又は納品書を併せて添付し、内容を明らかにするものとする。

① あて名（原則：議員本人名）

② 金額

③ 発行（受領）年月日

④ 発行者（受領者）、発行者印（レシートを除く。）

⑤ 内容（領収書但し書きに記載を求めるもの。紙面上の制約がある場合は納品書を添付）

※ レシート等の場合で内容が記載されていない場合は、領収書貼付用紙の余白に記載すること。

③ 支出証明書

領収書を繳しがたい場合は、様式2下段「政務活動費支出証明書」欄に記入すること。

支出証明書によることができる支出

領収書の添付を原則とするが、次の支出については支出証明書による報告を可能とする。

① 運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）

② その他（預金口座引き落としによる支出等）

※ 預金口座引き落としにより支払いがなされる場合は、当該引き落としを証する預金通帳の写し（該当部分のみ）を添付すること。

④ 県外政務活動結果報告

県外（富山県、福井県を除く。）における政務活動については、「県外政務活動結果報告」（様式3）を作成すること。

⑤ 海外政務活動結果報告

国外における政務活動については、「海外政務活動結果報告」（様式4）を作成すること。

5 収支報告書等の提出

(1) 提出に関する手続き等

① 提出義務

会派の代表者又はその所属議員は、収支報告書及びその報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しを議長に提出しなければならない。

② 提出等の期限

ア 年度分

交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

イ 会派が消滅した場合又は議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名若しくは議会の解散により議員でなくなった場合

会派が消滅した日又は議員でなくなった日の属する月までの分を、その日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

③ 提出後の修正

提出した収支報告書に修正がある場合は、速やかに修正後の収支報告書及び修正箇所を明記した文書（正誤表、理由書）等の関係書類を議長に提出しなければならない。

④ 残余額の返還

会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、残余額を知事に返還しなければならない。

(2) 聞覧

提出された収支報告書は、提出期限の翌日から起算して90日を経過した日の翌日から聞覧に供することとし、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中に行うものとする。

7 政務活動費使途基準表

項目	①【調査研究費】 会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費		
	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費等	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)
① 調 査 研 究 費	主な支出費目の例		政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
	交通費	JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶 タクシー等(緊急の場合、公共交通機関が不便であるなど合理的な理由がある場合) レンタカー 高速道路等利用料、駐車料金	○ 実費 交通費は実費であることが原則であるが、特にタクシー等の場合は、他の交通手段がないなど社会通念上妥当であるかにより判断すべきと考える。
	自家用車利用経費 (ガソリン代)	①走行距離で積算する場合 1Km当たり 37円 (本県庁招旅費の現行単価) ②按分する場合 1台限り、1/3以内 (この場合は一括して⑤事務費に計上) ※年間を通じて、①、②どちらかの方法を選択	・実績が明確でない場合 1/2を個人使用、1/4を政務調査以外の議員活動、1/4を政務調査活動に伴う費用であると認めるのが相当 (H19.12.20 仙台高裁)
	日当	○ 充當できない	
	宿泊料 (国内の場合)	1泊2食、冷暖房費、サービス料、消費税など <参考> (注1) 甲地 東京都23区内、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市等の大都市 (注2) 乙地は上記以外の地域	○実費とし、費用弁償の額を上限とする 甲地 14,800円(注1) 乙地 13,300円(注2)
	借上料	会場借上料 機材借上料	○ 実費
	印刷製本費	資料印刷費 (コピー代含む)	○ 実費
	通信運搬費	文書通信費 (郵便料等)	○ 実費 文書通信費には、調査研究のためのファックス、電子メール等紙媒体以外の通信も含む。 (他の経費についても同じ)
	講師謝金等	謝金等 (運転手への謝礼も含む)	○ 実費
	委託料	業務委託料 (調査委託料など)	調査委託には、外部の研究機関等に対する委託と会派構成議員に対する委託が含まれる。 ・調査内容の必要性と成果の反証がないものは認められない (神戸地裁 H23.5.26)

	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
続 く	会費等	会費についての考え方については、25頁「会費として支出するのに適しない例」を参照	<input type="radio"/> 実費 (ただし、懇談を伴う場合は5,000円以内) ・各種議員連盟の会費 など	議連も含め会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであるかがまず基準になる。 また、経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体(例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等)の会費については適当ではない。 ・不適当な例 土地改良区地区総集会、特養ホーム研修会、体育協会祝賀会(青森地裁 H18.10.20) ・国政報告会における高額(1万円)かつ飲食を伴う参加費は不可(仙台高裁 H23.9.30)
	消耗品費	事務用消耗品 看板製作代	<input type="radio"/> 実費	
	食糧費	会食代、飲食代、茶菓代、弁当代 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提	<input type="radio"/> 実費 -懇談会経費(1人当たり) 5,000円以内	飲酒を伴う会合への参加に要する経費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められることを前提とした上で、政務活動としての会議との一体性・関連性が必要である。 ・議員同士の懇談会は不可(青森地裁 H18.10.20) ・市議会議員との酒食を伴う県政懇談会は不可(仙台高裁 H23.9.30) ・研修会を行った際の昼食弁当代は不可(京都地裁 H16.9.15) ・飲食店舗等における飲食は不可(東京地裁 H18.4.14)
	茶菓子等	・会派または議員主催の会議等での茶菓提供 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提	<input type="radio"/> 実費 -1,000円以内(1人当たり)	・会議に伴う食費とは、コーヒー、茶菓代であり食事等は認められない(H20.3.12 宇都宮地裁) (研修会の場でお茶やお菓子を超えて食事を提供することまでには通常行われない。必要であれば、参加者が自ら負担すべき。)

	②【研修費】			
項目	1 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費			
	支出費目 研修参加費、交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等			
② 研修費	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
	研修参加費	研修会、講演会等へ参加する際の負担金、参加費等	○ 実費	「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含む。
③ 広聴広報費	交通費 (食糧費		前記の ①調査研究費 の基準に同じ	研修会、講演会等には議員の雇用する職員の参加も可能
	③【広聴広報費】	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費		
	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、委託料、消耗品費 等			
③ 広聴広報費	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
	交通費 (通信運搬費	文書通信費(郵便料等) インターネット接続料 ホームページのプロバイダ利用料	前記の ①調査研究費 の基準に同じ	「広聴」は、幅広く県民、地域住民等から意見を聴取することを想定している。
	委託料	業務委託料		「県政に関する政策等」の「等」は、会派の政策、議員の政策・理念、国政の課題などを含むものである。
	消耗品費	事務用消耗品 看板製作代		会場を借りて県政報告会や広聴を行う場合の会場費や機材借上費も対象となる。 広報紙やホームページ等の作成を外部委託することも対象となる。
	④【要請陳情等活動費】	会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費		
	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費 等			
④ 要請陳情等活動費	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
	交通費 (通信運搬費		前記の ①調査研究費 の基準に同じ	「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動などが想定される。
				「住民相談」は、住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」(⑤会議費)とは区別している。
	「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含むものである。			

⑨	⑨【事務費】 会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費			
	支出費目 修繕費、通信運搬費、消耗品費、備品費、リース料、ガソリン代(按分) 等			
	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
	修繕費	事務機器等の備品の修繕 (パソコン、プリンター等)	○ 実費	
		事務所の修繕	○ 充當できない	
	通信運搬費	電話・FAX回線利用料 携帯電話利用料	○ 按分の場合1/2以内 ・「⑧事務所費」の按分一覧参考 事務所の形態により 1/3～全額	・活動に伴って携帯電話を使用する 必要性が乏しく、その金額を認めない (H18.10.20 青森地裁)
		インターネット接続料	○ 実費	
		切手、はがき、メール便等	○ 実費	
	消耗品費	事務用消耗品	○ 実費	備品、消耗品等については、政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で、政務活動費を充當することが可能である。ただし、政務活動以外の活動のためにも使用する場合は、按分することが適当であると考える。 その際、資産形成に資するがないよう留意する必要がある。
	備品費	パソコン・コピー機等の事務用機器 電話・FAX等の通信機器 机、椅子	○ 実費 ・取得価格1件10万円以内のもの ※ パソコンは15万円以内 ※ コピー機は按分とし、1/2以内、かつ30万円を上限とする	・パソコン及び周辺機器の購入は按分すべき (徳島地裁H23.12.9)
		自家用車	○ 充當できない	
	リース料	自動車リース代 ・リース期間終了後も所有権移転しない場合に限る ・リース会社との契約に限る コピー機等事務機器リース	○ 按分(1/2以内) かつ年間60万円を限度とする ※1台分のみ充當可	・調査研究に使用される自動車であっても、自動車税及び維持管理費は認められない (H17.4.12大阪高裁)
	ガソリン代(按分)	月毎に按分して充當する場合	○ 1台限り、1/3以内	・実績が明確でない場合 1/2を個人使用、1/4を政務調査以外の議員活動、1/4を政務調査活動に伴う費用であると認めるのが相当(H19.12.20 仙台高裁)

項目	⑩【人件費】 会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費		
⑩ 人 件 費	支出費目 人件費		
主な支出 費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
人件費	<p>政務活動補助職員に対する給与、賞金、手当、社会保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務実態があること ・雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要 ・源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要 	<p>○ 実費 ・按分の場合 議員が雇用する場合は 1/2以内 かつ月15万円以内 会派が雇用する場合は 2/3以内</p> <p>※議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可能 ※臨時雇用(アルバイト)について は実費 ※生計を一にする親族(配偶者、親・子供、兄弟等)を雇用した場合は、充当不可</p>	<p>政務活動に資するための人件費である。</p> <p>・県議会議員政治倫理要綱運用規程を準用</p> <p>※ 会派又は議員の雇用する職員は、会派又は議員が行う政務活動の補助者として、下記の経費の対象に含まれる。</p> <p>(対象経費) ①調査研究費 ②研修費 ④要請陳情等活動費 ⑤会議費(会派が雇用する場合を除く)</p>

12 政務活動費を充当するのに適しない例

(全国議長会の考え方)

◇ 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 党大会への出席
- ・ 県連(政党等)活動
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 政党组织の事務所の設置維持経費(人件費を含む)
- ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・ 政党的役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費

◇ 選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等)

◇ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費

◇ 私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席
- ・ 慶弔錢別費等(病気見舞い、香典、祝金、錢別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費)
- ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等)
- ・ 宗教活動(檀家総代会、報恩講、官参り等)
- ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行
- ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

《科目別》

〈会議費〉

次の経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合
- ・ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
- ・ 議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席
- ・ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食

〔例 「公職選挙法」(第199条の2)〕

寄附に該当する経費

(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供)

〈事務所費〉

次の経費への支出は資産形成(政務活動に対して関連性及び有用性がないもの並びに社会通念上高額なもの等)と憶測されるので政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 事務所購入費
- ・ 事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品
- ・ 政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置

《会費として支出するのに適しない例》

次の会費は、政務活動費として支出するのは不適当と思われる。

- ・ 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費

- ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等

[例]

町内会費、公民館費、壮年会費、P.T.A会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等

- ・ 政党(県連)本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等

- ・ 議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費

- ・ 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費

- ・ 宗教団体の会費

- ・ 冠婚葬祭の経費(結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等)

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費



別紙 1

車 幸弘議員の調査研究費違法支出額

支出期日 年月日	支出証拠	支出内容	支出金額 (円)	充当金額 (円)	違法支出 額 (円)
1 28 4 1	領収証 +	ロシア・イルクーツク視察	188,000	179,680	0
2 28 4 4	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
3 28 4 5	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
4 28 4 10	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
5 28 4 10	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
6 28 4 11	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
7 28 4 11	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
8 28 4 13	無	ガソリン代(37円)	1,998	1,998	1,998
9 28 4 14	無	ガソリン代(37円)	148	148	148
10 28 4 14	無	ガソリン代(37円)	296	296	296
11 28 4 14	無	ガソリン代(37円)	1,776	1,776	1,776
12 28 4 16	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
13 28 4 16	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
14 28 4 16	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
15 28 4 17	無	ガソリン代(37円)	1,480	1,480	1,480
16 28 4 17	無	ガソリン代(37円)	148	148	148
17 28 4 17	無	ガソリン代(37円)	814	814	814
18 28 4 18	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
19 28 4 18	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
20 28 4 21	無	ガソリン代(37円)	296	296	296
21 28 4 21	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
22 28 4 22	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
23 28 4 22	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
24 28 4 23	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
25 28 4 23	無	ガソリン代(37円)	3,256	3,256	3,256
26 28 4 24	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
27 28 4 24	無	ガソリン代(37円)	37	37	37
28 28 4 24	無	ガソリン代(37円)	37	37	37
29 28 4 26	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
30 28 4 27	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
31 28 4 28	無	ガソリン代(37円)	518	518	518
32 28 4 29	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
33 28 4 30	無	ガソリン代(37円)	1,480	1,480	1,480
34 28 5 2	無	ガソリン代(37円)	370	370	370
35 28 5 2	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
36 28 5 3	無	ガソリン代(37円)	740	740	740
37 28 5 3	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
38 28 5 3	無	ガソリン代(37円)	518	518	518
39 28 5 4	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
40 28 5 5	無	ガソリン代(37円)	518	518	518
41 28 5 5	無	ガソリン代(37円)	296	296	296
42 28 5 5	無	ガソリン代(37円)	1,480	1,480	1,480
43 28 5 5	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
44 28 5 6	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
45 28 5 7	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
46 28 5 7	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
47 28 5 8	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
48 28 5 9	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
49 28 5 10	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
50 28 5 10	無	ガソリン代(37円)	888	888	888

51	28	5	12	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
52	28	5	12	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
53	28	5	13	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
54	28	5	13	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
55	28	5	14	無	ガソリン代(37円)	814	814	814
56	28	5	14	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
57	28	5	15	無	ガソリン代(37円)	2,146	2,146	2,146
58	28	5	15	無	ガソリン代(37円)	740	740	740
59	28	5	16	無	ガソリン代(37円)	148	148	148
60	28	5	16	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
61	28	5	17	無	ガソリン代(37円)	666	666	666
62	28	5	17	無	ガソリン代(37円)	6,808	6,808	6,808
63	28	5	19	無	ガソリン代(37円)	814	814	814
64	28	5	19	領収書	白山商工会総会 意見交換会 負担金	5,000	5,000	5,000
65	28	5	19	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
66	28	5	20	無	ガソリン代(37円)	37	37	37
67	28	5	20	領収書	舊来文化協会との意見交換会参加費	5,000	5,000	5,000
68	28	5	21	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
69	28	5	21	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
70	28	5	21	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
71	28	5	22	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
72	28	5	22	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
73	28	5	23	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
74	28	5	23	無	ガソリン代(37円)	37	37	37
75	28	5	25	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
76	28	5	25	無	ガソリン代(37円)	37	37	37
77	28	5	25	無	ガソリン代(37円)	1,628	1,628	1,628
78	28	5	26	無	ガソリン代(37円)	1,036	1,036	1,036
79	28	5	26	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
80	28	5	27	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
81	28	5	27	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
82	28	5	28	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
83	28	5	28	無	ガソリン代(37円)	1,036	1,036	1,036
84	28	5	28	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
85	28	5	28	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
86	28	5	29	無	ガソリン代(37円)	148	148	148
87	28	5	29	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
88	28	5	29	無	ガソリン代(37円)	370	370	370
89	28	5	29	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
90	28	5	29	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
91	28	5	29	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
92	28	5	30	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
93	28	5	30	無	ガソリン代(37円)	148	148	148
94	28	5	31	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
95	28	6	1	無	ガソリン代(37円)	1,036	1,036	1,036
96	28	6	1	無	ガソリン代(37円)	148	148	148
97	28	6	2	無	ガソリン代(37円)	1,332	1,332	1,332
98	28	6	3	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
99	28	6	4	無	ガソリン代(37円)	1,258	1,258	1,258
100	28	6	4	無	ガソリン代(37円)	9,620	9,620	9,620

101	28	6	5	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
102	28	6	5	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
103	28	6	6	無	ガソリン代(37円)	148	148	148
104	28	6	7	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
105	28	6	8	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
106	28	6	9	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
107	28	6	11	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
108	28	6	11	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
109	28	6	11	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
110	28	6	11	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
111	28	6	11	領収書	勉強会及び懇親会会費	5,000	5,000	5,000
112	28	6	12	無	ガソリン代(37円)	1,480	1,480	1,480
113	28	6	15	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
114	28	6	16	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
115	28	6	18	無	ガソリン代(37円)	962	962	962
116	28	6	18	無	ガソリン代(37円)	518	518	518
117	28	6	18	無	ガソリン代(37円)	1,036	1,036	1,036
118	28	6	19	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
119	28	6	19	無	ガソリン代(37円)	9,546	9,546	9,546
120	28	6	20	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
121	28	6	20	無	ガソリン代(37円)	148	148	148
122	28	6	21	領収書	平成28年度石川県日韓親善協会会費	10,000	10,000	10,000
123	28	6	21	領収書	平成28年度日友好促進石川県議会議員連盟会費(上期分)	3,000	3,000	3,000
124	28	6	21	領収書	平成28年度中友好促進石川県議会議員連盟会費(上期分)	3,000	3,000	3,000
125	28	6	21	領収書	平成28年度日本ロシア友好促進石川県議会議員連盟会費(上期分)	3,000	3,000	3,000
126	28	6	21	領収書	平成28年度日台友好促進石川県議会議員連盟年会費	3,000	3,000	3,000
127	28	6	21	領収書	平成28年度ボイスカウト認定石川県議会議員連盟年会費	3,000	3,000	3,000
128	28	6	22	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
129	28	6	22	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
130	28	6	24	無	ガソリン代(37円)	37	37	37
131	28	6	24	領収書	鶴来地区交通安全協会会員費及び意見交換会負担金	10,000	5,000	5,000
132	28	6	25	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
133	28	6	26	無	ガソリン代(37円)	2,590	2,590	2,590
134	28	6	26	無	ガソリン代(37円)	518	518	518
135	28	6	26	無	ガソリン代(37円)	148	148	148
136	28	6	26	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
137	28	6	26	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
138	28	6	27	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
139	28	6	27	無	ガソリン代(37円)	1,480	1,480	1,480
140	28	6	29	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
141	28	6	30	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
142	28	6	30	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
143	28	7	1	無	ガソリン代(37円)	1,258	1,258	1,258
144	28	7	1	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
145	28	7	1	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
146	28	7	3	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
147	28	7	4	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
148	28	7	5	無	ガソリン代(37円)	814	814	814
149	28	7	5	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
150	28	7	6	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554

151	28	7	6	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	74	74	74	74	74	74	74
152	28	7	7	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	888	888	888	888	888	888	888
153	28	7	8	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	888	888	888	888	888	888	888
154	28	7	9	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	2,664	2,664	2,664	2,664	2,664	2,664	2,664
155	28	7	10	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	444	444	444	444	444	444	444
156	28	7	11	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554
157	28	7	12	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	1,591	1,591	1,591	1,591	1,591	1,591	1,591
158	28	7	13	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332
159	28	7	14	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
160	28	7	15	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	1,406	1,406	1,406	1,406	1,406	1,406	1,406
161	28	7	16	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554
162	28	7	17	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332
163	28	7	18	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	1,258	1,258	1,258	1,258	1,258	1,258	1,258
164	28	7	19	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184	1,184
165	28	7	20	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554
166	28	7	21	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	1,406	1,406	1,406	1,406	1,406	1,406	1,406
167	28	7	22	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	888	888	888	888	888	888	888
168	28	7	23	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	888	888	888	888	888	888	888
169	28	7	24	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	888	888	888	888	888	888	888
170	28	7	25	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	2,664	2,664	2,664	2,664	2,664	2,664	2,664
171	28	7	26	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	592	592	592	592	592	592	592
172	28	7	27	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554
173	28	7	28	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554	1,554
174	28	7	29	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	888	888	888	888	888	888	888
175	28	7	30	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	888	888	888	888	888	888	888
176	28	7	31	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	296	296	296	296	296	296	296
177	28	7	32	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	0	0	0	0	0	0	0
178	28	7	33	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
179	28	7	34	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	0	0	0	0	0	0	0
180	28	7	35	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
181	28	7	36	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	296	296	296	296	296	296	296
182	28	7	37	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	148	148	148	148	148	148	148
183	28	7	38	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	74	74	74	74	74	74	74
184	28	7	39	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	148	148	148	148	148	148	148
185	28	7	40	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	148	148	148	148	148	148	148
186	28	7	41	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332	1,332
187	28	7	42	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	888	888	888	888	888	888	888
188	28	7	43	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	888	888	888	888	888	888	888
189	28	7	44	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	222	222	222	222	222	222	222
190	28	7	45	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	37	37	37	37	37	37	37
191	28	7	46	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
192	28	7	47	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	888	888	888	888	888	888	888
193	28	7	48	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
194	28	7	49	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	37	37	37	37	37	37	37
195	28	7	50	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	888	888	888	888	888	888	888
196	28	7	51	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	148	148	148	148	148	148	148
197	28	7	52	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	148	148	148	148	148	148	148
198	28	7	53	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	1,998	1,998	1,998	1,998	1,998	1,998	1,998
199	28	7	54	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480	1,480
200	28	7	55	繩	ㄉㄐㄕㄔㄖ(37匚)	444	444	444	444	444	444	444

201	28	7	30	無	ガソリン代(37円)	962	962	962
202	28	7	31	無	ガソリン代(37円)	962	962	962
203	28	7	31	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
204	28	8	1	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
205	28	8	1	無	ガソリン代(37円)	296	296	296
206	28	8	2	無	ガソリン代(37円)	666	666	666
207	28	8	2	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
208	28	8	4	無	ガソリン代(37円)	1,258	1,258	1,258
209	28	8	4	無	ガソリン代(37円)	2,886	2,886	2,886
210	28	8	5	無	ガソリン代(37円)	370	370	370
211	28	8	5	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
212	28	8	5	無	ガソリン代(37円)	1,628	1,628	1,628
213	28	8	6	無	ガソリン代(37円)	962	962	962
214	28	8	6	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
215	28	8	6	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
216	28	8	7	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
217	28	8	7	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
218	28	8	7	無	ガソリン代(37円)	2,146	2,146	2,146
219	28	8	7	無	ガソリン代(37円)	962	962	962
220	28	8	8	無	ガソリン代(37円)	296	296	296
221	28	8	8	無	ガソリン代(37円)	1,036	1,036	1,036
222	28	8	9	無	ガソリン代(37円)	296	296	296
223	28	8	9	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
224	28	8	10	無	ガソリン代(37円)	6,364	6,364	6,364
225	28	8	10	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
226	28	8	10	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
227	28	8	11	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
228	28	8	12	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
229	28	8	12	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
230	28	8	15	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
231	28	8	15	無	ガソリン代(37円)	518	518	518
232	28	8	17	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
233	28	8	18	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
234	28	8	18	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
235	28	8	19	無	ガソリン代(37円)	2,738	2,738	2,738
236	28	8	20	無	ガソリン代(37円)	21,016	21,016	21,016
237	28	8	21	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
238	28	8	21	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
239	28	8	22	無	ガソリン代(37円)	1,406	1,406	1,406
240	28	8	27	無	ガソリン代(37円)	1,258	1,258	1,258
241	28	8	28	無	ガソリン代(37円)	1,628	1,628	1,628
242	28	8	28	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
243	28	8	29	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
244	28	8	29	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
245	28	8	30	無	ガソリン代(37円)	1,480	1,480	1,480
246	28	8	30	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
247	28	8	31	無	ガソリン代(37円)	1,406	1,406	1,406
248	28	9	1	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
249	28	9	3	無	ガソリン代(37円)	3,256	3,256	3,256
250	28	9	3	無	ガソリン代(37円)	2,812	2,812	2,812

251	28	9	4	無	ガソリン代(37円)	6,142	6,142	6,142
252	28	9	5	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
253	28	9	6	無	ガソリン代(37円)	1,628	1,628	1,628
254	28	9	7	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
255	28	9	7	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
256	28	9	8	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
257	28	9	8	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
258	28	9	9	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
259	28	9	9	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
260	28	9	9	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
261	28	9	9	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
262	28	9	10	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
263	28	9	10	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
264	28	9	10	無	ガソリン代(37円)	1,332	1,332	1,332
265	28	9	10	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
266	28	9	11	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
267	28	9	12	無	ガソリン代(37円)	2,738	2,738	2,738
268	28	9	12	領収書	運賃 料金	19,580	19,580	0
269	28	9	13	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
270	28	9	15	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
271	28	9	17	無	ガソリン代(37円)	148	148	148
272	28	9	17	無	ガソリン代(37円)	1,480	1,480	1,480
273	28	9	17	無	ガソリン代(37円)	1,036	1,036	1,036
274	28	9	18	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
275	28	9	18	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
276	28	9	18	無	ガソリン代(37円)	1,221	1,221	1,221
277	28	9	18	無	ガソリン代(37円)	1,406	1,406	1,406
278	28	9	19	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
279	28	9	19	無	ガソリン代(37円)	2,812	2,812	2,812
280	28	9	20	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
281	28	9	20	無	ガソリン代(37円)	592	592	592
282	28	9	22	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
283	28	9	22	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
284	28	9	23	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
285	28	9	24	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
286	28	9	25	無	ガソリン代(37円)	814	814	814
287	28	9	26	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
288	28	9	28	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
289	28	9	28	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
290	28	9	28	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
291	28	9	29	無	ガソリン代(37円)	37	37	37
292	28	9	29	領収書	こどもの森いのち2016意見交換会参加負担金	10,000	5,000	5,000
293	28	9	30	無	ガソリン代(37円)	518	518	518
294	28	9	30	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
295	28	9	30	無	ガソリン代(37円)	814	814	814
296	28	10	1	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
297	28	10	1	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
298	28	10	1	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
299	28	10	1	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
300	28	10	2	無	ガソリン代(37円)	1,406	1,406	1,406

301	28	10	2	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
302	28	10	3	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
303	28	10	4	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
304	28	10	4	無	ガソリン代(37円)	740	740	740
305	28	10	10	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
306	28	10	11	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
307	28	10	11	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
308	28	10	16	無	ガソリン代(37円)	8,658	8,658	8,658
309	28	10	19	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
310	28	10	19	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
311	28	10	20	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
312	28	10	20	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
313	28	10	21	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
314	28	10	22	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
315	28	10	23	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
316	28	10	23	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
317	28	10	24	様式2	リンリホウジ(倫理法人会会費)	10,000	10,000	10,000
318	28	10	26	無	ガソリン代(37円)	1,628	1,628	1,628
319	28	10	28	無	ガソリン代(37円)	6,808	6,808	6,808
320	28	10	29	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
321	28	10	30	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
322	28	10	30	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
323	28	10	30	無	ガソリン代(37円)	1,258	1,258	1,258
324	28	10	31	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
325	28	11	1	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
326	28	11	2	無	ガソリン代(37円)	629	629	629
327	28	11	3	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
328	28	11	3	無	ガソリン代(37円)	296	296	296
329	28	11	4	無	ガソリン代(37円)	1,924	1,924	1,924
330	28	11	6	無	ガソリン代(37円)	1,258	1,258	1,258
331	28	11	6	無	ガソリン代(37円)	370	370	370
332	28	11	6	無	ガソリン代(37円)	1,258	1,258	1,258
333	28	11	7	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
334	28	11	8	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
335	28	11	8	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
336	28	11	8	領収書	「幹部との交際便道についての意見交換会」参加費	5,000	5,000	5,000
337	28	11	9	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
338	28	11	9	無	ガソリン代(37円)	592	592	592
339	28	11	10	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
340	28	11	11	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
341	28	11	12	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
342	28	11	13	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
343	28	11	13	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
344	28	11	14	無	ガソリン代(37円)	2,738	2,738	2,738
345	28	11	16	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
346	28	11	17	無	ガソリン代(37円)	370	370	370
347	28	11	18	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
348	28	11	18	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
349	28	11	18	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
350	28	11	18	領収書	勉強会及び懇親会会費	5,000	5,000	5,000

351	28	11	19	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
352	28	11	20	無	ガソリン代(37円)	5,550	5,550	5,550
353	28	11	20	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
354	28	11	21	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
355	28	11	21	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
356	28	11	21	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
357	28	11	22	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
358	28	11	22	無	ガソリン代(37円)	370	370	370
359	28	11	22	領収書	航空券代及び宿泊代	27,700	27,700	0
360	28	11	22	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
361	28	11	23	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
362	28	11	23	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
363	28	11	23	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
364	28	11	24	無	ガソリン代(37円)	148	148	148
365	28	11	24	無	ガソリン代(37円)	2,516	2,516	2,516
366	28	11	24	様式2	リンリホウジ(倫理法人会会費)	10,000	10,000	10,000
367	28	11	25	無	ガソリン代(37円)	37	37	37
368	28	11	25	領収書	H28年度 駅員交流会費	3,000	3,000	3,000
369	28	11	27	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
370	28	11	27	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
371	28	11	29	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
372	28	12	1	無	ガソリン代(37円)	1,628	1,628	1,628
373	28	12	1	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
374	28	12	1	領収書	韓国視察旅行費用	205,375	205,375	0
375	28	12	2	無	ガソリン代(37円)	2,146	2,146	2,146
376	28	12	3	無	ガソリン代(37円)	1,332	1,332	1,332
377	28	12	4	無	ガソリン代(37円)	814	814	814
378	28	12	4	無	ガソリン代(37円)	5,698	5,698	5,698
379	28	12	4	無	ガソリン代(37円)	1,406	1,406	1,406
380	28	12	5	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
381	28	12	6	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
382	28	12	7	無	ガソリン代(37円)	2,738	2,738	2,738
383	28	12	7	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
384	28	12	8	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
385	28	12	10	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
386	28	12	11	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
387	28	12	12	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
388	28	12	12	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
389	28	12	13	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
390	28	12	13	領収書	懇談会「もっと仲良くなろう・日本2016年年暮れの会」参加費	5,000	5,000	5,000
391	28	12	13	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
392	28	12	14	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
393	28	12	14	無	ガソリン代(37円)	296	296	296
394	28	12	15	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
395	28	12	18	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
396	28	12	18	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
397	28	12	18	無	ガソリン代(37円)	2,812	2,812	2,812
398	28	12	19	無	ガソリン代(37円)	370	370	370
399	28	12	19	無	ガソリン代(37円)	962	962	962
400	28	12	19	領収書	石川県スポーツ健康課と勉強会会費	5,000	5,000	0

401	28	12	20	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
402	28	12	21	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
403	28	12	21	領収書	平成28年度日中友好促進石川県議会議員連盟会費(下期分)	3,000	3,000	3,000
404	28	12	21	領収書	平成28年度日韓友好促進石川県議会議員連盟会費(下期分)	3,000	3,000	3,000
405	28	12	21	領収書	平成28年度日本ロシア友好促進石川県議会議員連盟会費(下期分)	3,000	3,000	3,000
406	28	12	22	無	ガソリン代(37円)	1,258	1,258	1,258
407	28	12	22	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
408	28	12	22	無	ガソリン代(37円)	148	148	148
409	28	12	23	無	ガソリン代(37円)	296	296	296
410	28	12	24	無	ガソリン代(37円)	1,406	1,406	1,406
411	28	12	25	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
412	28	12	26	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
413	28	12	26	無	ガソリン代(37円)	148	148	148
414	28	12	26	様式2	リンリホウジ(倫理法人会会費)	10,000	10,000	10,000
415	28	12	27	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
416	28	12	27	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
417	28	12	28	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
418	28	12	29	無	ガソリン代(37円)	1,258	1,258	1,258
419	28	12	30	無	ガソリン代(37円)	6,364	6,364	6,364
420	29	1	2	無	ガソリン代(37円)	1,258	1,258	1,258
421	29	1	3	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
422	29	1	4	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
423	29	1	4	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
424	29	1	5	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
425	29	1	5	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
426	29	1	6	無	ガソリン代(37円)	666	666	666
427	29	1	6	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
428	29	1	6	無	ガソリン代(37円)	37	37	37
429	29	1	6	領収書	交通安全協会意見交換会参加費	10,000	5,000	5,000
430	29	1	7	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
431	29	1	7	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
432	29	1	7	無	ガソリン代(37円)	296	296	296
434	29	1	7	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
435	29	1	9	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
436	29	1	9	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
436	29	1	10	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
437	29	1	10	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
438	29	1	10	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
439	29	1	11	無	ガソリン代(37円)	8,880	8,880	8,880
440	29	1	12	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
441	29	1	12	無	ガソリン代(37円)	2,738	2,738	2,738
442	29	1	13	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
443	29	1	13	領収書	白山・石川建設業協会意見交換会参加費	10,000	5,000	5,000
444	29	1	14	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
445	29	1	15	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
446	29	1	15	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
447	29	1	16	無	ガソリン代(37円)	592	592	592
448	29	1	16	無	ガソリン代(37円)	1,628	1,628	1,628
449	29	1	17	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
450	29	1	18	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110

451	29	1	18	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
452	29	1	18	領収書	白山青年会議所新年意見交換会 参加費	7,000	5,000	5,000
453	29	1	18	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
454	29	1	19	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
455	29	1	20	無	ガソリン代(37円)	148	148	148
456	29	1	20	領収書	平成29年度石川県名学生研修会会員登録会会費	6,000	6,000	0
457	29	1	21	無	ガソリン代(37円)	1,480	1,480	1,480
458	29	1	22	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
459	29	1	23	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
460	29	1	23	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
461	29	1	23	様式2	リンリホウジ(倫理法人会会費)	10,000	10,000	10,000
462	29	1	24	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
463	29	1	24	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
464	29	1	25	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
465	29	1	25	無	ガソリン代(37円)	2,146	2,146	2,146
466	29	1	26	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
467	29	1	27	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
468	29	1	28	無	ガソリン代(37円)	814	814	814
469	29	1	28	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
470	29	1	28	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
471	29	1	29	無	ガソリン代(37円)	1,406	1,406	1,406
472	29	1	30	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
473	29	1	30	無	ガソリン代(37円)	592	592	592
474	29	1	31	無	ガソリン代(37円)	370	370	370
475	29	1	31	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
476	29	2	2	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
477	29	2	2	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
478	29	2	3	無	ガソリン代(37円)	1,258	1,258	1,258
479	29	2	3	領収書	JR乗車券類	26,820	26,820	0
480	29	2	5	無	ガソリン代(37円)	6,364	6,364	6,364
481	29	2	5	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
482	29	2	6	無	ガソリン代(37円)	296	296	296
483	29	2	6	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
484	29	2	6	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
485	29	2	7	無	ガソリン代(37円)	1,036	1,036	1,036
486	29	2	7	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
487	29	2	8	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
488	29	2	8	無	ガソリン代(37円)	5,550	5,550	5,550
489	29	2	8	領収書	北陸3県議会議長会議員研修会、意見交換会参加費	5,000	5,000	5,000
490	29	2	9	無	ガソリン代(37円)	148	148	148
491	29	2	9	無	ガソリン代(37円)	296	296	296
492	29	2	10	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
493	29	2	11	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
494	29	2	11	領収書	駐車料金	1,600	1,600	0
495	29	2	12	無	ガソリン代(37円)	814	814	814
496	29	2	12	無	ガソリン代(37円)	370	370	370
497	29	2	13	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
498	29	2	13	領収書	伝統的工芸品産業活性化石川県議会議員連絡勉強会・懇親会会費	5,000	5,000	5,000
499	29	2	14	無	ガソリン代(37円)	1,258	1,258	1,258
500	29	2	15	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184

501	29	2	15	領収書	新年度の石川県土木プロジェクトについての勉強会会費	5,000	5,000	0
502	29	2	15	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
503	29	2	16	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
504	29	2	16	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
505	29	2	17	無	ガソリン代(37円)	4,884	4,884	4,884
506	29	2	18	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
507	29	2	18	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
508	29	2	19	無	ガソリン代(37円)	148	148	148
509	29	2	19	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
510	29	2	19	無	ガソリン代(37円)	814	814	814
511	29	2	20	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
512	29	2	20	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
513	29	2	21	無	ガソリン代(37円)	370	370	370
514	29	2	22	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
515	29	2	22	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
516	29	2	23	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
517	29	2	23	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
518	29	2	23	様式2	リンリホウジ(倫理法人会会費)	10,000	10,000	10,000
519	29	2	24	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
520	29	2	25	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
521	29	2	25	領収書	自衛隊入隊予定者激励会会費	4,000	4,000	4,000
522	29	2	26	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
523	29	2	26	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
524	29	2	26	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
525	29	2	27	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
526	29	2	27	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
527	29	2	27	無	ガソリン代(37円)	1,332	1,332	1,332
528	29	3	1	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
529	29	3	1	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
530	29	3	3	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
531	29	3	3	無	ガソリン代(37円)	222	222	222
532	29	3	4	無	ガソリン代(37円)	37	37	37
533	29	3	4	無	ガソリン代(37円)	1,702	1,702	1,702
534	29	3	4	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
535	29	3	5	無	ガソリン代(37円)	1,776	1,776	1,776
536	29	3	5	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
537	29	3	6	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
538	29	3	7	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
539	29	3	7	無	ガソリン代(37円)	2,664	2,664	2,664
540	29	3	9	無	ガソリン代(37円)	2,738	2,738	2,738
541	29	3	10	無	ガソリン代(37円)	740	740	740
542	29	3	10	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
543	29	3	11	無	ガソリン代(37円)	2,812	2,812	2,812
544	29	3	12	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
545	29	3	13	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
546	29	3	13	無	ガソリン代(37円)	1,036	1,036	1,036
547	29	3	13	無	ガソリン代(37円)	296	296	296
548	29	3	14	無	ガソリン代(37円)	74	74	74
549	29	3	14	無	ガソリン代(37円)	296	296	296
550	29	3	14	無	ガソリン代(37円)	370	370	370

551	29	3	14	織	カバウツギ(37匁)	222	222	222	552	29	3	14	織	カバウツギ(37匁)	222	222	222
553	29	3	15	織	カバウツギ(37匁)	888	888	888	554	29	3	16	織	カバウツギ(37匁)	888	888	888
555	29	3	16	織	カバウツギ(37匁)	10,000	10,000	10,000	556	29	3	17	織	カバウツギ(37匁)	1,184	1,184	1,184
557	29	3	18	織	カバウツギ(37匁)	370	370	370	558	29	3	18	織	カバウツギ(37匁)	1,184	1,184	1,184
559	29	3	19	織	カバウツギ(37匁)	1,258	1,258	1,258	560	28	3	19	織	カバウツギ(37匁)	1,406	1,406	1,406
561	29	3	20	織	カバウツギ(37匁)	1,406	1,406	1,406	562	29	3	21	織	カバウツギ(37匁)	1,554	1,554	1,554
563	29	3	21	織	カバウツギ(37匁)	1,036	1,036	1,036	564	29	3	21	織	カバウツギ(37匁)	36,000	36,000	36,000
565	29	3	21	織	平成28年度工事一式賃料五川漁業者漁業手取料	6,000	6,000	6,000	566	29	3	21	織	漁業者漁業手取料	12,000	12,000	12,000
566	29	3	21	織	漁業者漁業手取料	12,000	12,000	12,000	567	29	3	21	織	北側の工事品運搬作業石川県漁業者運搬手取料	6,000	6,000	6,000
567	29	3	22	織	カバウツギ(37匁)	888	888	888	568	29	3	22	織	カバウツギ(37匁)	0	0	0
568	29	3	23	機械2	山林木立(管理人会合費)	10,000	10,000	10,000	569	29	3	24	織	カバウツギ(37匁)	518	518	518
569	29	3	24	織	カバウツギ(37匁)	888	888	888	570	29	3	24	織	カバウツギ(37匁)	592	592	592
570	29	3	24	織	カバウツギ(37匁)	814	814	814	571	29	3	24	織	カバウツギ(37匁)	10,000	10,000	10,000
571	29	3	25	織	カバウツギ(37匁)	2,442	2,442	2,442	572	29	3	25	織	カバウツギ(37匁)	74	74	74
572	29	3	26	織	カバウツギ(37匁)	37	37	37	573	29	3	26	織	カバウツギ(37匁)	74	74	74
573	29	3	26	織	カバウツギ(37匁)	592	592	592	574	29	3	26	織	カバウツギ(37匁)	2,442	2,442	2,442
574	29	3	27	織	カバウツギ(37匁)	888	888	888	575	29	3	27	織	カバウツギ(37匁)	74	74	74
575	29	3	28	織	カバウツギ(37匁)	444	444	444	576	29	3	28	織	カバウツギ(37匁)	37	37	37
576	29	3	29	織	カバウツギ(37匁)	1,110	1,110	1,110	577	29	3	29	織	カバウツギ(37匁)	74	74	74
577	29	3	30	織	カバウツギ(37匁)	2,886	2,886	2,886	578	29	3	30	織	カバウツギ(37匁)	74	74	74
578	29	3	31	織	カバウツギ(37匁)	1,184	1,184	1,184	579	29	3	31	織	カバウツギ(37匁)	444	444	444
579	29	3	32	織	カバウツギ(37匁)	74	74	74	580	29	3	32	織	カバウツギ(37匁)	37	37	37
580	29	3	33	織	カバウツギ(37匁)	444	444	444	581	29	3	33	織	カバウツギ(37匁)	1110	1,110	1,110
581	29	3	34	織	カバウツギ(37匁)	2,886	2,886	2,886	582	29	3	34	織	カバウツギ(37匁)	1,554	1,554	1,554
582	29	3	35	織	カバウツギ(37匁)	888	888	888	583	29	3	35	織	カバウツギ(37匁)	888	888	888
583	29	3	36	織	カバウツギ(37匁)	1,554	1,554	1,554	584	29	3	36	織	カバウツギ(37匁)	1,184	1,184	1,184
584	29	3	37	織	カバウツギ(37匁)	1,184	1,184	1,184	585	29	3	37	織	カバウツギ(37匁)	2,812	2,812	2,812
585	29	3	38	織	カバウツギ(37匁)	2,886	2,886	2,886	586	29	3	38	織	カバウツギ(37匁)	2,886	2,886	2,886

別紙 2

田中哲也議員の調査研究費違法支出額

支出し日 年月日	支出証拠	支出内容	支出金額 (円)	充当金額 (円)	違法支出 額 (円)
1 28 4 1	領収証 + 様式2	(ロシア・イルクーツク視察) (JTB 振込料)	179,680 432	179,680 412	0 0
3 28 4 1	無	ガソリン代(37円)	1,258	1,258	1,258
4 28 4 4	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
5 28 4 8	領収書	(ロシア・イルクーツク ホテル代)	52,000	52,000	0
6 28 4 11	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
7 28 4 12	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
8 28 4 13	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
9 28 4 19	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
10 28 4 19	領収書	加賀市消防協議会 平成28年度定例総会 会員費	5,000	5,000	5,000
11 28 4 19	無	ガソリン代(37円)	592	592	592
12 28 4 25	領収書	動橋商工振興会 懇親会	3,000	3,000	3,000
13 28 4 25	無	ガソリン代(37円)	925	925	925
14 28 4 26	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
15 28 4 28	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
16 28 4 30	無	ガソリン代(37円)	3,700	3,700	3,700
17 28 5 4	無	ガソリン代(37円)	12,950	12,950	12,950
18 28 5 4	様式2	ETC 片山津 - 飛驒清見	2,390	2,390	2,390
19 28 5 5	様式2	ETC 飛驒清見 - 片山津	2,390	2,390	2,390
20 28 5 5	領収証 +	宿泊代金 2名様	25,650	12,420	0
21 28 5 10	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
22 28 5 13	領収書	山中商工会 懇親会費	5,000	5,000	5,000
23 28 5 14	領収書	加賀市ロシア協会 総会費	1,000	1,000	1,000
24 28 5 15	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
25 28 5 16	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
26 28 5 17	領収書	山中スタンプ会 懇親会費	10,000	5,000	5,000
27 28 5 17	無	ガソリン代(37円)	296	296	296
28 28 5 18	領収書	加賀市交通安全協会 懇親会費	7,000	5,000	5,000
29 28 5 19	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
30 28 5 21	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
31 28 5 23	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
32 28 5 23	領収書	山中温泉旅館協同組合 年間会費	5,000	5,000	5,000
33 28 5 23	領収書	山中温泉旅館協同組合 懇親会費	5,000	5,000	5,000
34 28 5 24	領収書	山中温泉ギャラリー散歩の会 懇親会費	2,000	2,000	2,000
35 28 5 26	領収書	山中漆器連合協同組合 年間会費	5,000	5,000	5,000
36 28 5 26	領収書	山中漆器連合協同組合 懇親会会費	5,000	5,000	5,000
37 28 5 31	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
38 28 5 31	領収書	加賀市防犯協会 懇親会費	8,000	5,000	5,000
39 28 6 4	無	ガソリン代(37円)	16,280	16,280	16,280
40 28 6 5	【 様式2 】	石川県ロシア協会 第60回総会 懇親会会費	6,000	5,000	5,000
41 28 6 5	様式2	(ガソリン代 水千鶴会員 住直)	4,070	4,070	4,070
42 28 6 7	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
43 28 6 11	領収書	勉強会及び懇親会会費	5,000	5,000	5,000
44 28 6 11	様式2	(ガソリン代 ANAホテル 住直)	4,070	4,070	4,070
45 28 6 13	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
46 28 6 15	領収書	加賀市ロシア協会 年会費	5,000	5,000	5,000
47 28 6 17	領収書	DVD-R 5P	600	600	0
48 28 6 21	領収書	日韓友好促進石川県議会議員連盟会費(上半期)	3,000	3,000	3,000
49 28 6 21	領収書	日台友好促進石川県議会議員連盟年会費	3,000	3,000	3,000
50 28 6 21	領収書	日中友好促進石川県議会議員連盟会費(上半期)	3,000	3,000	3,000

51	28	6	21	領収書	日本ロシア友好促進石川県議会議員連盟会費(上半期)	3,000	3,000	3,000
52	28	6	21	領収書	ボイスカウト振興石川県議会議員連盟年会費	3,000	3,000	3,000
53	28	6	21	領収書	平成28年度石川県日韓親善協会会費	10,000	10,000	10,000
54	28	6	22	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
55	28	6	23	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
56	28	6	25	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
57	28	6	26	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
58	28	6	26	領収書	石川県バレーボール協会 祝賀会会費	10,000	5,000	5,000
59	28	6	26	領収書 +	駐車料金	900	900	0
60	28	6	27	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
61	28	6	28	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
62	28	6	29	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
63	28	7	2	領収書	JR乗車券類	13,770	13,770	0
64	28	7	2	領収書	駐車料金	500	500	0
65	28	7	2	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
66	28	7	5	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
67	28	7	8	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
68	28	7	8	領収書	山代温泉観光協会 懇親会会費	10,000	5,000	5,000
69	28	7	10	無	ガソリン代(37円)	2,220	2,220	2,220
70	28	7	14	領収書	駐車料金	2,000	2,000	0
71	28	7	14	様式2	(ガソリン代 自宅・金沢駅 往復)	4,070	4,070	4,070
72	28	7	14	様式2	(高速代 ETC 金沢西一小松)	780	780	780
73	28	7	21	領収書	平成28年度石川県議会農業研究会会費	10,000	10,000	0
74	28	7	21	領収書	平成28年度小笠原港開拓推進石川県議会議員連盟会費	10,000	10,000	0
75	28	7	21	領収書	平成28年度のと裏山駅利用促進議員連盟会費	10,000	10,000	0
76	28	7	21	領収書	職員録	1,400	1,400	0
77	28	7	21	領収書	日本会議石川県議会懇話会 年会費	10,000	10,000	10,000
78	28	7	22	無	ガソリン代(37円)	925	925	925
79	28	7	23	無	ガソリン代(37円)	925	925	925
80	28	7	24	無	ガソリン代(37円)	925	925	925
81	28	7	27	無	ガソリン代(37円)	962	962	962
82	28	7	28	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
83	28	7	29	無	ガソリン代(37円)	1,073	1,073	1,073
84	28	7	30	無	ガソリン代(37円)	4,810	4,810	4,810
85	28	7	30	領収書	通行料金	1,010	1,010	0
86	28	8	2	様式2	(加賀市)倫理法人会 6、7月分 月会費)	20,000	20,000	20,000
87	28	8	3	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
88	28	8	4	様式2	(ガソリン代 自宅一かほく市 住役)	5,698	5,698	5,698
89	28	8	4	領収書	通行料金	980	980	0
90	28	8	6	無	ガソリン代(37円)	2,960	2,960	2,960
91	28	8	14	様式2	(ガソリン代 街づくり課)	16,650	16,650	16,650
92	28	8	14	様式2	(高速 ETC)	7,510	7,510	7,510
93	28	8	16	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
94	28	8	16	領収書	通行料金	1,010	1,010	0
95	28	8	17	領収書	勉強会・懇親会会費	5,000	5,000	5,000
96	28	8	18	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
97	28	8	21	無	ガソリン代(37円)	4,588	4,588	4,588
98	28	8	22	無	ガソリン代(37円)	4,588	4,588	4,588
99	28	8	22	領収書	通行料金	1,010	1,010	0
100	28	8	29	無	ガソリン代(37円)	1,480	1,480	1,480

101	28	9	4	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
102	28	9	6	領収書	「石川インフラマネジメント・セミナー」参加費	1,000	1,000	1,000
103	28	9	6	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
104	28	9	6	領収書	通行料金	1,010	1,010	0
105	28	9	7	様式2	(視察交通費、宿泊費)	38,600	31,900	31,900
106	28	9	7	様式2	(振込手数料)	216	178	178
107	28	9	8	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
108	28	9	8	領収書	通行料金	980	980	0
109	28	9	10	無	ガソリン代(37円)	925	925	925
110	28	9	15	無	ガソリン代(37円)	2,072	2,072	2,072
111	28	9	17	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
112	28	9	18	領収書	加賀市ロシア協会 懇親会	3,000	3,000	3,000
113	28	9	18	無	ガソリン代(37円)	1,406	1,406	1,406
114	28	9	23	様式2	(加賀(市)倫理法人会 8、9月分月会費)	20,000	20,000	20,000
115	28	9	28	領収書	通行料金	980	980	0
116	28	9	28	領収書	通行料金	780	780	0
117	28	9	28	無	ガソリン代(37円)	5,365	5,365	5,365
118	28	10	2	無	ガソリン代(37円)	1,036	1,036	1,036
119	28	10	3	無	ガソリン代(37円)	7,770	7,770	7,770
120	28	10	5	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
121	28	10	7	領収証	加賀市を良くする会 (懇親会)	6,000	5,000	5,000
122	28	10	12	無	ガソリン代(37円)	5,402	5,402	5,402
123	28	10	13	領収証	石川県ロシア協会 交流会会費	10,000	5,000	5,000
124	28	10	13	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
125	28	10	16	領収書	通行料金	1,010	1,010	0
126	28	10	16	様式2	(ガソリン代)	3,552	3,552	3,552
127	28	10	21	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
128	28	10	22	無	ガソリン代(37円)	740	740	740
129	28	10	23	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
130	28	10	24	様式2	(加賀(市)倫理法人会 10月分会費)	10,000	10,000	10,000
131	28	10	24	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
132	28	10	24	領収書	通行料金	1,010	1,010	0
133	28	10	27	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
134	28	10	30	無	ガソリン代(37円)	4,995	4,995	4,995
135	28	10	31	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
136	28	10	31	領収書	通行料金	680	680	0
137	28	10	31	領収書	通行料金	780	780	0
138	28	11	1	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
139	28	11	1	領収書	通行料金	2,020	2,020	0
140	28	11	5	様式2	(日本伝統工芸展 観察)	600	600	600
141	28	11	6	<何もない>	市長を囲んで市政を考える会合	3,000	3,000	3,000
142	28	11	8	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
143	28	11	8	領収書	通行料金	2,020	2,020	0
144	28	11	10	無	ガソリン代(37円)	925	925	925
145	28	11	11	無	ガソリン代(37円)	925	925	925
146	28	11	12	無	ガソリン代(37円)	1,036	1,036	1,036
147	28	11	15	宿泊証明書	レム日比谷 2泊	31,000	29,600	0
148	28	11	15	領収書	北村代謹士との懇親会 会費	10,000	5,000	5,000
149	28	11	16	領収書	東京地下鉄 & JR 東日本	370	370	0
150	28	11	18	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996

151	28	11	18	領収書	通行料金	2,020	2,020	0
152	28	11	18	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
153	28	11	18	領収書	石川県議員加賀江沼会 懇親会負担金	8,000	5,000	5,000
154	28	11	19	無	ガソリン代(37円)	3,848	3,848	3,848
155	28	11	20	無	ガソリン代(37円)	4,255	4,255	4,255
156	28	11	20	領収証	駐車料金	1,200	1,200	0
157	28	11	20	領収書	通行料金	780	780	0
158	28	11	20	領収証	タクシー料金	2,150	2,150	0
159	28	11	20	様式2	(横山駅一金沢駅)	480	480	480
160	28	11	21	領収証	駐車料金	300	300	0
161	28	11	23	無	ガソリン代(37円)	1,850	1,850	1,850
162	28	11	23	無	ガソリン代(37円)	1,110	1,110	1,110
163	28	11	24	様式2	(加賀(市)倫理法人会 11月分月会費)	10,000	10,000	10,000
164	28	11	24	領収書	加賀市マレットゴルフ協会 会費	1,000	1,000	1,000
165	28	11	24	領収書	山中温泉 芭蕉の館 年会費	3,000	3,000	3,000
166	28	11	27	無	ガソリン代(37円)	1,554	1,554	1,554
167	28	11	29	無	ガソリン代(37円)	925	925	925
168	28	12	1	無	ガソリン代(37円)	925	925	925
169	28	12	4	領収書	JR乗車券類	10,490	10,490	0
170	28	12	5	宿泊証明書	ホテル日航大阪 1泊	20,800	14,800	0
171	28	12	5	領収書	JR乗車券類	5,830	5,830	0
172	28	12	5	領収書	駐車料金	1,000	1,000	0
173	28	12	5	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
174	28	12	8	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
175	28	12	12	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
176	28	12	12	領収書	通行料金	1,010	1,010	0
177	28	12	19	無	ガソリン代(37円)	4,440	4,440	4,440
178	28	12	19	領収書	石川県スポーツ振興課との勉強会会費	5,000	5,000	0
179	28	12	21	領収書	日本友好促進石川県議員連盟会費(下半期)	3,000	3,000	3,000
180	28	12	21	領収書	日本ロシア友好促進石川県議員連盟会費(下半期)	3,000	3,000	3,000
181	28	12	21	領収書	日本友好促進石川県議員連盟会費(下半期)	3,000	3,000	3,000
182	28	12	22	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
183	28	12	22	領収書	通行料金	1,010	1,010	0
184	28	12	24	無	ガソリン代(37円)	4,440	4,440	4,440
185	28	12	24	様式2	(東京国立近代美術館工芸館名品展 視察)	360	360	360
186	28	12	26	様式2	(加賀(市)倫理法人会 12月月会費)	10,000	10,000	10,000
187	28	12	26	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
188	28	12	27	無	ガソリン代(37円)	5,180	5,180	5,180
189	29	1	10	様式2	(往復航空券 シンガポール)	105,820	105,820	105,820
190	29	1	11	様式2	(宿泊費 2泊分)	26,861	26,861	26,861
191	29	1	11	様式2	(タクシー料金)	2,554	2,554	2,554
192	29	1	12	様式2	(タクシー料金)	3,547	3,547	3,547
193	29	1	13	様式2	(タクシー料金)	3,954	3,954	3,954
194	29	1	14	領収書	(小松空港駐車料金)	2,000	2,000	0
195	29	1	14	無	ガソリン代(37円)	1,850	1,850	1,850
196	29	1	19	領収書	JR乗車券類	20,980	20,980	0
197	29	1	19	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
198	29	1	20	領収書	通行料金	2,020	2,020	0
199	29	1	20	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
200	29	1	22	無	ガソリン代(37円)	629	629	629

201	29	1	23	様式2	(加賀(市)倫理法人会 1月分 月会費)	10,000	10,000	10,000
202	29	1	24	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
203	29	1	24	領収書	通行料金	1,010	1,010	0
204	29	1	27	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
205	29	1	27	領収書	通行料金	1,790	1,790	0
206	29	1	27	領収証	航空券代	28,917	28,917	0
207	29	1	28	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
208	29	1	30	無	ガソリン代(37円)	4,440	4,440	4,440
209	29	1	30	領収書	通行料金	1,790	1,790	0
210	29	1	30	領収書	駐車料金	700	700	0
211	29	2	2	領収書	乗車券 代金	930	930	0
212	29	2	2	様式2	(入場料金)	2,100	2,100	2,100
213	29	2	3	領収書	乗車券 代金	1,120	1,120	0
214	29	2	3	領収書	レム日比谷 宿泊代金	14,000	14,000	0
215	29	2	3	領収書	駐車料金	1,000	1,000	0
216	29	2	3	無	ガソリン代(37円)	1,850	1,850	1,850
217	29	2	5	無	ガソリン代(37円)	444	444	444
218	29	2	5	領収書	2017年「新春の集い」会費	6,000	5,000	5,000
219	29	2	5	無	ガソリン代(37円)	4,070	4,070	4,070
220	29	2	5	領収書	駐車料金	700	700	0
221	29	2	7	無	ガソリン代(37円)	592	592	592
222	29	2	7	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
223	29	2	13	領収証	伝統的工芸品活性化石川県議会議員連盟年会費	5,000	5,000	5,000
224	29	2	13	無	ガソリン代(37円)	4,440	4,440	4,440
225	29	2	13	領収書	通行料金	1,010	1,010	0
226	29	2	15	領収書	石川県土木プロジェクトについての勉強会会費	5,000	5,000	0
227	29	2	15	無	ガソリン代(37円)	4,070	4,070	4,070
228	29	2	20	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
229	29	2	23	様式2	(加賀(市)倫理法人会 2月分 月会費)	10,000	10,000	10,000
230	29	2	23	領収書	通行料金	1,010	1,010	0
231	29	2	23	領収書	通行料金	940	940	0
232	29	2	23	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
233	29	2	26	領収証	加賀市ロシア協会 交流会費	2,000	2,000	2,000
234	29	2	26	無	ガソリン代(37円)	888	888	888
235	29	3	16	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
236	29	3	16	領収書	通行料金	780	780	0
237	29	3	16	領収証	石川県ロシア協会 2016年度会費	10,000	10,000	10,000
238	29	3	18	無	ガソリン代(37円)	4,625	4,625	4,625
239	29	3	21	領収書	北朝鮮拉致問題解決促進石川県議会議員連盟年会費	6,000	6,000	0
240	29	3	21	領収書	森林・林業・林産業活性化促進石川県議会議員連盟年会費	12,000	12,000	0
241	29	3	21	領収書	伝統的工芸品活性化石川県議会議員連盟年会費	6,000	6,000	0
242	29	3	21	領収書	スポーツ振興石川県議会議員連盟年会費	6,000	6,000	6,000
243	29	3	21	領収書	石川県議会砂防事業促進研究会 年会費	36,000	36,000	0
244	29	3	23	様式2	(加賀(市)倫理法人会 3月分 月会費)	10,000	10,000	10,000
245	29	3	27	無	ガソリン代(37円)	962	962	962
246	29	3	30	無	ガソリン代(37円)	555	555	555
247	29	3	31	無	ガソリン代(37円)	1,184	1,184	1,184
248	29	3	31	領収書	通行料金	1,010	1,010	0
249	29	3	31	無	ガソリン代(37円)	3,996	3,996	3,996
						1,396,337	865,108	

別紙3

富瀬 永 議員の広聴広報費違法支出額

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	支出金額 (円)	充当金額 (円)	違法支出 額 (円)
1 28 4 5	領収書	第一種定形 @82 2,168通	199,456	199,456	99,728
2 28 6 1	領収書	第一種定形 @82 140通	11,480	11,480	5,740
3 28 7 12	領収書	県政レポート「輝」No.6	264,600	246,960	114,660
4 28 7 15	領収書	第一種定形 @82 2,098通	172,036	160,566	74,548
5 28 8 15	領収書	ふ・第71回国体・ふ・147 82円 144枚	11,808	11,808	11,808
6 28 9 28	領収書	長3封筒(ハイシールのり付)	34,560	34,560	17,280
7 28 9 29	払込票兼受領証	マルチプリンターラベル24面上下余白付	2,448	2,448	1,224
8 28 10 31	領収書	県政レポート「輝」No.7	264,600	264,600	132,300
9 28 10 31	領収書	第一種定形 @82 2,156通	176,792	176,792	88,396
10 28 12 1	領収書	第一種定形 @82 146通	11,972	11,972	5,986
11 29 1 11	領収書	長3封筒	45,360	45,360	22,680
12 29 1 11	領収書	県政レポート「輝」No.8	264,600	264,600	132,300
13 29 1 11	領収書	第一種定形 @82 2,150通	176,300	176,300	88,150
14 29 2 14	様式2	マルチプリンターラベル24面上下余白付	5,606	5,606	2,803
15 29 2 17	領収書	第一種定形 @82 148通	12,136	12,136	6,068
16 29 3 23	領収書	第一種定形 @82 2,177通	178,514	178,514	89,257
17 29 3 24	領収書	県政レポート「輝」No.9	273,240	273,240	136,620
18 29 3 24	領収書	長3封筒 ハイシールのり付	34,560	34,560	17,280
				2,110,958	1,046,828

別紙 4

吉崎吉規議員の広聴広報費違法支出額

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	支出金額 (円)	充当金額 (円)	違法支出額 (円)
1 28 4 4	領収書	区内特別基(定) @67 226通 第一種定形 @82 26通	17,274	17,274	8,637
2 28 4 15	無	ガソリン代(37円)	259	259	259
3 28 4 16	領収証	吉崎吉規県政報告会 会場使用料	35,250	35,250	17,625
4 28 4 25	無	ガソリン代(37円)	259	259	259
5 28 4 27	領収書	区内特別基(定) @67 133通 第一種定形 @82 24通	10,879	10,879	5,440
6 28 5 13	領収書	吉崎よしのり県政報告会 会場使用料	145,960	145,960	72,980
7 28 6 20	領収書	直営のノスタルジーシリーズ第3集 82円 11枚	902	902	902
8 28 6 29	領収書	日本の山岳シリーズ第6集 82円 76枚	6,150	6,150	6,150
9 28 8 5	領収証	吉崎吉規県政報告会 演題掲示幕	12,000	12,000	6,000
10 28 8 10	領収証	吉崎吉規県政報告会 ホテル利用	228,820	228,820	114,410
11 28 8 10	領収書	浮世絵シリーズ第5集 82円 72枚	5,904	5,904	5,904
12 28 9 8	領収書	日本イタリア国交150周年 82円 70枚	5,740	5,740	5,740
13 28 9 20	領収書	区内特別基(定) @72 100通 第一種定形 @82 7通	7,774	7,774	3,887
14 28 10 2	無	ガソリン代(37円)	185	185	185
15 28 10 3	領収書	封筒 14,000枚	133,920	133,920	66,960
16 28 10 8	無	ガソリン代(37円)	185	185	185
17 28 10 10	レシート	文具外税 @216 3	1,944	1,944	972
18 28 10 19	領収書	鉄道シリーズ第4集 82円 11枚	902	902	902
19 28 10 21	領収書	吉崎吉規県政報告会 次第 東内版	48,000	48,000	24,000
20 28 10 24	領収書	区内特別基(定) @72 101通 第一種定形 @82 5通	7,682	7,682	3,841
21 28 11 4	領収証	吉崎吉規県政報告会 会場使用料	23,160	23,160	11,580
22 28 11 10	無	ガソリン代(37円)	259	259	259
23 28 11 25	領収書	通常英会話 52円 200枚 正倉院の宝物シリーズ 82円 13枚	11,466	11,466	6,266
24 28 12 5	領収書	区内特別基(定) @72 186通 第一種定形 @82 74通	19,460	19,460	9,730
25 28 12 10	領収証	吉崎吉規県政報告会 会場使用料	32,040	32,040	16,020
26 28 12 24	領収書	内特別基特特(定)BC @62 11, 271通 第一種定形@92 219	718,950	647,055	287,580
27 28 12 24	領収書	区内特別基特特(定)BC @79 108通	8,532	7,678	3,412
28 28 12 24	領収書	区内特別基特特(定)BC @79 245通	19,355	17,419	7,742
29 28 12 24	領収書	区内特別基特特(定)BC @79 158通	12,482	11,233	4,992
30 28 12 26	領収書	区内特別基特特(定)BC @79 881通	70,389	63,350	28,156
31 28 12 26	領収書	区内特別基特特(定)BC @79 2651通 第一種定形 @91 21通	22,867	20,580	9,147
32 29 1 6	領収書	吉崎吉規県政報告会 看板代金	27,000	27,000	13,500
33 29 1 11	領収書	Y・Y通信 第53号	355,320	319,788	142,628
34 29 1 11	領収書	区内特別基(定) @72 174通 第一種定形 @82 27通	14,742	14,742	7,371
35 29 1 19	領収書	直営のノスタルジーシリーズ第3集 82円 10枚	820	820	820
36 29 3 1	領収書	区内特別基(定) @72 100通 第一種定形 @82 4通	7,528	7,528	3,764
37 29 3 31	領収証	吉崎吉規県政報告会 会場使用料	30,500	30,500	15,250
				1,924,067	913,455

別紙 5

安居知世議員の事務費違法支出額

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	支出金額	充当金額	(円) 違法支出額
1 28 4 4	様式2	(CATV インターネット接続)	10,260	5,130	5,130
2 28 4 5	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 57.01L	7,069	2,356	0
3 28 4 11	様式2	(コピー機リース代)	10,500	5,250	5,250
4 28 4 12	レシート	ポスト・イット強粘着 フリクションライト	1,134	567	0
5 28 4 21	領収書	議員電話使用料(3月分)	501	250	0
6 28 4 22	領収証	H28 4月分リース料(リース料 自動車)	80,460	40,230	40,230
7 28 4 25	領収証	請求書通り【請求書添付無】	4,665	2,332	2,332
8 28 4 25	様式2	(アイフォン料金)	13,433	6,716	6,716
9 28 4 27	様式2	(インターネット接続料)	1,350	675	675
10 28 4 30	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 46.01L	5,797	1,932	0
11 28 5 2	様式2	(固定電話)	21,198	10,599	10,599
12 28 5 2	様式2	(インターネット接続料)	10,260	5,130	5,130
13 28 5 6	領収証	住所変更ラベル	8,100	4,050	0
14 28 5 9	領収書	第一種定形 @205 6通	1,230	615	0
15 28 5 11	様式2	(コピー機リース代)	10,500	5,250	5,250
16 28 5 19	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 55.00L	7,040	2,346	0
17 28 5 20	領収書	議員電話使用料(4月分)	573	286	0
18 28 5 23	様式2	(FAX ・ コピー代)	3,024	1,512	1,512
19 28 5 25	様式2	(リース代 自動車)	80,460	40,230	40,230
20 28 5 25	様式2	(アイフォン料金)	14,448	7,224	7,224
21 28 5 26	領収書	A 4 封筒	30,780	15,390	0
22 28 5 31	様式2	(固定電話)	21,107	10,553	10,553
23 28 6 2	様式2	(インターネット接続料)	10,260	5,130	5,130
24 28 6 11	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 57.00L	7,581	2,527	0
25 28 6 13	様式2	(リース代 コピー機)	10,500	5,250	5,250
26 28 6 21	領収書	議員電話使用料(5月分)	400	200	0
27 28 6 23	領収書	請求書通り【請求書添付無】	4,676	2,338	2,338
28 28 6 27	様式2	(リース代 自動車)	80,460	40,230	40,230
29 28 6 27	様式2	(インターネット)	1,350	675	675
30 28 6 27	様式2	(アイフォン料金)	15,701	7,850	7,850
31 28 6 29	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 50.00L	6,650	2,216	0
32 28 6 30	様式2	(固定電話)	21,323	10,661	10,661
33 28 7 4	様式2	(インターネット接続料)	10,260	5,130	5,130
34 28 7 8	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 48.81L	1,810	603	0
35 28 7 11	様式2	(リース代 コピー機)	10,500	5,250	5,250
36 28 7 11	証明書	収入印紙	600	600	0
37 28 7 21	領収書	議員電話使用料(6月分)	99	49	0
38 28 7 23	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 42.82L	5,695	1,898	0
39 28 7 25	領収証	印鑑	108	54	0
40 28 7 25	様式2	(コピー代 ・ FAX 料)	18,793	9,396	9,396
41 28 7 25	様式2	(アイフォン料金)	17,731	8,865	8,865
42 28 7 25	様式2	(リース代 自動車)	80,460	40,230	40,230
43 28 7 27	様式2	(インターネット)	1,350	675	675
44 28 8 1	様式2	(固定電話)	23,159	11,579	11,579
45 28 8 2	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 25.00L	3,325	1,108	0
46 28 8 2	様式2	(インターネット接続料)	10,260	5,130	5,130
47 28 8 8	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 47.25L	6,284	2,094	0
48 28 8 12	様式2	(リース代 コピー機)	10,500	5,250	5,250
49 28 8 15	領収証	中古パソコンNEC 等	59,940	29,970	0
50 28 8 19	領収書	議員電話使用料(7月分)	45	22	0

51	28	8	23	様式2	(コピー代・FAX代)	4,030	2,015	2,015
52	28	8	25	様式2	(リース代 自動車)	80,460	40,230	40,230
53	28	8	25	様式2	(アイフォン料金)	15,529	7,764	7,764
54	28	8	29	様式2	(インターネット)	1,350	675	675
55	28	8	31	様式2	(固定電話)	22,063	11,031	11,031
56	28	9	2	様式2	(インターネット接続料)	10,260	5,130	5,130
57	28	9	12	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 57.11L	7,652	2,550	0
58	28	9	12	様式2	(リース代 コピー機)	10,500	5,250	5,250
59	28	9	21	領収書	議員電話使用料(8月分)	158	79	0
60	28	9	23	様式2	(コピー・FAX料金)	3,024	1,512	1,512
61	28	9	26	様式2	(リース料 自動車)	80,460	40,230	40,230
62	28	9	26	様式2	(アイフォン料金)	23,307	11,653	11,653
63	28	9	27	領収証	部品代 メインキバン 等	46,850	23,425	0
64	28	9	27	様式2	(インターネット接続料)	1,350	675	675
65	28	9	30	様式2	(固定電話)	20,905	10,452	10,452
66	28	10	3	領収証	エボルタ単4-2P	381	190	0
67	28	10	3	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 52.04L	7,093	2,364	0
68	28	10	3	様式2	(インターネット接続料)	10,260	5,130	5,130
69	28	10	11	様式2	(リース代 コピー機)	10,500	5,250	5,250
70	28	10	15	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 13.12L	1,797	599	0
71	28	10	21	領収書	議員電話使用料(9月分)	162	81	0
72	28	10	24	様式2	(コピー代・FAX代)	3,024	1,512	1,512
73	28	10	25	様式2	(アイフォン料金)	22,789	11,394	11,394
74	28	10	25	様式2	(リース代 自動車)	80,460	40,230	40,230
75	28	10	27	様式2	(インターネット接続料)	1,350	675	675
76	28	10	31	様式2	(固定電話)	21,782	10,891	10,891
77	28	11	2	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 33.19L	4,547	1,515	0
78	28	11	2	様式2	(インターネット接続料)	10,260	5,130	5,130
79	28	11	7	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 45.07L	6,174	2,058	0
80	28	11	11	様式2	(リース料 コピー機)	10,500	5,250	5,250
81	28	11	18	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 32.30L	4,425	1,475	0
82	28	11	21	領収書	議員電話使用料(10月分)	147	73	0
83	28	11	24	様式2	(コピー・FAX代等)	10,871	5,435	5,435
84	28	11	25	様式2	(リース料 自動車)	80,460	40,230	40,230
85	28	11	25	様式2	(アイフォン料金)	19,611	9,805	9,805
86	28	11	28	様式2	(インターネット接続料)	1,350	675	675
87	28	11	30	様式2	(固定電話)	21,017	10,508	10,508
88	28	12	1	領収書	LIFEBOOK SH90/W 等	373,248	76,900	0
89	28	12	2	様式2	(インターネット接続料)	10,260	5,130	5,130
90	28	12	3	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 22.00L	3,014	1,004	0
91	28	12	5	領収書	【 但し書欄無 】	1,226	613	613
92	28	12	10	領収証	ガソリン代	13,097	4,365	0
93	28	12	12	様式2	(リース料 コピー機)	10,500	5,250	5,250
94	28	12	21	領収証	ガソリン代	4,082	1,360	0
95	28	12	21	領収書	議員電話使用料(11月分)	36	18	0
96	28	12	26	様式2	(コピー・FAX料)	3,024	1,512	1,512
97	28	12	26	様式2	(リース料 自動車)	80,460	40,230	40,230
98	28	12	26	様式2	(アイフォン料金)	22,595	11,297	11,297
99	28	12	27	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 21.41L	3,040	1,013	0
100	28	12	27	様式2	(インターネット)	1,350	675	675

101	29	1	4	領収書	税込品	970	485	0
102	29	1	4	様式2	(インターネット接続料)	10,260	5,130	5,130
103	29	1	4	様式2	(固定電話)	21,642	10,821	10,821
104	29	1	11	様式2	(リース料 コピー機)	10,500	5,250	5,250
105	29	1	16	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 58.07L	8,245	2,748	0
106	29	1	20	領収書	議員電話使用料(12月分)	56	28	0
107	29	1	23	様式2	(コピー・FAX 料)	14,270	7,135	7,135
108	29	1	25	様式2	(リース料 自動車)	80,460	40,230	40,230
109	29	1	25	様式2	(アイフォン料金)	18,309	9,154	9,154
110	29	1	27	様式2	(インターネット接続料)	1,350	675	675
111	29	1	31	様式2	(固定電話)	20,793	10,396	10,396
112	29	2	2	様式2	(インターネット接続料)	10,260	5,130	5,130
113	29	2	8	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 48.00L	6,390	2,130	0
114	29	2	13	様式2	(リース料 コピー機)	10,500	5,250	5,250
115	29	2	21	領収書	議員電話使用料(1月分)	193	96	0
116	29	2	23	様式2	(コピー・FAX 料)	3,024	1,512	1,512
117	29	2	27	様式2	(リース料 自動車)	80,460	40,230	40,230
118	29	2	27	様式2	(インターネット)	1,350	675	675
119	29	2	27	様式2	(アイフォン料金)	10,274	5,137	5,137
120	29	2	28	様式2	(固定電話)	21,990	10,995	10,995
121	29	3	2	様式2	(インターネット接続料)	10,260	5,130	5,130
122	29	3	11	領収書	ENEOS ヴィーゴ P-04 56.00L	8,064	2,688	0
123	29	3	13	様式2	(リース料 コピー機)	10,500	5,250	5,250
124	29	3	16	領収書	ガソリン代	9,440	3,146	0
125	29	3	21	領収書	議員電話使用料(2月分)	306	153	0
126	29	3	23	領収書	請求書通り【請求書添付無】	3,559	1,779	1,779
127	29	3	27	様式2	(インターネット接続)	1,350	675	675
128	29	3	27	様式2	(アイフォン料金)	17,009	8,504	8,504
129	29	3	27	様式2	(リース料 自動車)	80,460	40,230	40,230
130	29	3	30	領収書	ガソリン代	14,976	4,992	0
131	29	3	31	様式2	(固定電話)	20,962	10,481	10,481
						1,092,346	887,678	

作野広昭議員の事務費違法支出額

支出期日 年月日	支出証拠	支出内容	支出金額 (円)	充当金額 (円)	違法支出額 (円)
1 28 4 1	領収書	レギュラーガソリン 46.00 L	4,922	1,640	0
2 28 4 4	様式2	(自動車リース料金)	100,000	48,125	48,125
3 28 4 15	領収書	レギュラーガソリン 42.00 L	4,662	1,554	0
4 28 4 25	様式2	(電話料金)	9,942	4,971	4,971
5 28 4 26	様式2	(NHK 視聴料金 4月・5月分)	2,520	1,260	1,260
6 28 4 26	領収書	セルフレギュラー 39.36 L	4,290	1,430	0
7 28 4 26	様式2	(あさがおテレビ利用料金 5月分)	14,002	7,001	7,001
8 28 4 27	様式2	(コピー機複合機リース 4月分)	16,200	8,100	8,100
9 28 5 2	様式2	(自動車リース料金)	100,000	48,125	48,125
10 28 5 4	領収書	レギュラー 19.29 L	2,141	713	0
11 28 5 13	領収書	レギュラー 35.40 L	4,071	1,357	0
12 28 5 25	様式2	(電話料金 5月分)	9,955	4,977	4,977
13 28 5 26	様式2	(あさがおテレビ利用料金)	9,367	4,683	4,683
14 28 5 27	様式2	(コピー機複合機リース料金)	16,200	8,100	8,100
15 28 5 30	領収書	出光ゼアス 41.63 L	4,746	1,582	0
16 28 6 2	様式2	(自動車リース料金)	100,000	48,125	48,125
17 28 6 13	領収書	レギュラーガソリン 44.00 L	5,368	1,789	0
18 28 6 24	様式2	(コピーカウント料金 4月～6月)	47,202	23,601	23,601
19 28 6 24	様式2	(印刷機修繕料金)	19,656	9,828	9,828
20 28 6 27	様式2	(NHK 視聴料金 6月・7月)	2,520	1,260	1,260
21 28 6 27	様式2	(電話料金)	9,955	4,977	4,977
22 28 6 27	様式2	(複合機リース料金)	16,200	8,100	8,100
23 28 6 27	様式2	(あさがおテレビ利用料金)	10,908	5,454	5,454
24 28 6 30	領収書	セルフレギュラー 42.95 L	5,068	1,689	0
25 28 7 4	様式2	(自動車リース料金)	100,000	48,125	48,125
26 28 7 6	領収証	(但し書類 無)	10,884	5,442	5,442
27 28 7 18	領収書	レギュラー 41.10 L	4,809	1,603	0
28 28 7 25	様式2	(電話料金)	10,029	5,014	5,014
29 28 7 26	様式2	(コピーカウント料金 7月分)	10,132	5,066	5,066
30 28 7 26	様式2	(あさがおテレビ利用料金)	10,879	5,439	5,439
31 28 7 27	様式2	(複合機リース料金)	16,200	8,100	8,100
32 28 7 30	領収書	セルフレギュラー 36.93 L	4,210	1,403	0
33 28 8 2	様式2	(自動車リース料金)	100,000	48,125	48,125
34 28 8 14	ご利用控え	レギュラー 43.65 L	4,889	1,629	0
35 28 8 25	様式2	(電話料金)	10,637	5,318	5,318
36 28 8 26	様式2	(NHK 視聴料金 8月・9月分)	2,520	1,260	1,260
37 28 8 26	様式2	(あさがおテレビ利用料金)	11,036	5,518	5,518
38 28 8 29	様式2	(複合機リース料金)	16,200	8,100	8,100
39 28 8 31	領収書	レギュラー 38.38 L	4,452	1,484	0
40 28 9 2	様式2	(コピーカウント料金)	4,666	2,333	2,333
41 28 9 2	様式2	(自動車リース料金)	100,000	48,125	48,125
42 28 9 6	様式2	(インターネット保守管理費)	10,800	5,400	5,400
43 28 9 16	領収書	出光ゼアス 42.56 L	4,894	1,631	0
44 28 9 24	領収書	レギュラー 38.38 L	5,175	1,725	0
45 28 9 26	様式2	(電話料金)	9,891	4,945	4,945
46 28 9 26	様式2	(あさがおテレビ利用料金)	11,406	5,703	5,703
47 28 9 27	様式2	(複合機リース料金)	16,200	8,100	8,100
48 28 10 3	様式2	(自動車リース料金)	100,000	48,125	48,125
49 28 10 19	領収書	出光ゼアス 41.80 L	5,058	1,686	0
50 28 10 25	様式2	(電話利用料金)	9,936	4,968	4,968

51	28	10	26	様式2	(NHK 視聴料金 10月・11月分)	2,520	1,260	1,260
52	28	10	26	様式2	(あさがおテレビ利用料金)	10,228	5,114	5,114
53	28	10	27	様式2	(複合機リース料金)	16,200	8,100	8,100
54	28	11	2	様式2	(自動車リース料金)	100,000	48,125	48,125
55	28	11	8	領収書	レギュラー 42.17 L	5,271	1,757	0
56	28	11	8	領収証	パソコン代	140,076	70,038	0
57	28	11	25	様式2	(電話利用料金)	10,606	5,303	5,303
58	28	11	25	様式2	(コピーカウント料金 9月-11月)	25,279	12,639	12,639
59	28	11	28	様式2	(複合機リース料金)	16,200	8,100	8,100
60	28	11	28	様式2	(あさがおテレビ利用料金)	9,241	4,620	4,620
61	28	11	30	領収書	レギュラー 39.61 L	4,872	1,624	0
62	28	12	2	様式2	(自動車リース料金)	100,000	48,125	48,125
63	28	12	12	領収書	レギュラー 40.12 L	5,095	1,698	0
64	28	12	26	様式2	(NHK 受信料 12月・1月)	2,520	1,260	1,260
65	28	12	26	様式2	(あさがおテレビ利用料金)	9,689	4,844	4,844
66	28	12	27	様式2	(複合機リース料金)	16,200	8,100	8,100
67	28	12	28	領収書	レギュラーガソリン 42.00 L	5,670	1,890	0
68	29	1	4	領収書	(自動車リース料金)	100,000	48,125	48,125
69	29	1	12	領収書	レギュラーガ 37.57 L	4,734	1,578	0
70	29	1	22	領収書	レギュラー 35.00 L	4,620	1,540	0
71	29	1	25	様式2	(電話料金)	10,154	5,077	5,077
72	29	1	26	様式2	(あさがおテレビ利用料金)	9,964	4,982	4,982
73	29	1	27	様式2	(複合機リース料金)	16,200	8,100	8,100
74	29	1	30	領収書	印刷機インク代	14,134	7,067	0
75	29	1	31	領収書	白色両面無地ハガキ(100×148) 等	7,694	3,847	0
76	29	2	2	領収書	(自動車リース料金)	100,000	48,125	48,125
77	29	2	2	レシート	レギュラーガソリン 42.40 L	5,724	1,908	0
78	29	2	4	領収書	レギュラー 37.01 L	4,663	1,554	0
79	29	2	7	領収証	N コピー用紙 A4 A4 25	5,560	2,780	0
80	29	2	8	様式2	(コピーカウント料金 12月- 1月分)	14,322	7,161	7,161
81	29	2	10	レシート	レギュラーガソリン 39.00 L	5,265	1,755	0
82	29	2	20	領収書	レギュラーガ 37.19 L	4,612	1,537	0
83	29	2	21	払込受領証	封筒そ 長3 ソフトカラー 等	96,588	48,294	0
84	29	2	27	様式2	(NHK 受信料 2月・3月分)	2,520	1,260	1,260
85	29	2	27	様式2	(電話料金)	9,874	4,937	4,937
86	29	2	27	様式2	(複合機リース料金)	16,200	8,100	8,100
87	29	2	27	様式2	(あさがおテレビ利用料金)	10,339	5,169	5,169
88	29	2	28	領収書	出光ゼアス 32.95 L	4,218	1,406	0
89	29	3	2	領収書	(自動車リース料金)	100,000	48,125	48,125
90	29	3	13	レシート	レギュラーガソリン 40.00 L	5,400	1,800	0
91	29	3	23	領収書	レギュラーガソリン 36.40 L	4,841	1,613	0
92	29	3	27	様式2	(電話料金)	11,272	5,636	5,636
93	29	3	27	様式2	(複合機リース料金)	16,200	8,100	8,100
94	29	3	27	様式2	(あさがおテレビ利用料金)	10,900	5,450	5,450
95	29	3	31	領収書	出光ゼアス 37.60 L	4,888	1,629	0
						1,052,060	873,830	

別紙 7

下沢佳充議員の事務費違法支出額

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	支出金額 (円)	充当金額 (円)	違法支出額 (円)
1 28 4 4	様式2	ガソリン代	7,530	2,510	2,510
2 28 4 11	様式2	ガソリン代	14,702	4,902	4,902
3 28 4 28	様式2	コピーカウンター料 4月分	16,877	8,438	8,438
4 28 5 2	様式2	電話料金 4月分	11,514	5,757	5,757
5 28 5 2	様式2	ガソリン代	18,064	6,021	6,021
6 28 5 2	様式2	携帯電話料 4月分	51,356	25,678	25,678
7 28 5 2	様式2	自動車リース料 4月分	68,565	32,407	32,407
8 28 5 10	様式2	ガソリン代	4,936	1,645	1,645
9 28 5 30	様式2	コピーカウンター料 5月分	8,297	4,148	4,148
10 28 5 31	様式2	携帯電話料 5月分	38,205	19,102	19,102
11 28 5 31	様式2	電話料金 5月分	11,717	5,858	5,858
12 28 5 31	様式2	自動車リース料 5月分	68,565	32,407	32,407
13 28 6 2	様式2	ガソリン代	20,237	6,745	6,745
14 28 6 10	様式2	ガソリン代	5,406	1,802	1,802
15 28 6 30	様式2	コピーカウンター料 6月分	4,843	2,421	2,421
16 28 6 30	様式2	携帯電話料 6月分	49,991	24,995	24,995
17 28 6 30	様式2	電話料金 6月分	12,130	6,065	6,065
18 28 6 30	様式2	自動車リース料 6月分	68,565	32,407	32,407
19 28 7 4	様式2	ガソリン代	16,477	5,492	5,492
20 28 7 8	領収書	パソコン購入費	145,000	72,500	0
21 28 7 11	様式2	ガソリン代	16,009	5,336	5,336
22 28 7 28	様式2	コピーカウンター料 7月分	9,901	4,950	4,950
23 28 8 1	様式2	携帯電話料 7月分	40,415	20,207	20,207
24 28 8 1	様式2	電話料金 7月分	11,814	5,907	5,907
25 28 8 1	様式2	自動車リース料 7月分	68,565	32,407	32,407
26 28 8 2	様式2	ガソリン代	26,671	8,890	8,890
27 28 8 10	様式2	ガソリン代	9,112	3,037	3,037
28 28 8 29	様式2	コピーカウンター料 8月分(日割り)	9,130	4,565	4,565
29 28 8 29	様式2	コピー機リース料 7月分	13,608	6,804	6,804
30 28 8 28	様式2	コピー機リース料 8月分	13,608	6,804	6,804
31 28 8 31	様式2	電話料金 8月分	12,834	6,417	6,417
32 28 8 31	様式2	携帯電話料 8月分	51,070	25,535	25,535
33 28 8 31	様式2	自動車リース料 8月分	68,565	32,407	32,407
34 28 9 2	様式2	ガソリン代	25,327	8,442	8,442
35 28 9 12	様式2	ガソリン代	7,997	2,665	2,665
36 28 9 20	様式2	コピーカウンター料 9月分	2,754	1,377	1,377
37 28 9 26	様式2	コピーカウンター料 8月分(日割り)	1,900	950	950
38 28 9 27	様式2	コピー機リース料 8月分	13,608	6,804	6,804
39 28 9 30	様式2	携帯電話料 9月分	52,405	26,202	26,202
40 28 9 30	様式2	電話料金 9月分	11,577	5,788	5,788
41 28 9 30	様式2	自動車リース料 9月分	68,565	32,407	32,407
42 28 10 3	様式2	ガソリン代	12,880	4,293	4,293
43 28 10 3	様式2	プロバイダー料	18,273	9,136	9,136
44 28 10 11	様式2	ガソリン代	12,707	4,235	4,235
45 28 10 20	様式2	コピーカウンター料 10月分	4,533	2,266	2,266
46 28 10 27	様式2	コピー機リース料 10月分	13,608	6,804	6,804
47 28 10 31	様式2	携帯電話料 10月分	36,926	18,463	18,463
48 28 10 31	様式2	電話料金 10月分	11,432	5,716	5,716
49 28 10 31	様式2	自動車リース料 10月分	68,565	32,407	32,407
50 28 11 2	様式2	ガソリン代	17,020	5,673	5,673

51	28	11	10	様式2	ガソリン代	8,891	2,963	2,963
52	28	11	21	様式2	コピー機一料 11月分	2,754	1,377	1,377
53	28	11	28	様式2	コピー機リース料 11月分	13,608	6,804	6,804
54	28	11	30	様式2	携帯電話料 11月分	37,610	18,805	18,805
55	28	11	30	様式2	電話料金 11月分	11,432	5,716	5,716
56	28	11	30	様式2	自動車リース料 11月分	68,565	32,407	32,407
57	28	12	2	様式2	ガソリン代	23,908	7,969	7,969
58	28	12	12	様式2	ガソリン代	6,321	2,107	2,107
59	28	12	20	様式2	コピー機一料 12月分	2,754	1,377	1,377
60	28	12	26	様式2	NHK 受信料	13,990	6,995	6,995
61	28	12	27	様式2	コピー機リース料 12月分	13,608	6,804	6,804
62	29	1	4	様式2	ガソリン代	19,435	6,478	6,478
63	29	1	4	様式2	電話料金 12月分	11,651	5,825	5,825
64	29	1	4	様式2	携帯電話料 12月分	27,172	13,586	13,586
65	29	1	4	様式2	自動車リース料 12月分	68,565	32,407	32,407
66	29	1	10	様式2	ガソリン代	9,836	3,278	3,278
67	29	1	20	様式2	コピー機一料 1月分	8,687	4,343	4,343
68	29	1	27	様式2	コピー機リース料 1月分	13,608	6,804	6,804
69	29	1	31	様式2	携帯電話料 1月分	45,537	22,768	22,768
70	29	1	31	様式2	電話料金 1月分	12,034	6,017	6,017
71	29	1	31	様式2	自動車リース料 1月分	68,565	32,407	32,407
72	29	2	2	様式2	ガソリン代	25,576	8,525	8,525
73	29	2	10	様式2	ガソリン代	7,340	2,446	2,446
74	29	2	20	様式2	コピー機一料 2月分	8,022	4,011	4,011
75	29	2	27	様式2	コピー機リース料 2月分	13,608	6,804	6,804
76	29	2	28	様式2	携帯電話料 2月分	23,579	11,789	11,789
77	29	2	28	様式2	電話料金 2月分	11,588	5,794	5,794
78	29	2	28	様式2	自動車リース料 2月分	68,565	32,407	32,407
79	29	3	2	様式2	ガソリン代	22,783	7,594	7,594
80	29	3	10	様式2	ガソリン代	20,422	6,807	6,807
81	29	3	21	様式2	コピー機一料 3月分	15,508	7,754	7,754
82	29	3	31	様式2	コピー機リース料 3月分	13,608	6,804	6,804
83	29	3	31	様式2	携帯電話料 3月分	27,157	13,578	13,578
84	29	3	31	様式2	電話料金 3月分	11,631	5,815	5,815
85	29	3	31	様式2	自動車リース料 3月分	68,565	32,407	32,407
						1,017,966	945,466	

別紙 8

稻村建男議員の人物費違法支出額

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	(円)		違法支出額
			支出金額	充当金額	
1 28 4 13	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
2 28 5 10	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
3 28 6 13	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
4 28 7 13	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
5 28 8 5	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
6 28 9 12	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
7 28 10 6	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
8 28 11 10	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
9 28 12 12	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
10 29 1 11	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
11 29 2 9	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
12 29 3 13	領収証	政務活動補助給与	300,000	150,000	150,000
					1,800,000 1,800,000

別紙 9

向出 勉 議員の人事費違法支出額

支出期日			支出証拠	支出内容	(円) 支出金額	(円) 充當金額	(円) 違法支出額	
年	月	日						
1	28	4	5	領収証	人件費 政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
2	28	5	2	領収証	人件費 政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
3	28	6	3	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
4	28	7	5	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
5	28	8	5	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
6	28	9	5	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
7	28	10	5	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
8	28	11	4	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
9	28	12	5	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
10	28	12	28	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
11	29	2	3	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
12	29	3	3	領収証	政務調査補助職員に対する給与	336,528	150,000	150,000
						1,800,000	1,800,000	

別紙 10

下沢佳充議員の人事費違法支出額

支出期日 年 月 日	支出証拠	支出内容	支出金額 (円)	充当金額 (円)	違法支出額 (円)
1 28 4 28	領収証	4月分給与	300,000	150,000	150,000
2 28 5 31	領収証	5月分給与	300,000	150,000	150,000
3 28 6 30	領収証	6月分給与	300,000	150,000	150,000
4 28 7 29	領収証	7月分給与	300,000	150,000	150,000
5 28 8 31	領収証	8月分給与	300,000	150,000	150,000
6 28 9 30	領収証	9月分給与	300,000	150,000	150,000
7 28 10 31	領収証	10月分給与	300,000	150,000	150,000
8 28 11 30	領収証	11月分給与	300,000	150,000	150,000
9 28 12 27	領収証	12月分給与	300,000	150,000	150,000
10 29 1 31	領収証	1月分給与	300,000	150,000	150,000
11 29 2 28	領収証	2月分給与	300,000	150,000	150,000
12 29 3 31	領収証	3月分給与	300,000	150,000	150,000
				1,800,000	1,800,000

		内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張	判決	説明事項
車議員							
	別紙1-64	白山商工会総会 意見交換会 負担金（甲14）	5000	<p>白山商工会総会後の意見交換会参加のための負担金又は会員の経営支援、共済事業等を行う白山地域の商工業者の任意団体である白山商工会の総会の負担金であるから白山麓地区における中小企業の現状についての情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究ではない。</p> <p>したがって、白山商工会総会意見交換会負担金は政務活動に要する経費ではないゆえに、同負担金支出は違法である。</p>	<p>商工会は、地域の事業者が業種に関わりなく会員となって、お互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体であるところ、車議員は、当該意見交換会に参加することで、白山麓地区における中小企業の現状についての情報収集と意見交換をして、地域経済についての調査研究を行った。</p>		白山商工会総会後の意見交換会参加のための負担金又は会員の経営支援、共済事業等を行う白山地域の商工業者の任意団体である白山商工会の総会の負担金であることが県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	67	鶴来文化協会との意見交換会参加費（甲15）	5000	<p>鶴来文化協会は平成23年11月3日に白山市文化協会となったのであるから、当該支出時において、実態のない団体であった可能性が高い。</p> <p>また、当該団体への支出理由としている鶴来地区における文化の現状についての情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。鶴来文化協会との意見交換会参加費支出は違法である。</p>	<p>車議員は、当該意見交換会に参加することで、鶴来地区における文化の現状についての情報収集と意見交換をして、文化行政についての調査研究を行った。なお、平成28年5月20日時点において、鶴来文化協会は存在している。</p>		当該団体への支出は県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
懇親会等 参加費	111	勉強会及び懇親会会費（甲24）	5000	<p>車議員は、当該勉強会の資料を議長に提出していないから、同支出は勉強会のための費用ではないと推認される。</p> <p>また、元ラグビー全日本代表の講師との懇親会であるならば2019年ラグビーワールドカップ日本大会への機運の醸成や人材育成等の話題が出たとしても情報収集をしたとは考え難いし、仮に情報収集したとしても石川県のスポーツ施策への取り組み状況、外国人の観光誘致、選手の強化や経済政策等に関する情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該懇親会会費支出は目的外支出である。</p>	<p>車議員は、元ラグビー全日本代表の吉田義人氏を講師とした勉強会及び懇親会に参加して、2019年ラグビーワールドカップ日本大会への機運の醸成や人材育成など、石川県のスポーツ施策への取り組み状況、外国人の観光誘致、選手の強化や経済政策等に関する情報収集をして、スポーツ行政や教育行政等についての調査研究を行った。</p>		懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	131	鶴来地区交通安全協会総会及び意見交換会負担金（甲16）	5000	<p>車議員は、当該勉強会の資料を議長に提出していないから、同支出は勉強会のための費用ではないと推認される。</p> <p>また、鶴来地区における当該情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではないから当該支出は違法である。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。</p>	<p>車議員は、当該総会及び意見交換会に参加することにより、鶴来地区的交通安全活動の現状や警察と連携した地域の安全安心に関する情報収集と意見交換をして、交通行政等についての調査研究を行った。</p>		県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	191	鶴来地域市議会議員との情報交換会参加費（甲17）	5000	<p>鶴来地地域市議会議員との情報交換会参加費は車議員が実施した調査研究に要する経費ではないし、同議員は当該情報交換会の情報交換内容に係る書類を議長に提出していないゆえに、当該情報交換会の参加費は石川県の事務や地方行財政に関する調査研究費ではない。</p> <p>また、当該支出の実態が鶴来地域の行政課題についての情報収集であるとしても、当該情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。鶴来地地域市議会議員との情報交換会参加費支出は違法支出である。</p>	<p>車議員は、鶴来地域の市議会議員と情報交換することにより、鶴来地域の行政課題についての情報収集及び意見交換をして、鶴来地域の県政課題についての調査研究を行った。なお、車議員は、領収書を提出している（甲17）。</p>		実態が懇談会であった可能性を問題視する理由

		内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張	説明事項
懇親会等 参加費	292	子どもの集い2016意見交換会 参加負担金（甲18）	5000	<p>子どもの集い2016意見交換会参加負担金支出は鶴来地区交通安全協会への支出であり、同協会は交通安全意識の向上と交通事故防止活動をする団体であるゆえに、当該団体への支出は車議員が実施する調査研究に要する経費ではない。</p> <p>また、同意見交換会に参加するための負担金であるとしても、鶴来地区、白山麓地区における見守り隊、警察、学校、交通安全協会の交通安全啓発活動に関する情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務に関する調査研究の経費ではなく車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。それゆえ、当該支出は違法である。</p>	<p>子どもの集い2016意見交換会とは、鶴来地区、白山麓地区における小学生を中心とした交通安全啓発活動に関する意見交換会であり、車議員は、各地区における見守り隊、警察、学校、交通安全協会の交通安全啓発活動に関する情報収集と意見交換をして、交通行政等についての調査研究を行った。</p>	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	336	韓国との交流促進についての意見 交換会参加負担金（甲19）	5000	<p>意見交換会参加負担金支出に係る石川県における韓国との交流促進に関する意見交換は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。韓国との文化交流についての意見交換会参加負担支出は違法支出である。</p>	<p>車議員は、石川県と友好交流に関する合意書を締結している全羅北道との交流状況等、石川県における韓国との交流促進に関する意見交換をして、観光行政等についての調査研究を行った。</p>	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	350	勉強会及び懇親会参加費（甲2 5）	5000	<p>車議員は、当該勉強会の資料を議長に提出していないから、同支出は勉強会のための費用ではない。</p> <p>また、石川県総務部所管の石川県政に関する現状や課題についての情報収集は行政監視の議員活動であり、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施する調査研究に要する経費ではない。車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではないのであるから、単なる総務部長との懇親会会費支出は目的外支出である。</p>	<p>車議員は、石川県総務部長を講師とした勉強会及び懇親会に参加して、総務部所轄の県政に関する現状や課題について情報収集し、今後の県政の施策に関する調査研究を行った。</p>	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	390	懇談会「もっと仲良く韓国・日本 2016年 年忘れの会」参加費 (甲26)	5000	<p>全羅北道との交流状況等、石川県における韓国との交流促進に関する意見交換は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該懇談会の参加費支出は目的外支出である。</p>	<p>車議員は、石川県と友好交流に関する合意書を締結している全羅北道との交流状況等、石川県における韓国との交流促進に関する意見交換をして、観光行政等についての調査研究を行った。</p>	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	429	交通安全協会意見交換会参加費 (甲20)	5000	<p>交通安全協会意見交換会参加費支出は、鶴来地区交通安全協会が交通安全意識の向上と交通事故防止活動をする団体であるから鶴来地区は広域にわたる地域の事務ではないゆえに石川県の事務に関する調査研究ではなく、車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。同参加費支出は違法である。</p> <p>なお、当該支出の実態は単なる懇親会であったとしても、当該懇親会での車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではないから、当該支出は違法である。</p>	<p>車議員は、鶴来地区交通安全協会意見交換会に参加することにより、鶴来地区的交通安全活動の現状や警察と連携した地域の安全安心に関する情報収集をして、交通安全活動の現状や警察と連携した地域の安全安心に関する情報収集をして、交通行政等についての調査研究を行った。</p>	県の事務や地方行財政に関する調査研究ではないと主張する理由。また、実態が懇談会であった可能性を違法支出の根拠とする理由。

		内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張	説明事項
懇親会等 参加費	443	白山・石川建設業協会新年意見交換会 参加費（甲21）	5000	白山・石川建設業協会は建設業の技術の進歩と経営の改善を図ることを目的とする団体であり、当該団体の新年意見交換会に参加することが白山市及び野々市市地区の建設業の現状や石川県のインフラ整備等に関する情報収集であったとしても当該情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地区における事務でないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではないから、当該参加費支出は違法である。	車議員は、当該意見交換会に参加することで、白山市及び野々市市地区の建設業の現状や石川県のインフラ整備等に関する情報収集をして、県政におけるインフラ課題についての調査研究を行った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	452	白山青年会議所新年意見交換会参加費（甲22）	5000	白山青年会議所は、白山郊外の青年経済人の自己スキルアップ、社会への奉仕並びに会員相互の友情を深め、地域的経済の正しい発展を図ることを目的とする団体であり、当該団体の新年意見交換会に参加して得た白山地区における若手中小企業者の現状の把握と情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務でないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該参加費支出は違法である。 なお、当該支出の実態は単なる新年会会費であったとしても、車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動がないから、新年会会費支出は違法支出である。	車議員は、当該意見交換会に参加することにより、白山市地区における若手中小企業者の現状の把握と情報収集をして、県政における中小企業の課題についての調査研究を行った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究ではないと主張する理由。また、実態が懇談会であった可能性を違法支出の根拠とする理由。
	489	北陸3県議会議長会議議員研修会、意見交換会参加費（甲23）	5000	北陸3県議会議長会議員研修会であれば当該研修会の資料を議長に提出できるにもかかわらず当該資料を車議員は議長へ提出していないし、同支出先が「会計責任者 清水豊」であるから、同支出は議員研修会のための費用ではないゆえに目的外支出であると推認される。 当該意見交換会参加費は、車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではないし、北陸3県の県政課題の協議であるならば議員活動である。車議員が実施した調査研究に要する経費ではないゆえに目的外支出である。	車議員は、当該議員研修会に参加して、北陸3県の地方議員とそれぞれの県政課題について協議することにより、北陸3県の地方議員とそれぞれの県政課題について協議することにより、北陸3県での連携や県政課題についての情報収集をして、県政における北陸3県の連携の課題等についての調査研究を行った。	支先が「会計責任者 清水豊」であることが、県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由。また、意見交換会参加費が目的外支出であると主張する理由。
	498	伝統的工芸品産業活性化石川県議会議員連絡勉強会・懇親会会費（甲27）	5000	車議員は当該勉強会の資料を議長に提出していないゆえに、同支出は勉強会のための費用ではなく、目的外支出である。 また、石川県の伝統工芸の活性化、海外への販路拡大の勉強会であることを裏付ける資料がないし、石川県の伝統工芸の活性化、海外への販路拡大についての情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該懇親会会費支出は目的外支出である。	車議員は、同勉強会及び懇親会に参加して、石川県の伝統工芸の活性化、海外への販路拡大などについて情報収集し、伝統的工芸品の産業活性化に関する調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
年会費等	122	平成28年度石川県日韓親善協会会費（甲28）	10000	石川県日韓親善協会は、日本と韓国との文化交流・経済提携等を通じ友好親善につとめ両国の発展に寄与することを目的に設立された団体であるし、日韓友好親善に関する情報収集は車議員が行うための調査研究であることを裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。同協会の年会費支出は違法である。	石川県日韓親善協会は日韓両国民の理解と友好を深めるため、経済・文化及びスポーツ等を通じて相互間の交流と親善につとめ、両国の発展とアジアの平和と安定に寄与することを目的として設立されたものであり、上記目的を果たすための交流活動等を行っている。車議員は、日韓友好親善に関する情報を収集し、石川県内における国際交流の在り方についての調査研究を行うため、同協会に年会費を支払った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由

		内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張	説明事項
	123,404	平成28年度日韓友好促進石川県議会議員連盟会費（上期分・下期分）（甲29、33）	3000 3000	日韓友好促進石川県議会議員連盟は、日本と韓国の友好促進を目的とする団体であるし、日韓間の国際交流、観光行政等についての情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及び他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。同連盟会費支出は違法である。	日韓友好促進石川県議会議員連盟は、日本と韓国の相互の理解と交流拡大に努め、両国の友好親善に寄与することを目的として設立されたものであり、車議員は、日韓間の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	124,403	平成28年度日中友好促進石川県議会議員連盟会費（上期分・下期分）（甲30、34）	3000 3000	日中友好促進石川県議会議員連盟は、日本と中国の友好促進を目的とする団体であるし、日中間の国際交流、観光行政等についての情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及び他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。同連盟会費支出は違法である。	日中友好促進石川県議会議員連盟は、日本と中国の相互の理解と友好親善に努め、両国の永久平和に寄与することを目的として設立されたものであり、車議員は、日中間の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	125,405	平成28年度日本ロシア友好促進石川県議会議員連盟会費（上期分・下期分）（甲31、35）	3000 3000	日本ロシア友好促進石川県議会議員連盟は、日本とロシアの友好促進を目的とする団体であるし、日露間の国際交流、観光行政等についての情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及び他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。同連盟会費支出は違法である。	日本ロシア友好促進石川県議会議員連盟は、日本とロシアの相互の理解と交流拡大に努め、両国の友好親善に寄与することを目的として設立されたものであり、車議員は、日露間の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
年会費等	126	平成28年度日台友好促進石川県議会議員連盟年会費（甲32）	3000	日台友好促進石川県議会議員連盟は、日本と台湾の友好促進を目的とする団体であるし、日台間の国際交流、観光行政等についての情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。同連盟会費支出は違法である。	日台友好促進石川県議会議員連盟は、日本と台湾の相互の理解と友好親善に努めることを目的として設立されたものであり、車議員は、日台間の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	127	平成28年度ボーイスカウト振興石川県議会議員連盟年会費（甲36）	3000	ボーイスカウト運動の情報収集が車議員の調査研究であることを裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及び他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。ボーイスカウト振興石川県議会議員連盟会費支出は違法である。	ボーイスカウト振興石川県議会議員連盟は、青少年の健全育成のため、スカウト運動の振興拡大を図ることを目的とするものであり、車議員は、ボーイスカウトに関する情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	179	日本会議石川県議会懇話会年会費（甲37）	10000	日本会議石川県議会懇話会は改憲活動を行っている団体であり、伝統文化や歴史等に関する情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及び他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。同懇話会年会費支出は違法である。乙第18号証は、日本会議20年史であるゆえに車議員が行った調査研究を裏付ける同議員の調査研究活動の資料ではない。	車議員は、日本の伝統文化、歴史等の継承及び国民の平和に関して全国のネットワークを持つ国民運動団体である日本会議（乙18）の石川県議会議員懇話会の年会費を支払うことで、伝統文化や歴史等に関する情報収集をし、県勢発展につながる施策についての調査研究を行った。（乙18）	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由

		内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張	証明事項
		倫理法人会 会費（甲13）	317 366 414 461 518 571	倫理法人会会費は、車議員が実施した調査研究に要する経費でないゆえに違法支出である。加えて、政務活動費支出証明書は議員自身が記載した書面であり、支出の根拠にはならないから、同会費支出はいずれも違法支出である。 倫理法人会のホームページによれば、「石川県倫理法人会は、様々な活動を通して倫理を学び、また様々な経営者や企業人が集まり仲間を作る場になっています。」との記載があることからすれば、被告主張のように、「石川県内の中小企業をはじめとする数々の経営者の現状や石川県内の経済施策にも繋がる情報収集をする」場ではない。	石川県倫理法人会は、石川県内12箇所、能登から加賀まで各地域の単体で構成され、およそ1300社の法人が所属しており、毎週各曜日にそれぞれ早朝のモーニングセミナーが開催されており、このモーニングセミナーに参加することで石川県内の中小企業をはじめとする数々の経営者の現状や石川県内の経済施策にも繋がる情報収集をすることができることから、調査研究費に該当するのは明らかである。 また、運用基準において、預金口座引き落としによる支出については支出証明書によって支出できると規定されている（乙5 p 4）。	
年会費等	368	平成28年度 駅員交流会費（甲38）	3000	車議員は交流会に関する資料を議長に提出していないから同交流会は政務活動であるとは認め難いし、まちの駅は無料で休憩できる案内所であるのであれば会場費がいらないのであるから当該会費の政務活動費支出の必要性も認められないし、地域活性化、地域おこし、商店街の活性化についての情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務ではないゆえに、目的外支出である。当該交流会費支出は違法である。	車議員は、商店街活性化組織である「まちの駅」の駅員の交流会に参加することで、地域活性化、地域おこし、商店街の活性化についての情報収集をして、地域活性化についての調査研究を行った。	まちの駅が無料で休憩できる案内所であることを違法支出の根拠とする理由
	521	自衛隊入隊予定者激励会会費（甲39）	4000	石川県における自衛隊の活動実態等についての情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究ではない。自衛隊入隊予定者激励会会費支出は違法である。	車議員は、当該激励会に参加することで、石川県における自衛隊の活動実態等について情報収集し、石川県内における自衛隊に関わる県政課題について調査研究を行った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	555	石川県ロシア協会2016年度会費（甲40）	10000	石川県ロシア協会は石川県とロシア両国民の繁栄向上を図るとともに世界平和に寄与することを設立目的とする団体であるし、ロシアとの国際交流は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。石川県ロシア協会2016年度会費支出は違法である。	石川県ロシア協会は、石川県とロシアにある姉妹都市・友好交流都市との相互交流等を目的として活動する団体であり、車議員は、ロシアとの国際交流、観光行政等について調査研究を行うため、同協会に年会費を支払った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	565	平成28年度スポーツ振興石川県議会議員連盟年会費（甲41）	6000	スポーツ振興石川県議会議員連盟はスポーツ振興を目的とする石川県議会議員42名の団体であるし、スポーツ行政に関する情報収集は車議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。同連盟年会費支出は違法である。	石川県スポーツ振興石川県議会議員連盟は、石川県におけるスポーツの普及と振興を促進するとともに、そのための施設・設備の充実を目的として設立された団体であり、車議員は石川県内のスポーツ行政に関する情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
		ガソリン代		運用基準で支出を裏付ける書面提出が不要であるとしていること及び議員自身が記載する政務活動報告書を支出を裏付ける書面であると規定していることは本件条例の規定に違反しており、政務活動に要する経費との関連性を裏付ける資料提出がないガソリン代は車議員が実施した調査研究に要する経費ではない。したがって、ガソリン代支出は違法である。	運用基準（乙5）において、ガソリン代は、自家用車利用経費として走行距離で精算する場合には1km当たり37円で計算して支出することが認められている（p 7）ことからすれば、ガソリン代は調査研究費の内容と認められており、支出を裏付ける書面の提出も不要である。なお、車議員は政務活動報告書において政務活動の内容を記載しており、この点からしても、調査研究費として認められるべきであることは明らかである（乙6）。	ガソリン代が調査研究費の内容ではないと主張する理由

田中議員		内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張	証明事項
懇親会等 参加費	別紙2-12	動橋商工振興会懇親会費（甲56）	3000	加賀市動橋地区の情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務でないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではないから当該懇親会費支出は、目的外支出である。動橋商工振興会懇親会費支出は違法である。	当該懇親会は、動橋商工振興会の総会後に開催されたものであり、田中議員は、加賀市動橋地区の活性化を促す商工振興会と交流し情報収集や意見聴取等を行うことで、地域活性化等についての調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	22	山中商工会懇親会費（甲57）	5000	山中温泉地区の地域経済等に関する情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該懇親会費支出は、目的外支出である。山中商工会懇親会費支出は違法である。	田中議員は、山中温泉地区の活性化と中小企業の経営の在り方等を考える商工会の会合に参加し、地域経済等に関する情報収集をして、地域活性化等についての調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	26	山中スタンプ会懇親会費（甲58）	5000	山中温泉の活性化等に関する情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務でないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該懇親会費支出は、目的外支出である。山中スタンプ会懇親会費支出は違法である。	田中議員は、山中温泉の商品販売促進に関する売上に応じたポイント制度を利用した会合に参加し、山中温泉の活性化等に関する情報収集をして、地域活性化等についての調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	28	加賀市交通安全協会懇親会費（甲59）	5000	加賀市交通安全協会の関係者と意見交換をしたことは田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではなく石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該懇親会費支出は、目的外支出である。加賀市交通安全協会懇親会費支出は違法である。	当該懇親会は、加賀市交通安全協会の総会後に開催されたものであり、田中議員は、同協会の関係者と意見交換することにより、加賀市における交通安全行政に関する調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	33	山中温泉旅館協同組合懇親会費（甲60）	5000	加賀市の現状把握及び情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。山中温泉旅館協同組合懇親会費支出は違法である。	山中温泉協同組合の総会と共に開催される懇親会であり、田中議員は、同懇親会に参加することにより、同組合の関係者から情報収集や意見聴取等を行って、山中温泉の活性化等に関する調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	34	山中温泉ギャラリー散歩の会懇親会費（甲61）	2000	山中温泉の商店街で作る商店街活性化を目的とした会合での情報収集や意見聴取等は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、山中温泉が広域にわたる地域ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該懇親会費支出は、目的外支出である。山中温泉ギャラリー散歩の会懇親会費支出は違法である。乙第19号証は令和元年度山中温泉ギャラリー散歩の会総会の議案書であり、乙第20号証は山中温泉ギャラリー散歩の会会則であるゆえに、いずれの資料も、田中議員が行った調査研究を裏付ける同議員の調査研究活動の資料ではない。	山中温泉ギャラリー散歩の会とは、山中温泉のゆげ街道を中心とした商店街で作る商店街活性化を目的とした会であり、田中議員は、同会の総会と共に開催される懇親会に参加することで、同会の関係者から情報収集や意見聴取等を行って、山中温泉の活性化等に関する調査研究を行った（乙19、20）。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	36	山中漆器連合協同組合懇親会費（甲62）	5000	山中漆器協同組合の関係者からの情報収集や意見聴取等は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務でないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該懇親会費支出は、目的外支出である。山中漆器連合協同組合懇親会費支出は違法である。	山中漆器協同組合の総代会と共に開催される懇親会であり、田中議員は、同懇親会に参加することにより、同組合の関係者から情報収集や意見聴取等を行って、山中漆器に関する調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由

		内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張	証明事項
懇親会等 参加費	38	加賀市防犯協会懇親会費（甲6 3）	5000	加賀市防犯協会の関係者からの情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該懇親会費支出は、目的外支出である。加賀市防犯協会懇親会費支出は違法である。	田中議員は、加賀市防犯協会の総会と共に開催される懇親会に参加することで、同協会の関係者から情報収集や意見聴取等を行って、加賀市の防犯活動に関する調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	40	石川県ロシア協会第60回総会懇 親会費（甲64）	5000	石川県ロシア協会の関係者からの情報収集や意見聴取等は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該懇親会費支出は、目的外支出である。石川県ロシア協会第60回総会懇親会費支出は違法である。	石川県ロシア協会は、石川県とロシアにある姉妹都市・友好交流都市との相互交流等を目的として活動する団体であり、田中議員は、同協会の懇親会に参加することで、同協会の関係者から情報収集や意見聴取等を行って、日露間の国際交流や観光行政等に関する調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	43	勉強会及び懇親会費（甲65）	5000	田中議員は当該勉強会の資料を議長に提出していないから「勉強会」の費用ではない。また、石川県のスポーツ施策への取り組み状況、外国人の観光誘致、選手の強化や経済施策等に関する情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該懇親会費支出は、目的外支出である。当該懇親会費支出は違法である。	県政同志会懇親会会費とは、元ラグビー全日本代表の吉田義人氏を講師とした勉強会及び懇親会の会費である。田中議員は、2019年ラグビーワールドカップ日本大会への機運の醸成や人材育成等、石川県のスポーツ施策への取り組み状況、外国人の観光誘致、選手の強化や経済施策等に関する情報収集を行って、スポーツ行政や教育等に関する情報収集を行って、スポーツ行政や教育等に関する調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	68	山代温泉観光協会会費（甲66）	5000	山代温泉観光協会の関係者からの情報収集や意見聴取等は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではなく石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該会費支出は、目的外支出である。山代温泉観光協会会費支出は違法である。	田中議員は、山代温泉に関する観光や活性化についての話し合う総会と共に開催される懇親会に参加することにより、同協会の関係者から情報収集や意見聴取等を行って、山代温泉の活性化等に関する調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	95	勉強会及び懇親会費（甲67）	5000	中国東方航空の上海空港の利用や中国旅行者の招致等に関する情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該懇親会費支出は、目的外支出である。当該懇親会費支出は違法である。	同懇親会は、中国東方航空金沢支店文支店長との勉強会・懇親会であるところ、田中議員は、文支店長より、中国東方航空の上海空港の利用や中国人旅行者の招致等に関する情報収集を行って、観光行政に関する調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	112	加賀市ロシア協会懇親会費（甲6 8）	3000	加賀市ロシア協会の関係者からの情報収集や意見聴取等は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該会費支出は、目的外支出である。加賀市ロシア協会懇親会費支出は違法である。	加賀市ロシア協会は、石川県とロシアにある姉妹都市・友好交流都市との相互交流等を目的として活動する団体であり、田中議員は、同協会の懇親会に参加することで、同協会の関係者から情報収集や意見聴取等を行って、日露間の国際交流や観光行政等に関する調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	121	加賀市を良くする会懇親会（甲6 9）	5000	加賀市の県政課題の情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではなく石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該懇親会の経費支出は、目的外支出である。加賀市を良くする会懇親会費支出は違法である。	加賀市長を招いて今後の加賀市の市政に関する会合と共に開催された懇親会であり、田中議員は、加賀市長から加賀市の課題等について情報収集することで、加賀市に関する県政課題について調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由

		内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張	説明事項
懇親会等 参加費	123	石川県ロシア協会交流会会費（甲90）	5000	石川県ロシア協会の関係者からの情報収集や意見聴取等は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該会費支出は、目的外支出である。石川県ロシア協会交流会会費支出は違法である。	石川県ロシア協会は、石川県とロシアにある姉妹都市・友好交流都市との相互交流等を目的として活動する団体であり、田中議員は、同協会の交流会に参加することで、同協会の関係者から情報収集や意見聴取等を行って、日露間の国際交流や観光行政等に関する調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	148	北村代議士との懇親会会費（甲70）	5000	国政と石川県政に関する課題等について北村衆議院議員から得た情報収集を裏付ける資料は提出されていないし、当該情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務であるとは認め難いから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該懇親会会費支出は、目的外支出である。北村代議士との懇親会会費支出は違法である。	田中議員は、石川県選出の衆議院議員である北村議員を招いて行われた国政と石川県内の政策に関する会合と共に開催された懇親会に参加し、北村議員から国政と石川県政に関する課題等について情報収集を行って、県政課題全般についての調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	153	石川県職員加賀江沼会懇親会負担金（甲71）	5000	加賀市出身県職員及びOBの参加者から加賀市に関わる県政課題についての情報収集や意見聴取等は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該懇親会負担金支出は、目的外支出である。石川県職員江沼会懇親会負担金支出は違法である。	田中議員は、加賀市出身県職員及びOBと加賀市並びに県政の今後を考える会合と共に開催された懇親会に参加し、参加者から石川県や加賀市に関わる県政課題について情報収集や意見聴取等を行って、加賀市に関わる県政課題についての調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	223	伝統的工芸品産業活性化石川県議会議員連絡勉強会・懇親会会費（甲72）	5000	石川県内の伝統的工芸品の活性化についての情報収集を裏付ける資料が提出されていないし、当該情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務又はその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務であるとは認め難いから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。当該懇親会会費支出は、目的外支出である。懇親会会費支出は違法である。	田中議員は、同会に参加することで、石川県内の伝統工芸品の活性化について情報収集し、伝統工芸品の活性化に関する調査研究を行った。	懇親会費が目的外支出であると主張する理由
	48,179	日韓友好促進石川県議会議員連盟会費（上・下半期）（甲73、77）	3000 3000	日韓友好促進石川県議会議員連盟は、日本と韓国の友好促進を目的とする団体であるし、日韓間の国際交流、観光行政等についての情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。同連盟会費支出は違法である。	日韓友好促進石川県議会議員連盟は、日本と韓国の相互の理解と交流拡大に努め、両国の友好親善に寄与することを目的として設立されたものであり、田中議員は、日韓間の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	49	日台友好促進石川県議会議員連盟年会費（甲74）	3000	日台友好促進石川県議会議員連盟会費は日本と台湾の友好促進を目的とする団体であるし、日台間の国際交流、観光行政等についての情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務であるとは認め難いから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。同連盟会費支出は違法である。	日台友好促進石川県議会議員連盟は、日本と台湾の相互の理解と友好親善に努めることを目的として設立されたものであり、田中議員は、日台間の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由

		内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張	説明事項
年会費等	50,181	日中友好促進石川県議会議員連盟会費（上・下半期）（甲75,79）	3000 3000	日中友好促進石川県議会議員連盟会費は日本と中国の相互の理解と友好親善に努め、両国の友好親善に寄与することを目的とする団体であるし、日中間の国際交流、観光行政等についての情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務であるとは認め難いから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。同連盟会費支出は違法である。	日中友好促進石川県議会議員連盟は、日本と中国の相互の理解と友好親善に努め、両国の永久平和に寄与することを目的として設立されたものであり、田中議員は、日中間の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	51,180	日本ロシア友好促進石川県議員連盟会費（上・下半期）（甲76,78）	3000 3000	日本ロシア友好促進石川県議会議員連盟は日本とロシアの友好促進を目的とする団体であるし、日露間の国際交流、観光行政等についての情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域の事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務であるとは認め難いから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。同連盟会費支出は違法である。	日本ロシア友好促進石川県議会議員連盟は、日本とロシアの相互の理解と交流拡大に努め、両国の友好親善に寄与することを目的として設立されたものであり、田中議員は、日露間の国際交流、観光行政等について情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	10	加賀市消防協議会平成28年度定例総会会議費（甲80）	5000	加賀市消防団協議会は消防組織法18条2項に基づく消防団の組織であるし、加賀市の消防事業に関する情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。加賀市消防協議会平成28年度定例総会会議費支出は違法である。	田中議員は、当該総会に参加して、加賀市の消防事業に関する情報収集を行って、防災行政に関する調査研究を行った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	23,46	加賀市ロシア協会総会費・年会費（甲81,82）	1000 5000	加賀市ロシア協会はロシアを加賀市民に知ってもらう、民間交流を目的とした組織であるし、同会の関係者からの情報収集や意見聴取等は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、田中議員が実施した調査研究に要する経費ではなく、加賀市ロシア協会総会費・年会費支出は違法である。	加賀市ロシア協会は、石川県とロシアにある姉妹都市・友好交流都市との相互交流等を目的として活動する団体であり、田中議員は、同協会の総会に参加し、また、年会費を支払うことで、同協会の関係者から情報収集や意見聴取等を行って、日露間の国際交流や観光行政等に関する調査研究を行った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	32	山中温泉旅館協同組合年間会費（甲83）	5000	山中温泉の現状の把握と情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。山中温泉旅館協同組合年間会費支出は違法である。	田中議員は、当該組合の年間会費を支払うことでの山中温泉の現状の把握と情報収集を行って、山中温泉の活性化等に関する調査研究を行った。	
	35	山中漆器連合協同組合年間会費（甲84）	5000	資料を提出することなく被告が主張している山中漆器の現状の把握と情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。同組合年間会費支出は、目的外支出である。山中漆器連合協同組合年間会費支出は違法である。	田中議員は、同会総代会の年間会費を支払うことでの山中漆器の現状の把握と情報収集を行って、山中漆器の活性化等に関する調査研究を行った。	同支出が目的外支出であると主張する理由

		内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張	証明事項
年会費等	52	ボーイスカウト振興石川県議会議員連盟年会費（甲85）	3000	ボーイスカウト振興石川県議会議員連盟は、ボーイスカウト活動の振興を目的に設立された石川県議会議員33名で構成する団体であるし、ボーイスカウトに関する情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費の支出ではない。同連盟年会費支出は違法である。	ボーイスカウト振興石川県議会議員連盟は、青少年の健全育成のため、スカウト運動の振興拡大を図ることを目的とするものであり、田中議員は、ボーイスカウトに関する情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	53	平成28年度石川県日韓親善協会会費（甲86）	10000	石川県日韓親善協会は、日本と韓国との文化交流、経済提携等を通じ友好親善につとめ両国の発展に寄与することを目的に設立された団体であるし、日韓親善に関する情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理されることとされている事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。平成28年度石川県日韓親善協会会費支出は違法である。	石川県日韓親善協会は、日韓両国民の理解と友好を深めるため、経済・文化及びスポーツ等を通じて相互間の交流と親善につとめ、両国の発展とアジアの平和と安全に寄与することを目的として設立されたものであり、上記目的を果たすための交流活動等を行っている。田中議員は、日韓友好親善に関する情報を収集し、石川県内における国際交流の在り方についての調査研究を行うため、同協会に年会費を支払った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	58	石川県バレーボール協会祝賀会会費（甲87）	5000	石川県におけるバレーボール競技の発展及び振興についての現状把握及び情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。石川県バレーボール協会祝賀会会費支出は違法である。	P FUブルーキャツとは、石川県を本拠地とするバレーボールチームであるところ。田中議員は、石川県バレーボール協会創立70周年記念式典P FUブルーキャツVプレミアリーグ昇格祝賀会に参加することで、石川県におけるバレーボール競技の発展及び振興について現状を把握し、情報収集を行って、スポーツ行政に関する調査研究を行った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	77	日本会議石川県議会懇話会年会費（甲88）	10000	日本会議石川県議会懇話会は改憲活動を行っている団体であり、伝統文化や歴史等に関する情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究の経費ではない。日本会議石川県議会懇話会年会費支出は違法である。乙第18号証は日本会議20年史であるゆえに車議員が行った調査研究を裏付ける同議員の調査研究活動の資料ではない。	田中議員は、日本の伝統文化、歴史等の継承及び国民の平和に関して全国のネットワークを持つ国民運動団体である日本会議（乙18）の石川県議会議員懇話会の年会費を支払うこと、伝統文化や歴史等に関する情報収集をし、県勢発展につながる施策についての調査研究を行った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	102	「石川インフラマネジメント・セミナー」参加費（甲89）	1000	公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会は、日本におけるFMの普及定着を図り、ファシリティマネジャーの育成を推進する機関であり、石川県のインフラの現状や問題に関する情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究の経費ではない。「石川インフラマネジメント・セミナー」参加費支出は違法である。	田中議員は、石川県のインフラマネジメントに関するセミナーに参加し、石川県のインフラの現状や問題に関する情報収集を行って、インフラに関する県政課題について調査研究を行った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由

		内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張	証明事項
年会費等	233	加賀市ロシア協会交流会費（甲9 1）	2000	加賀市ロシア協会はロシアを加賀市民に知ってもらう、民間交流を目的とした組織であり、同協会の関係者からの情報収集や意見聴取等は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。加賀市ロシア協会交流会費支出は違法である。	加賀市ロシア協会は、石川県とロシアにある姉妹都市・友好交流都市との相互交流等を目的として活動する団体であり、田中議員は、同協会の交流会に参加することで、同協会の関係者から情報収集や意見聴取等を行って、日露間の国際交流や観光行政等に関する調査研究を行った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	141	市長を囲んで市政を考える会合	3000	加賀市の現状把握及び情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。市長を囲んで市政を考える会合の経費に政務活動費を支出したことは違法である。	田中議員は、加賀市市政について、加賀市長、加賀市議会議員、加賀市民と共に話し合う会合に参加し、加賀市の現状の把握と情報収集を行って、加賀市に関する県政課題について調査研究を行った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	164	加賀市マレットゴルフ協会会費 (甲9 2)	1000	マレットゴルフ競技の発展及び振興に関する情報収集は田中議員が行ったスポーツ行政の調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。同協会会費支出は、目的外支出である。加賀市マレットゴルフ協会会費支出は違法である。	田中議員は、加賀市のマレットゴルフの発展及び振興を目的とする加賀市マレットゴルフ協会の年会費を支払うことで、マレットゴルフ競技の発展及び振興に関する情報収集を行って、スポーツ行政に関する調査研究を行った。	同支出が田中議員の個人的支出であり、県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	165	山中温泉芭蕉の館年会費（甲9 3）	3000	山中温泉にある芭蕉の館に関する情報収集は田中議員が行った山中温泉の活性化に関する調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、広域にわたる地域における事務であるとは認め難いから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。山中温泉芭蕉の館年会費支出は違法である。同年会費支出は同議員の個人的支出である。乙第21号証は令和元年度山中温泉芭蕉の館総会の議案であるゆえに田中議員が行った調査研究活動を裏付ける資料ではない。	田中議員は、山中温泉にある文化の象徴である「芭蕉の館」の発展及び振興を目的とする同館の年会費を支払い会合に参加することで、現状を把握し、山中温泉の活性化に関する調査研究を行った（乙2 1）。	同支出が田中議員の個人的支出であり、県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	218	2017年「新春の集い」会費 (甲9 4)	5000	2017年「新春の集い」は、石川県ロシア協会が開催したものであり、ロシアとの国際交流、観光行政等の情報収集や意見聴取等は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。2017年「新春の集い」会費支出は違法である。	石川県ロシア協会は、石川県とロシアにある姉妹都市・友好交流都市との相互交流等を目的として活動する団体であり、田中議員は同協会が開催した2017年「新春の集い」に参加することにより、同協会関係者から情報収集や意見聴取等を行って、日露間の国際交流や観光行政等に関する調査研究を行った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
	237	石川県ロシア協会2016年度会 費（甲9 5）	10000	石川県ロシア協会は、「石川県とロシア両国民の繁栄向上を図るとともに、世界平和に寄与する」ことを設立目的とする団体であり、ロシアとの国際交流、観光行政等についての情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。石川県ロシア協会2016年度会費支出は違法である。	石川県ロシア協会は、石川県とロシアにある姉妹都市・友好交流都市との相互交流等を目的として活動する団体であり、田中議員は、ロシアとの国際交流、観光行政等について調査研究を行うため、同協会に年会費を支払った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由

		内容	違法支出額	原告の主張	被告の主張	証明事項
	242	スポーツ振興石川県議会議員連盟年会費（甲96）	6000	スポーツ振興石川県議会議員連盟はスポーツ振興を目的とする石川県議会議員42名の団体であり、石川県内のスポーツ行政に関する情報収集は田中議員が行った調査研究を裏付ける資料提出がないゆえに同議員の調査研究活動ではない。すなわち、地域における事務及び法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務ではないから石川県の事務ではないゆえに田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。同連盟の年会費支出は違法である。	スポーツ振興石川県議会議員連盟は、石川県におけるスポーツの普及と振興を促進するとともに、そのための施設・設備の充実を目的として設立された団体であり、田中議員は、石川県内のスポーツ行政に関する情報を収集し、調査研究を行うため、同連盟に年会費を支払った。	県の事務や地方行財政に関する調査研究の経費ではないと主張する理由
年会費等	86	倫理法人会会費（甲45）	20000	倫理法人会会費は、田中議員が実施した調査研究に要する経費でないゆえに違法支出である。加えて、政務活動費支出証明書は議員自身が記載した書面であり、支出の根拠にはならないから、同会費はいずれも違法支出である。倫理法人会のホームページによれば、「石川県倫理法人会は、様々な活動を通して倫理を学び、また様々な経営者や企業人が集まり仲間を作る場になっています。」との記載があることからすれば、被告主張のように、「石川県内の中小企業をはじめとする数々の経営者の現状や石川県内の経済施策にも繋がる情報収集をする」場ではない。	石川県倫理法人会は、石川県内12箇所、能登から加賀まで各地域の単体で構成され、およそ1300社の法人が所属しており、毎週各曜日にそれぞれ早朝のモーニングセミナーが開催されており、このモーニングセミナーに参加することで石川県内の中小企業をはじめとする数々の経営者の現状や石川県内の経済施策にも繋がる情報収集をすることができるところから、調査研究費に該当するのは明らかである。 また、運用基準において、預金口座引き落としによる支出については支出証明書によって支出できると規定されている（乙5p4）。	
	114		20000			
	130		10000			
	163		10000			
	186		10000			
	201		10000			
	229		10000			
	244		10000			
	105,106ほか	ガソリン代（甲42、43） E T C・高速代（甲44） 視察交通費・宿泊費・振込手数料（甲46）		運用基準で支出を裏付ける書面の提出が不要であると規定することは本件条例の規定に違反しており、議員自身が記載した政務活動報告書は本件条例の支出を証する書面ではないゆえに、政務活動に要する経費との関連性を裏付ける資料提出がないガソリン代は田中議員が実施した調査研究に要する経費ではない。したがって、ガソリン代支出として政務活動費を充当支出したことは違法である。 また、ガソリン代、E T C・高速代及び視察交通費・宿泊費・振込手数料そのものは田中議員が実施する調査研究に要する経費ではないゆえに調査研究費の内容規定に適合する経費ではないことに加え、当該各支出に対応する同議員が実施した調査研究及び当該使用割合を裏付ける書面を提出していないから、いずれの支出も違法支出である。	運用基準（乙5）において、ガソリン代は、自家用車利用経費として走行距離で精算する場合には1km当たり37円で計算して支出することが認められている（p7）ことからすれば、ガソリン代は調査研究費の内容と認められており、支出を裏付ける書面の提出も不要である。なお、田中議員は政務活動報告書において政務活動の内容を記載しており、この点からしても、調査研究費として認められるべきことは明らかである（乙7）。 また、E T C・高速代、視察交通費等について、運用基準において、領収書を徴し難い場合として、預金口座引き落としによる支出については政務活動費支出証明書を支出証拠とすることが認められている（乙5p4）、当該各支出は、預金口座引き落としによる支出であるから、政務活動費支出証明書による支出が認められるものである。	ガソリン代が調査研究費の内容ではないと主張する理由
	140,185	石川県立美術館 視察	600 360	チケットの半券は、調査研究費の視察内容を裏付ける書面ではないため、当該各支出は違法支出である。	運用基準において、領収書を徴し難い場合には、政務活動費支出証明書を支出根拠とすることが認められており、石川県立美術館の入場料はこれに該当し、チケットの半券をもって支出根拠とすることが認められている（乙5p4）。	
	212	入場料金	2100	調査研究費は石川県の事務に関する調査研究視察に要する経費であるから田中議員は当該事務を証する書面を提出する必要があるが同議員は当該資料を提出していないゆえに石川県の事務に関する同議員が実施した調査研究に要する経費であるとは認め難い。 また、チケットの半券は、政務活動費に要する経費であることを裏付ける調査研究視察内容を裏付ける書面ではないゆえに、当該各支出は違法支出である。	運用基準において、領収書を徴し難い場合には、政務活動費支出証明書を支出根拠とすることが認められており、東京ドームで行われたテーブルウェア・フェスティバル2017に入場するための入場料はこれに該当し、チケットの半券をもって支出根拠とすることが認められている（乙5p4）。	チケットの半券が視察内容を裏付ける書面ではないと主張する理由
		運賃		政務活動費支出証明書は調査研究費の視察内容を裏付ける書面ではないため、各運賃支出が政務活動と関連性があるとは認め難いから、各運賃等の支出は違法支出である。乙第22号証は田中議員自身が記載した海外政務活動報告書であるし、10頁のタクシーに係る記載は「ただ現地人も利用するタクシーや交通機関は日本よりもはるかに安い。タクシーはかなり長い区間走っても￥1,000-以内で収まる。」であるゆえに同議員が行った調査研究を裏付ける同議員の調査研究活動の資料提出であったとは認め難い。	運用基準において、領収書を徴し難い場合として、「運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃、その他（預金口座引き落としによる支出等）」と記載されており、政務活動費支出証明書をもって支出証拠とすることが認められている（乙5p4）。 なお、ホテル代やタクシー代については、シンガポールの領収書を貼付しているのであるから、タクシー代を支出したことは明らかである（乙22）。	

これは正本である。

令和2年12月14日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 山下憲

